

# 近代日本文官官僚制度の中の台湾総督府官僚

王 鉄 軍

## 問題提起

第一節 領有初期における台湾総督府とその官僚制度

一 台湾総督府の成立

二 領有初期における総督府官僚

三 明治三四年総督府官制改正とその課題

第二節 総督府文官官僚の人事制度

一 総督と総督府人事

- 二 技能系高等官僚と総督府人事
  - 三 総督府文官普通試験と総督府文官
  - 四 総督府とパーキンソン (parkinson) の法則
  - 五 総督府の文官懲戒
- 第三節 総督府文官官僚の生活の諸相
- 一 総督府文官官僚の特典
  - 二 総督府官僚間の交流
  - 三 退官後の総督府官僚

小括

問題提起

日本が台湾を統治した五〇年間において、その歴史を担っていたのは、国会議員、政党関係者等の政治団体といった政治責任をとれる政治勢力ではなく、台湾総督府行政官僚であった。その歴史過程において、台湾社会は、支配者階層对被支配者階層、すなわち日本人対台湾人、内地人对本島人といった政治構造の下に置かれていたが、台湾総督府行政官僚は、島内の住民に対して、統治政策を行う唯一の政治勢力であった。このような統治集団には、総督を始め、総務長官や局長から、総督府各部署の事務官・参事官・警視・属・翻訳官・技師・地方州県知事・庁長・

警部・巡查等が含まれている。このうち、内地から派遣され、任務を終えて内地に戻ったり、転任したりする、総督や総務長官、及び少数の高等官僚を除けば、総督府各部署に勤務する本府官僚、及び各地方庁に務める地方官僚は、ほとんど定年までその職に就いていた。そのため、内地はもとより、他の外地、租借地における統治行政機関の間での人事交流は、あまり行われず、独特な台湾総督府文官官僚制度が形成されていくことになった。

本稿は、近代日本文官制度の視点から、総督と総務長官を除く台湾総督府の文官官僚を対象として、台湾総督府の成立と総督府人事、台湾総督府官制改正と総督府人事の異動、総督の更迭、いわゆる内地政治の変動と総督府人事の異動といった台湾総督府官僚制度の形成と発展を促していった本源的問題を見ていきながら台湾総督府の文官官僚制度の確立の原点とその実態を明らかにしていく。

## 第一節 領有初期における台湾総督府とその官僚制度

### 一 台湾総督府の成立

#### (1) 台湾領有と台湾事務局

明治二八年五月一〇日、日本政府は、日清講和条約により、台湾本島と周辺島嶼、及び澎湖列島の領有を宣言した。この日、樺山資紀は、海軍中將から海軍大將に昇進し、台湾総督に命じられる。これより先、衆議院書記官長で、台湾の事情に詳しい水野遵が台湾譲渡の弁理公使に任命された。五月、樺山と水野は、大本営が移駐した京都に赴き、台湾総督府臨時事務所を設け、総督府職員の任用を開始した。

同年六月一七日、樺山総督一行は、基隆から台湾に上陸し、台北城内で始政式を行うとともに、台北、台南、鳳山、恒春等に官吏を派遣し、ここに台湾での日本統治が開始された。しかし、台湾に上陸した樺山総督以下総督府吏員を待ち構えていたのは、台湾島内に残留した清国兵と台湾住民による激しい抵抗であった。台湾住民の激しい抗日抵抗を鎮圧することが困難であると判断した政府は、同年七月一八日、一時民政施設の導入を断念し、総督府そのものを軍組織に編みこみ、軍政を施行することになった。翌月六日、陸軍省は、陸軍省達を以て台湾総督府条例を定め、全島を鎮定するまで総督府を傘下に置くことになった。

同年六月一八日、伊藤首相を総裁とし、参謀本部次長川上操六を副総裁とし、内務次官末松謙澄治を民生委員、大蔵次官田尻稻治郎を財務委員、外務次官原敬を外務委員、海軍中将山本権兵衛を軍事委員、逓信省通信局長田健治郎を交通委員、内閣書記官長伊東巳代治を総務委員とする台湾事務局が発足した。同局は、「台湾総督ノ稟議報告等二就キ其ノ意見ヲ内閣總理大臣ニ具申ス」との事を目的として設置された。

## (2) 台湾総督府条例の制定

樺山が台湾総督に命じられた当初、樺山総督らは、伊藤内閣總理大臣宛に総督府条例案を上申した。しかし、同条例案は、閣議決定をされた後に上奏したところ、天皇に不裁可とされた。こうして、台湾総督府は、台湾総督府仮条例と陸軍省の台湾総督府条例をもって、台湾での統治を開始する。このうち、台湾事務局は、台湾総督府が起草した台湾総督府条例案を底本とし、台湾統治の組織法の制定に取り掛かった。

しかし、台湾事務局を始めとする当局者の間は、総督の任用資格、総督の委任事項、中央監督省庁の設置、総督府の官僚構成等をめぐって対立をしていた。周知のように、台湾事務局の外務委員であった原敬は、強硬な武官総督制の反対者であった。この原が明治二十九年二月二日に開かれた台湾統治法案を決定する台湾事務局会議の模様を、

「海陸軍は主管省に於て直轄して総督に委任せず並に税関郵便電信等の事務も主務省の直轄となす事を主張したるも多数の意見は之に同意せず、但台湾を一の殖民地類似となすの案は幾分か破れたり。又総督官制に於て陸海軍大將又は中將を以て之に充つるの原案は川上中將を除くの外全会不同意なりしも総理は陸軍の感情を考へたるにや原案を取り、此日議決の諸案不同意の点多し」と記しているように、台湾総督府官制の基本は委員全体の合意のなかで、大概ができていったものの、総督の資格要件である武官総督論については、陸軍の川上操六除き全員が反対していたこと、それを敢えて挿入したのは伊藤総裁の陸軍態度への特別な配慮によるものであったことが分かる。

同年、伊藤内閣は、専ら北海道と台湾総督府を管轄する中央省庁である拓殖務省官制と、台湾総督に律令制定権を付与する「六三法」を成立させた。それと同時に、「台湾総督府条例」と「台湾総督府民政局官制」を制定され、公布された。その台湾総督府条例は、<sup>3)</sup>

#### 台湾総督府条例

- 第一条 台湾ニ台湾総督ヲ置キ台湾島及澎湖列島ヲ管轄セシム
- 第二条 総督ハ親任トス陸海軍大將若クハ中將ヲ以テ之ニ充ツ
- 第三条 総督ハ委任ノ範圍内ニ於テ陸海軍ヲ統率シ拓殖務大臣ノ監督ヲ承ケ諸般ノ政務ヲ統理ス
- 第四条 総督ハ主任ノ事務ニ付其ノ職權若クハ特別ノ委任ニ依リ総督府令ヲ発シ之ニ禁錮二十五日又ハ罰金二十五円以内ノ罰則ヲ附スルコトヲ得
- 第五条 総督ハ其ノ管轄区域内ノ防備ノ事ヲ掌ル
- 第六条 総督ハ其ノ管轄区域内ノ安寧秩序ヲ保持スル為ニ必要ト認ムルトキハ兵力ヲ使用スルコトヲ得

第七条 總督ハ必要ト認ムル地域内ニ於テ其ノ地ノ守備隊長若クハ駐在武官ヲシテ民政事務ヲ兼掌セシムルコトヲ得

第八条 總督ハ所部ノ官吏ヲ統督シ委任文官ノ進退ハ拓殖務大臣ニ由リ内閣總理大臣ヲ經テ之ヲ上奏シ判任官以下ハ之ヲ專行ス

第九条 總督ハ知事ノ命令又ハ処分ノ成規ニ違ヒ公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ其ノ命令又ハ処分ヲ停止シ又ハ取消スコトヲ得

第十条 總督ハ拓殖務大臣ニ由リ内閣總理大臣ヲ經テ所部文官ノ叙位叙勲ヲ上奏ス

第十一条 總督ハ所部文官ヲ懲戒ス其ノ勅任官ニ係ルモノ並ニ委任官ノ免官ニ係ルモノハ拓殖務大臣ニ由リ内閣總理大臣ヲ經テ上奏シ其ノ他ハ之ヲ專行ス

第十二条 總督事故アルトキハ民政局長軍務局長ノ中官等高キ者其ノ職務ヲ代理ス

第十三条 總督府ニ總督官房ヲ置ク

總督官房ニ副官二人及專任秘書官二人ヲ置ク總督ノ命ヲ承ケ機密事務及文書ノ取扱ヲ掌ル

副官ハ陸海軍佐尉官ノ内各一人ヲ以テ之ニ充ツ秘書官ハ委任トス

第十四条 總督府ニ民政軍務ノ二局ヲ置ク其ノ副官ハ別ニ之ヲ定ム

附則

第十五条 本令ハ明治二十九年四月一日ヨリ施行ス

と、台湾總督は、陸海軍大將又は中將より充てられ、管轄区域内の防備と安寧秩序維持をするため兵力を使用する

ことができ、そして拓殖務大臣の監督を受け、台湾総督府の諸般の政務統理権といった軍政と行政権を付与されることとなった。このうち、総督府内の民政局長と軍務局長が総督の職務が代理できることは、この後に制定された台湾総督府官制とは明らかに異なる。つまり、台湾総督府民政局長と軍務局長に台湾総督の職務の代理権を付与したことは、この台湾総督府条例の特徴の一つであった。

また、同日公布した勅令第九〇号「台湾総督府民政局官制」は、

#### 台湾総督府民政局官制

第一条 台湾総督府民政局ハ台湾総督ノ管轄ニ属スル行政及司法ニ関スル事務ヲ整理スル所トス

第二条 民政局ニ左ノ職員ヲ置ク

局長

事務官

参事官

技師

属

技手

通訳生

第三条 局長ハ一人勅任トス台湾総督ノ命ヲ承ケ行政司法ニ関スル事務ヲ整理シ及各部ノ事務ヲ監督ス

第四条 事務官ハ専任二十五人勅任又ハ奏任トス各部ノ長トナリ又ハ之二分属シ部務ニ従事ス

第五条 参事官八專任三人奏任トス局長ノ命ヲ承ケ審議立案ヲ掌リ又ハ臨時命ヲ承ケ各部ノ事務ヲ助ク

第六条 技師八十四人奏任トス各部ニ分属シ上官ノ命ヲ承ケ技術ニ関スル事ヲ掌ル

第七条 属八三百十二人判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第八条 技手八四十人判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第九条 通訳生八四十二人判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ通訳ニ従事ス

第十条 民政局ニ左ノ七部ヲ置ク

總務部

内務部

殖産部

財務部

法務部

学務部

通信部

第十一条 各部事務ノ分掌ハ台湾総督之ヲ定ム

附則

第十二条 本令ハ明治二十九年四月一日ヨリ施行ス

と、台湾総督府民政局は、台湾総督の管轄に属する台湾総督府警察、行政官僚の進退、財政、司法、教育、衛生、



通信、殖産等といった台湾行政及司法に関する事務を所管することとなり、台湾総督府民政局が台湾行政統治の中核に位置づけられた。また、総督の下に民政局と併設する軍政局があり、その軍務局には陸軍部と海軍部が置かれ、総督が管轄する陸海軍の軍政に関する事務を掌理することとなった。但し、台湾総督の軍事管轄権は、あくまでも「軍政」であって「軍令」ではない。つまり、台湾総督が委任された権限は、天皇大権のなかの統帥大権にある軍令大権と軍政大権における軍政大権のみであった。このことは、日清戦争下において設置された占領地行政機関であった民政庁と同じ発想によるものとみられる。

以上のような台湾統治の組織法が起案される当初において、中央政府の関係者間には、台湾総督の資格要件、つまり文武官総督制の導入をめぐり議論があった。特に台湾総督に付与された諸職務権限のなかで、管轄区域内における陸海軍の軍政権のみが付与されたことから、台湾統治の組織法が制定される当初、中央政府は、台湾総督にある範囲内の職務権限を委任し、一部の学者に言われた「皇帝」のような絶対権限は、台湾総督に付与されてはいなかった。一方、台湾総督府民政局官制に示されたように、台湾総督府民政局は、軍事を除く警察、衛生、司法、殖産、教育等の台湾総督の管轄に属する事務を所管したことにより、台湾総督の下に台湾統治の中核に位置づけられたのである。

## 二 領有初期における総督府官僚

### (1) 日清戦争までの内地文官制度

台湾総督府の文官官僚制度を検討する前に、それまでの内地における文官制度を見ていきたい。

日本の近代的文官制度は、明治一九年に築かれた。同年三月から四月にかけて政府は、それぞれ「高等官官等俸

給令」(三月一七日勅令第六号)、「判任官官等俸給令」(四月二十九日勅令第三六号)と「技術官官等俸給令」(四月二十九日勅令第三八号)を公布した。これらの法令は、今までの制度を法制化したものではあったが、官僚を親任官、勅任官、奏任官という高等官と判任官とに区分したうえ、その官等に対応する俸給を定めた。いうまでもなく、これは前年に発足したばかりの内閣制度とともに、近代的な国家システムの一環として築かれていく近代的文官制度の原型をなすものであった。

次いで、明治二〇年七月、政府は、「文官試験試補及見習規則」を公布し、官僚の任用資格に試験制度を導入する。一方、これは、それまでの藩閥に基づく私的な文官任官に資格を付与し、さらに国家試験と近代教育とを結合させるといふ、全く新しい近代的な官吏任用制度を創設したものと見える。同規則によると、高等文官の試補になるには、帝国大学法科大学卒業生を除くものにとつては高等文官試験が必要となる。判任文官の見習になるには、府県立中学校卒業生、認可された私立中学校の卒業生は普通試験が免除され、中学校以下の学歴しかもっていないものにとつては普通文官試験が必要となる。

ところが、帝国大学法科大学卒業生の高等文官試験の免除と府県立、私立中学校卒業生の普通試験の免除により、高等文官試験と普通文官試験の応募者が少なくて、「文官試験試補及見習規則」が空洞化していく傾向とこのことによる近代的な文官官僚の供給不足が見られた。そのため、明治二二年から明治二五年の間に、政府は、無試験で高等文官に採用できる大学と試験が免除されて、普通文官に採用できる中学校を拡大する。すなわち無試験で高等文官に採用できる大学は、当初の帝国大学法科大学卒業生から、東京農林学校、旧駒場農学校本科卒業生、札幌農学校農学科工学科卒業生、及び学習院高等学科卒業生に拡大した。また、普通文官になるための試験免除学校は、当初の府県立中学校、私立法学校、及司法省旧法学校の卒業生から、東京農林学校別科、旧速成科、旧簡易科、旧

駒場農学校別科卒業生、学習院中等学科卒業生、及び文部大臣の認可を経た法律学政治学又は理財学を教授する私立学校の卒業生に拡大した。一方、明治二六年一〇月三一日、政府は、委任文官と判任文官の任官資格を調整し、新たに勅令第一八三号を以て「文官任用令」を制定した。

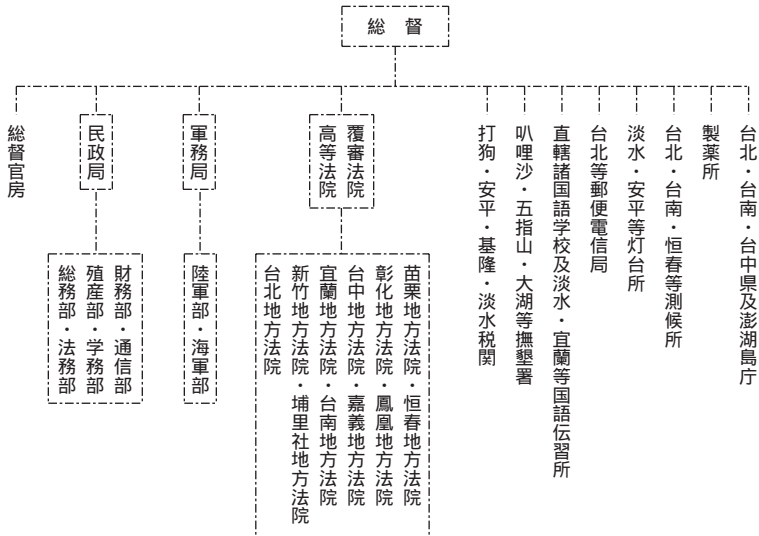
これによると、高等文官試験に合格した者、三年以上高等文官として勤務した者、三年以上判事検事として勤めた者は、委任官という高等文官の任用資格とされた。

また、文官普通試験に合格した者、文官高等試験に合格した者、官立・私立中学校卒業生、三年以上文官として勤務した者は、判任文官の任用資格者とされた。<sup>4)</sup>このほか、教官、及び技術官の任用をするには、原則として文官高等試験委員または文官普通試験委員の銜が必要とされた。<sup>5)</sup>

(2) 明治二九年の総督府の主要人事

明治二九年四月一日、「台湾総督府官制」の施行に伴い、台湾総督府は、同府高等文官の人事を決定した。当時総督府諸部署とその主要人事は、次の第1表と第2表が示した

第1表 台湾総督府機構略図 - 明治29年4月現在



通りである。<sup>6)</sup>

第2表 明治二十九年四月現在総督府主要人事一覽

総督 樺山資紀

民政局長 水野遵(四月一日)

内務部長 古莊嘉門(四月一日)

警保課長 千々岩英一(四月二三日)

監獄課長 中西五六郎(四月二三日)

庶務課長 「心得」高橋虎太(四月一八日)

殖産部長 押川則吉(四月二三日)

鉱務課長 沖龍雄(四月二三日)

林務課長 有田正盛(四月二三日)

拓殖課長 柳本通義(四月二三日)

農商課長 高橋昌(四月二三日)

財務部長 山口宗義(四月九日)

監督課長 遠藤剛太郎(四月二三日)

經理課長 新井章(四月二三日)

租税課長 中村是公(四月三〇日)

調査課長 祝辰巳(四月三〇日)

関税課長 「兼」祝辰巳(四月三〇日)

法務部長 「兼」高野孟矩(四月九日)

民事課長 「兼」山口武洪(五月一日)

刑事課長 服部甲子造(五月一日)

学務部長 伊沢修二(四月一日)

編纂課長 伊集院兼良(四月三日)

教務課長 児玉喜八(四月三日)

通信部長 土居通予(四月三日)

内信課長 松岡弁(四月三日)

外信課長 木村亮吉(四月三日)

為替貯金課長 今井鉄太郎(四月三日)

計算課長 杉浦篤三郎(四月三日)

工務課長 岩田武夫(四月三日)

電信課長 古川五郎(四月三日)

海事課長 遠藤可一(四月三日)

総務部長 「兼」水野遵

- 外事課長 「心得」杉村濬（四月二三日）
- 秘書課長 木下新三郎（四月二三日）
- 衛生課長 「心得」加藤尚志（四月二三日）
- 文書課長 木村匡（四月二二日）
- 臨時土木部長 「心得」山口宗義（四月一八日）
- 高等法院長 高野孟矩（五月一三日）
- 台北県知事 橋口文藏（四月一日）
- 台中県知事 牧朴真（四月一日）
- 台南県知事 磯貝静藏（四月九日）
- 澎湖島司 宮内盛高（四月二三日）

このうち、総督府民政局部長に起用された六人のうち四人は現役官僚であつた。すなわち法務部長高野孟矩の前職は新潟地方裁判所判事、法務部長山口宗義は大蔵省主計局主計官、通信部長土居通豫は逓信省の逓信書記官、殖産部長押川則吉は農商務省農商局農事課長であつた。また、残りの二人の民政局部長である学務部長伊沢修二も、文部省参事官、東京音楽学校校長等を、外務部長古荘嘉門も第一高等中学校校長等を歴任していた。各部の課長に起用された二四人のなかには、内地各機関の現職の課長、技師クラスの出身者が多い。近代的な大学教育を受けた高等文官資格者は、判明できる限り四人いる。それは、民政局財務部租税課長に任じられた中村是公、同部調査課長に命じられた祝辰巳、同部監督課長に任用された遠藤剛太郎、及び民政局参事官に任用された大島久満次である。

このうち、中村是公は、明治二六年七月、帝国大学法科大学英法科を卒業した後、大蔵省に入省し、その後試補として大臣官房第二課に勤めた後、主計局属、秋田県収税長を経験して、渡台したものである。大島、遠藤、祝の官歴は中村課長とほぼ同じ出世コースであった。

このほか、総督府課長クラス中に札幌農学校卒業生は、判明できる限り、民政局殖産部林務課長有田正盛と同部拓殖課長柳本通義の二人である。このうち、柳本課長は、拓殖移民の業務に精通し、「十余年間専ラ拓殖ノ業務ニ従事シ其経歴アルハ勿論ニ有之且ツ人物温厚ニシテ部下ヲ統御スルノ材能アル」と評価され、台湾総督府技師に命じられ、長年にわたり、台湾東部の移民と土地開墾に努めた。

この時期における台湾総督府行政官僚には、行政経験に富み、いわゆる「実践型」の旧式官僚もあり、近代的な法制教育を受けたいわゆる「法制型」である近代的「新式官僚」もいた。つまり、総督府民政局長、各部長人事には前者が多く、課長クラスの人事には、近代教育を受けた「法制型」官僚がいるが、総督府高等官人事は、全体的には旧式官僚で占められていた。

(2) 明治三〇年の官制改正とその人事異動

明治二九年一〇月、桂太郎総督の後任として渡台した乃木希典総督は、総督官邸に集まった総督府高等官僚に、次のように訓示をし、<sup>8)</sup>

凡そ官吏は政府の機関にして治化の本源たり其の職を行ひ身を処するの際宜く紀律を正しくし道義を重んじ責任を明にすべし是れ刑法の外官吏服務の規定ある所以なり。

顧ふに台澎全土我が版図に歸してより日尚ほ浅く百般の事業慨ね創始に属し政府の施設官吏の行為は内外人の

俱に注目する所なり是の時に当り職を茲の土に奉ずる者当さに加々紀律を厳にし徳義を重んじ責任を明にし以て政府の威信を宣へ統治の実効を挙げざる可らず夫れ従順、清廉、公正、慎密は官に居るの要にして奉公尽忠の道即ち亦之に外ならず故に長官の指揮命令には宜く従順なるべし若し或は其の指揮命令を穩当ならずと思惟するものある時敬礼を失ふこと無く具さに意見を陳して上官の採納を仰ぎ若し聴かれざる時は己を捨て命に従ふべきのみ職務を執行する宜く誠実勤勉にして責任を明かにすべし身を奉じ心を持する宜く儉素にして清白なるべし人を用ひ事を処する宜く公明にして正大なるべし官職の機密は宜く慎重にして漏洩する無事かるべし凡そ此の数者は職を官に奉ずる者の平生尤も意を致すべきの要たり苟も此に缺くる所あれば官吏の体面何に由て之を保証たん而して政府の意見亦將さに是に因て地を払ふに至らんとす。

監督の責ある長官は宜しく風紀を肅し節制を厳にし常に所属官吏を節励して苟も非違の行為なからしめんことを勉むべし若し夫れ服務規律に違ふの顕状ある者は即ち検挙し輕重に従ひ懲戒処分を付し毫も假借する所あるべからず

と、総督府官僚が清廉、公正、風紀をなすべくことを唱えた。後任者の総督の就任訓示に比べても、乃木総督が、これほど総督府の官吏服務規律を強く強したことからは、この時期における総督府内の官吏の腐敗と不正の深刻さが伺えよう。

この背景には、相次いで発覚した総督府所属官僚の不正と横領事件とが存在していた。

同年、総督府司法当局は、台中県埔里社支庁長・同支庁地方法院院長・撫墾署長檜山鉄三郎をはじめとする総督府官僚は、総督府の官舎建築用地の土地買収の過程における文書偽造の行使、詐欺取財、収賄等の疑いで逮捕した



御用商人馬場一、質屋野間五造、前民政局警保課通訳藤本賢次郎、同局事務官、前通信部計算課長杉浦篤三郎ら、強盗示唆、詐欺、恐喝取財の疑いで逮捕した鳳山県支庁長、地方法院長柴原亀二、同支庁内務課長今井武夫、同支庁保安課長兼地方法院監督書記、同支庁警察部長長山徹、同支庁地方法院書記安永三四郎らを検挙及び起訴した。

翌年六月、台中県埔里社地方裁判所は、檜山鉄三郎らに判決を下し、同人に強盗示唆、詐欺、恐喝取財の疑いで一年三ヶ月の禁錮刑を言い渡した。<sup>9)</sup> 同年八月一九日、台北地方法院は、総督府の官舎建築用地の土地買収の過程における文書偽造の行使、詐欺取財、収賄等の疑いで起訴された馬場一、野間五造、藤本賢次郎、三島敏教、杉浦篤三郎らに判決を下し、主犯格の馬場に禁錮一年及び二〇〇円の付加罰金、杉浦に禁錮一年六ヶ月及び三〇〇円の付加罰金、三島に禁錮九ヶ月、及び一五〇円の付加罰金を言い渡した。<sup>10)</sup> かかる総督府官吏の汚職と不正摘発をめぐって、総督府内の司法と行政の間に対立が表面化する。このため、中央政府は、総督府官僚の対立が表面化した民政局の水野民政局長をはじめ、高野高等法院長、汚職事件により問題とされた財務部と通信部の山口宗義、土居通予両部長を更迭した上で、大蔵省国債局長曾根静夫と広島控訴院判事水尾訓和をそれぞれ総督府民政局長、高等法院長に任じ、財務局租税課長中村を財務局事務取扱に命じた。

一方、中央政府は、総督府官制を改正し、台湾統治体制の改革を図ろうとした。同年七月二〇日、台湾総督府は、府内で起草した「台湾総督府官制案」を拓殖務大臣宛に具申する。同官制案に添付した官制制定の理由書で、総督府は次のように主張した。<sup>11)</sup>

従来台湾総督府二民政軍務ノ二局ヲ置キ総督ノ命ヲ承ケ各局長ヲシテ其主任ノ事務ニ当ラシメタルモ民政二付

テハ地方官官制ノ改正ニ依リ従来民政局ニ於テ取扱ヒタル行政事務モ之ヲ地方庁ニ移シ総督府八単ニ一般行政ノ計画ト監督トニ当リノ目的ナルヲ以テ特ニ一局ヲ置クノ必要ヲ認メス且中間階段ノ多ナルハ事務ノ敏捷ヲ欠クノ虞アル力故ニ民政局ヲ廢シ同局ノ各部ヲ總督ニ直隸シ別ニ事務官長ヲ置キ總督補佐ノ責ニ當ラシメ以テ其目的ニ副ハシメントス

ここでは、それまで設置されていた民政局を撤廃し、新たに総督を補佐する事務官長の設置が唱えられているのだが、台湾総督府が起案したこの総督府官制案は、滯京中の曾根民政局長と法制局関係者から反対された。曾根民政局長は、総督府の官制原案に加筆した上で、拓殖務省と總督代理立見尙文軍務局長に具申する。一〇月、政府関係者間で修正を重ねられた総督府官制改正案は、枢密院の諮問を経て、同月一三日、天皇の勅裁を経て、二一日公布された。

同官制改正の趣旨は、従来の総督府条例により設置されていた軍政局の官制改正を行い、新たに陸海軍幕僚を設け、従来の民政局の所管である財務業務を民政局から分離し、新たに設置される財務局に移行した。そして、民政局の職務範囲は、従来の「民政及司法ニ関スル一般ノ事務ヲ掌ル」から、「民政司法ニ関スル一切ノ事務ヲ掌ル」へと変更され、民政局の司法事務の管轄が強化されることになった。

これは、総督府官僚の横領と不正、さらにその摘発をめぐる司法行政の軋轢という教訓から、台湾統治上の軍人勢力の排除、司法事務の管轄強化と財政事務の民政事務からの分離を図ろうとしたものではあったが、官僚腐敗の根源除去、そして台湾統治方針の転換とまでは言い難い。台湾統治体制の是正は、児玉源太郎総督と後藤新平民政局長の赴任を待たなければならなかった。

(3) 児玉源太郎・後藤新平の就任と総督府官制改正

明治三十一年二月二六日、児玉源太郎は、総督府官僚腐敗の責任をとり辞任した乃木の後を受け、台湾総督に命じられた。翌月二六日、内務省衛生局長後藤新平は、伊藤首相、山県、桂らの推挙で、解任された曾根民政局長の後を受け、台湾総督府民政局長に命じられた。<sup>12)</sup>

同三月二八日、台湾に着任した児玉総督と後藤民政局長は、就任早々、政治統一、治安回復のための「土匪」招降等の政治刷新策を掲げる。このうち、児玉総督と後藤民政局長は、至難なる吏員淘汰を断行し、総督府の人事刷新を図ろうとして、同年六月、「台湾総督府官制」を改正し、民政局長を民政長官に改称し、従来の総督府民政局の部で分課した事務を課に改め、民政局の機構縮小と官僚の削除により事務の簡素化と効率化を図ろうとした。<sup>13)</sup> このため、同六月三〇日、総督府は、改めて総督府民政部課長を任命する。その人事は、次のようであった。<sup>14)</sup>

民政長官 後藤新平

参事官長 石塚英蔵

人事課長 大島富士太郎

文書課長 木村匡

外事課長 杉村濬

県治課長 [兼] 杉村濬

調査課長 [兼] 杉村濬

警保課長 関宗喜

土木課長	高津慎
衛生課長	加藤尚志
主計課長	祝辰巳
税務課長	中村是公
法務課長	大島久満次
学務課長	児玉喜八
殖産課長	柳本通義
通信課長	菊池末太郎
会計課長	神方恒

この総督府高等官人事には学歴において、後藤民政長官を始め、杉村外事課長、木村文書課長、関警保課長、神方会計課長ら旧式官僚と石塚参事官長、大鳥人事課長、祝主計課長、中村税務課長、柳本殖産課長ら東大や札幌農学校卒業で近代教育を受けた近代官僚に分けられ、旧式官僚と近代官僚はほぼ半々である。出身地別では、後藤民政長官が岩手県、石塚参事官長が福島県、木村文書課長が宮城県、杉村外事課長が岩手県、祝主計課長が山形県の出身で、東北出身者の割合が多い。出身地からみれば、この時期における総督府高等官に、旧式官僚、または非長薩藩閥の官僚が主流となっていたことから、台湾総督府は、内地官僚体制中の傍系とされる官僚の島流しの場所とも考えられる。

この間、明治三十二年七月と八月、神方会計課長が辞職し、杉村外事課長も内地へ転任する。これを受け、総督府

は、祝主計課長、大鳥人事課長、事務官松岡弁をそれぞれ会計課長兼任、外事課長兼任、県治課長に命じる。また、明治三三年七月三〇日、総督府は、後藤民政長官との関係が悪化して辞任をした木村文書課長兼学務課長の後任に、総督府製薬所長加藤尚志に同局文書課長を、松岡事務官に同府学務課長を命じた。続いて、大鳥人事課長兼外事課長の外務省への転任、及び関警保課長、高津土木課長の退官を受け、総督府は、総督秘書官大津麟平、石塚参事官長、大島法務課長、技師長尾半平をそれぞれ人事課長、外事課長心得、警保課長兼任、土木課長に命じる。さらに明治三四年五月一四日、新渡戸稲造が同殖産課長に命じられた。

こうした結果、新渡戸殖産課長に、新たに任命された松岡学務課長、長尾土木課長及び加藤文書課長を加えて、総督府民政部課長の全員が東大又は札幌農学校の卒業生となり、明治三一年から明治三四年までの三年余りにおける一連の人事更迭により、総督府本府の課長クラスにおける官僚の「近代化」が完成した。

### 三 明治三四年総督府官制改正とその新課題

#### (1) 明治三四年台湾総督府地方官官制改正とその人事

明治三四年九月二〇日、総督府は、次のような台湾総督府地方官官制改正案を内務大臣に具申する。<sup>15)</sup>

明治三十四年九月二十日

参事官長 花押

総督 閱了

民政長官

地方官官制等改正ノ件

右二閣シ取調ノ上別紙ノ通成案致候ニ付御進達相成可然御稟申案ヲ具シ仰 高裁

稟申案

従来ノ県、庁並弁務署ヲ廃止シ之ニ代フルニ二十個ノ新庁ヲ設置「朱筆にて削除」以テ「朱筆にて加筆」シ其ノ結果トシテ総督府ノ組織其ノ他ノ官制等ニ改正ヲ施スノ必要ヲ認め左記目録ノ通各勅令案及進達候ニ付至急發布方御註議相成候様致度理由書添付此段及稟申候也

年 月 日

総督

内務大臣宛

追テ県庁廃止ノ結果台湾土地収用規則外八件ノ律令ニ改正ヲ加フルノ必要アリ不日具案提出ノ筈ニ有之候

〔中略〕

勅令案

台湾総督府地方官官制

第一条 台湾ニ左ノ庁ヲ置ク其ノ位置及管轄区域ハ台湾総督之 ヲ定ム

台北庁

基隆庁

宜蘭庁

深坑庁

桃仔園庁

新竹庁

苗栗庁

台中庁

彰化庁

南投庁

斗六庁

嘉義庁

麻荳「朱筆にて削除」塩水港「朱筆にて加筆」庁

台南庁

蕃薯庁

鳳山庁

東港「朱筆にて削除」阿猴「朱筆にて加筆」庁

恒春庁

台東庁

澎湖庁

第二條

各庁ニ左ノ職員ヲ置ク

庁長	奏任	一人
属	判任	
警部	判任	
技手	判任	
通訳	判任	
警部補	判任	

(中略)

地方制度更正「朱筆にて削除」理由書「朱筆にて加筆」従来台湾ノ地方制度タル或ハ総督府ノ支庁ヲ各地ニ配置シ或ハ県ヲ置キテ其ノ管内ニ県ノ支庁ヲ配置シ或ハ県及支庁ノ下ニ弁務署ヲ配置シタルカ如キ数次ノ変遷ヲ経タルモ明治二十九年四月民政開始以来今日ニ至ルマテ県及庁ヲ置キ其ノ下ニ弁務署ヲ配置スルノ主義ハ未タ曾テ変更ヲ見ス現ニ明治三十一年ノ改革ニ際シテモ単ニ県並弁務署ノ数ヲ半減シ警察署及撫墾署ヲ弁務署ニ合併シ以テ機関ノ統一ヲ図リタルニ止マリ地方制度ノ大主義ニ至テハ依然トシテ其ノ旧ニ依レリ然ルニ爾後ノ経験ニ依ルニ専ラ地方政務ノ衝ニ当ルモノハ弁務署ニシテ県及庁ハ単ニ總督府ト弁務署トノ間ニ介在スル一種ノ取次機関タルニ過キス必シモ県及庁ヲ設置セサレハ処理スル能ハサル程ノ政務ハ殆ント之レアルヲ見ス蓋シ台湾ニ在テハ内地各府県ニ於ケルカ如キ地方団体及地方議會等ニ関スル事務ノ如キハ全く徴収ニ事務ノ如キモ總督府直轄ノ下ニ特別機関ヲ設ケテ之ヲ処理セシムルノ得策ナルハ多年ノ経験ニ徴シテ



明力ナリ又警察事務ニ至テモ彼ノ匪賊ノ出没スル地方ノ如キニ在テハ事ノ極メテ輕微ナルモノノ外悉ク指揮ヲ總督府ニ仰クノ実況ニシテ間ニ止ムニ得サル事トス「朱筆にて加筆」又地方稅事務ノ如キ罹災救助事務ノ如キ之ヲ新設ノ庁ニ移スモ何事ノ差支アルヲ見ス故ニ今日マテノ經驗ニ徴スルニ県及庁ヲ設置スルノ結果ハ却テ事務ノ敏活ヲ缺キ或ハ互ニ責務ヲ推諉スルカ如キノ情弊アリ惟フニ県及庁存置ノ必要スル所ノ經費八年々五十万円乃至六十万円ノ巨額「朱筆にて削除」頗ル巨額「朱筆にて加筆」ニ上リ而シテ其ノ得ル所ノ効果ニ至テハ殆ント挙ケテ言フニ足ルモノナキノミナラス往々為ニ此ノ如キノ情弊ヲ生スルニ至ル是レ県及庁ヲ廢止シ從來ノ弁務署ニ県庁事務ノ一部ヲ合併シ稍其ノ一ヲ高メテ之ヲ庁トナシ以テ之ヲ總督府ニ直屬セシメ以テ事務ノ統一ヲ図ル「朱筆にて加筆」ノ必要ナル所以ナリ

これは、従来台湾本島及び澎湖列島に設置された県庁体制を廢止し、台北、台中、台南、南投、彰化、鳳山、斗六庁等合わせて二〇庁を新たに設置する旨の官制改正案であつた。

同年一月、總督府が具申した台湾總督府地方官制改正案は、中央主務省庁である内務省、法制局との調整を経て閣議決定され、枢密院に送付される。同案は、同月八日開かれた枢密院本會議上の諮問を経て、同月一日、公布された。

同一日、台湾總督府は、新官制改正案に基づき、總督府地方官人事辞令案を公布する。その庁長人事は、次のようであつた。<sup>16)</sup>

台北庁長 菊池末太郎

台中庁長 小林三郎

台南庁長 山形脩人

桃仔園庁長 佐藤友熊

苗栗庁長 家永泰吉郎

鳳山庁長 川田久喜

嘉義庁長 岡田信興

深坑庁長 丹野英清

基隆庁長 山名金明

彰化庁長 須田綱鑑

新竹庁長 里見義正

塩水港庁長 村上先

斗六庁長 荒賀直順

南投庁長 小柳重道

蕃薯 庁長 石橋享

阿猴庁長 桑原外助

【宜蘭庁長 西郷菊次郎】

【台東庁長 相良長綱】

【澎湖庁長 浅田知定】

【恒春庁長 森尾茂助】

このうち、宜蘭、台東、澎湖、恒春庁長がそれまでの総督府庁長の留任であり、台北・台南・台中・南投・彰化・阿猴・鳳山・斗六らの庁長人事は、もともと総督府本府通信課長であった菊池末太郎を除きほぼ元総督府の地方県知事、并務署長及び警部長より充てられたものであり、内地からの転任はなされなかった。

(2) 総督府本府の官制改正とその人事

一方、台湾総督府は、地方官官制改正の施行に伴い、総督府本府の官制改正も実行する。

これより先の明治三四年九月八日、後藤民政局長は、滯京中の石塚参事官長に宛てて次のように打電し、<sup>17)</sup>

〔欄外注：發送済〕

明治三十四年九月八日

参事官 「大島久満次」花押

民政長官 「後藤新平」花押

電報案

今回ノ改革中最モ注意ヲ要スヘキモノハ警察制度ナリ其後ノ攻究ニ依リ特ニ総督府ニ警察本署ヲ置キ警察事務ノ監督並ニ或場合ニ於ケル直接執行ニ当ルノ組織ヲ明カニシ警務局長ヲ置カス警視総長並警部ヲ置キ巡閱区画ヲ定メ全島警察ノ統一ヲ期スルニアラサレハ土匪密輸入其他ニ対シ警察ノ機敏ヲ缺クニ至ルノ虞アリ依テ右特別制度ヲ設クルノ必要ヲ認メタリ依テ修正案次便ニテ送ケル

と、総督府官制改正案において警察本署を新設する旨を石塚参事官長へ伝えた。もともと総督府は、地方官官制改正に同じ、警務局、総務局、土木局、通信局などの六局を新設する総督府官制改正案を起案していた。このため、同年八月一五日、総督府は、総督府官制改正案を成立させるため、法制局出身の石塚参事官長に上京を命じ、内務省と法制局との交渉と折衝に充てた。

この総督府官制改正原案の重大な変更については、同月一二日、後藤民政長官が滞京中の児玉総督宛に打電し、突然の官制改正案の変更を説明しようとした。その電文は、次の通りである。<sup>(19)</sup>

小官帰任後間モナク石塚参事官長上京ノ途ニ就キ当時ノ形勢ヲ得スル暇ナカリシモ其後見ル所ニ依レハ宜蘭台北台中管内蕃人ノ跳梁甚タシク特ニ苗栗地方ニ於テ最モ甚タシキヲ以テ警察官吏隘丁合同シテ之ヲ討伐センコトヲ人民ヨリ知事ニ申請シ知事ハ之ヲ旅団長ニ計リ目下交渉中ノ由ニシテ追テ総督ヘ稟申ノ運ニ至ルヘシ斯ノ如ク蕃界ニ事ヲ生スレハ土匪其隙ニ乘シ地方ノ安寧ヲ害スヘク此等ノ形勢ニ徴スルモ今回改正案ノ如ク警察系統ヲ一貫シテ其動作ヲ敏捷ナラシメ取締ヲ嚴重ニスルノ必要ヲ認ム其蕃人ヲ討伐スルヤ否ヤハ大ニ攻究スヘキ問題ニシテ御帰府ノ上ニ非サレハ容易ニ之ヲ決スルヲ得スト雖目下ノ形勢斯ノ如クナルヲ以テ御内報ニ及フ

つまり、後藤民政長官は、「蕃人」の討伐をするためには、総督府警察系統の敏捷と統一が必要との考えを示した。この総督府官制改正原案の変更に応じ、同年九月二〇日、総督府は、改めて総督府官制改正案を起案し、内務大臣へ上申した。同日、内務大臣に具申された総督府官制改正案と添付された官制改正案の理由は、次の通りで

明治三十四年九月二十日

参事官長 花押

総督 閱了

民政長官

(前略)

勅令案

台湾總督府官制中左ノ通改正ス

第十条中「知事ヲ若ハ」ヲ削ル

第十七条 民政部ニ警察本署及左ノ五局ヲ置ク

総務局

財務局

通信局

殖産局

土木局

(中略)

第十九条 總督府二左ノ職員ヲ置ク

民政長官	勅任	一人
参事官長	勅任	一人
警視總長	勅任又ハ奏任	一人
局長	勅任又ハ奏任	五人
参事官	奏任	專任五人
事務官	奏任	專任七人
警視	奏任	專任三人
財務官	奏任	專任四人
通信事務官	奏任	專任三人
技師	奏任	專任十八人
翻譯官	奏任	專任五人
属		
警部	判任	專任三百二十人
技手		
通訳		
(後略)		

### 総督府官制改正ノ理由書

従来総督府民政部ノ事務ハ之ヲ人事、文書、外事、県治、警保、法務、衛生、学務、殖産、稅務、通信、主計、會計及土木ノ十四課ニ分チテ掌理セリ然ルニ爾後ノ經驗ニ依レハ分課ノ数多キニ過クルノミナラス各般ノ經營其ノ歩ヲ進メ来レルニ及ヒ各課ニ於ケル事務ノ繁劇亦往日ノ比ニアラス到底總督府又ハ民政長官ニ於テ直接ニ各課ノ事務ニ付一々細密周到ナル指揮ヲ為シ難キニ至リ加フルニ今般地方官官制ノ改正ヲ行フノ結果總督府ノ事務ヲ一層繁劇ナラシメントスルニ現在ニ於ケル数課ノ事務ヲ統一整理シ以テ上官ニ対シ其ノ責ニ任スル中局機關ヲ設置スルヲ必要トスルニ至レリ是レ本按改正ヲ必要トスル所以ナリ

ここに示されたように、明治三四年の総督府官制改正案は、総督府地方官官制が従来の県庁といった総督府地方体制を改め、新たに台湾本島及び澎湖列島を二〇庁に分ち、とくに総督府官制改正案に警察本署の新設及び総務、財務、通信、殖産、土木の五局の設置を加え、総督府の機構拡大と高等文官の増員を図ろうとした。これは、総督府官僚腐敗や政令の不統一に起因した前回の総督府官制改正とは異なり、明らかに画期的な官制改正案と言える。ところが、この総督府官制改正案に対し、特にこの官制改正案の肝心とも言える警察本署の設置に関し、法制局や内務省はともかく、滞京中の児玉総督と石塚参事官長も難色を示した。

同月一七日、滞京中の石塚参事官長は、総督府官制改正案について内務省と法制局と折衝し、その交渉の結果を後藤民政長官宛に下記の通り打電し、<sup>21)</sup>

九月一七日

訳電

参事官長

民政長官 「後藤新平花押」

總督府官制案中警察ニ関スル規定ハ是非左ノ如ク修正シタシ

十七条十八条中警察本署ヲ削リ

十七条中五局ヲ六局ニ改メ、總務局ノ次キニ警務局ヲ加ヘ

十九条中警視總長ヲ削リ同条ニ局長タル警視ハ勅任ト為スコトヲ得ノ一項ヲ追加シ

二十二条ヲ削除シ

三十三条ノ次キニ「警務局長ハ警視ヲ以テ之ニ充ツ、警務局長ハ前条ノ外警察事務ニ就キ直チニ庁長以下

ヲ指揮スルコトヲ得」ノ一條ヲ加ヘ

二十六条(一)項中三人ヲ十四(？)人ニ警察本署ヲ警務局ニ改メ同条ニ項ヲ削ルコト

と、法制局は總督府の警察本署新設について反対している旨を伝えた。この石塚参事官長の返電の二時間後、同日午後二時ごろ、滞京中の児玉総督も、後藤民政長官宛に次の通り打電している。<sup>22)</sup>

九月十七日

訳電



民政長官 「後藤新平」花押

総督

民政長官

警察ノ統一ト敏活トハ今回改正中ノ眼目タルヘキハ勿論ナルモ之レカ為メ総督府ニ警察本署ナル特別機関ヲ設ケ警視総長ヲ其長トシ直接ニ庁長以下ハ指揮監督セシムルハ余リ重キヲ形式ニ置クノ結果其精神アル処ヲ誤解セシメ關係各機関ノ間ノ円滑ヲ欠キ却テ其目的ヲ誤ルノ虞アリ百般ノ民政事務ハ民政長官ノ一身ニ集中シ之ヲ經テ円滑ニ上下ニ疎通スルコト最モ肝要ナリ依テ警察本署及警視総長ヲ置クヲ止メ警視四人ヲ置キ其内一人ヲ以テ警務局長ニ充テ之ニ庁長以下ヲ指揮シ得セシムルコトニ修正可然

ここにおいて児玉総督は、警察本署の設置について反対の意を表している。この児玉総督の電文を受信した後藤民政長官は、同日午後、児玉総督に宛てて打電し、警察本署の設置の必要性を訴えた。その電報文は、次のようである。<sup>28)</sup>

九月十八日

民政長官

参事官

電報案

民政部ハ独リ警察事務監督ノミニ止マラズ直接之レカ執行事務ニ当ルコトヲ明カニスルニ他ノ五局ト一種異ナル組織ノ特設機関ヲ置クノ必要アリ若シ他ノ各局ト同一機関ノ如クセハ却テ誤解ヲ来シ直接執行ノ場合ニ於

テ円滑ヲ欠クノ虞アルカ故ニ警視総長以下順次監督ノ階級ヲ明カニスルコト規律上欠クヘカラスト信ス然ルニ警視ヲ府内ニ置キ警察事務ニ当ラシメ其一人ヲ勅任トシテ警務局長ニ充ルコトトスレハ警視総長ヲ置クノ制度ト実体ニ於テ差異ナク却テ責任ヲ軽カラシムルノ嫌アリ且形式備ハラサルヨリ実行上ニ惑ヒヲ生スル恐アリ今後三四年ノ間ハ外部ニ関スル地方行政ノ主体ハ警察ナルコトヲ示メシテ進行スルニアラサレハ徵稅事務モ専売ノ取締モ十分拳ラス且大租權ノ整理ヲ全クスルニモ余程ノ困難アルヘク前途警察機關ノ力ニ待ツコト多キハ明白ナリト思ハルル力故ニ此際ニ於テ其名称ハ何レニモセヨ警察本署ノ如キ系統一貫ノ特別制ヲ置カレンコト切望ニ堪ヘス尚ホ御賢断ヲ乞フ

民政長官

總督宛

また、同日、後藤民政長官は、石塚参事官長に同じ趣旨の電報文を送り、総督府としての官制改正方針を伝えた。その電報文は、次のとおりである。<sup>24)</sup>

九月十八日

民政長官

参事官

電報案

警察系統ニ関スル總督ヨリノ電報ニ対シ理由ヲ具シ御再考ヲ願ヒ置ケリ警察ハ形式上鮮明ナラサレハ却テ誤解ヲ来タシ円滑ヲ欠クノ虞アリ小生一個ノ考トシテハ寧ロ總督府ニ警視二十三名ヲ置キ内二十名ヲ庁長ニ補スル

ノ制トシ此処二三年純然タル警察行政ノ系統ニ致シタシト思考スル位ナリ否ラサレハ全島ノ統治ニ於テ或ハ功績ヲ挙クルニ難キヲ感スヘシ憲兵モ減少スル暁ニ於テ保甲制度ノ普及モ此後一チニ警察ノ振作ニ依頼セサルヲ得スト思考ス依テ總督府ニ監督官ヲ置クヨリモ主トシテ執行ノ責任スル警察制ヲ設ケ度キ見込ナリ右貴官ノ御参考迄電報シ置ク宜ク御取捨ヲ乞フ

民政長官

参事官長宛

ここでは、総督府警察系統の統一指揮の必要性を訴え、総督府上層部の結束が求められている。さらに後藤民政長官は、翌月帰台した児玉総督を説得した結果、児玉総督は自ら桂首相へ打電し、総督府官制改正案の成立を求めた。

以上のような過程を経て、総督府官制改正案は、閣議決定され、同年一月八日、枢密院顧問官の諮問を経て、同月一日、天皇の裁可を得て公布された。<sup>26)</sup>同日、総督府は、新成立した総督府官制に基づき、総督府人事を決定する。その主な人事は、次の通りである。

総督官房秘書課長 大津麟平

総督官房文書課長 「心得」加藤尚志

【民政長官 後藤新平】

【参事官長 石塚英蔵】

警察本署長 大島久満次

警務課長 「心得」中田直温

保安課長 「心得」原修次郎

衛生課長 加藤尚志

財務局長 祝辰巳

主計課長 峽謙齋

会計課長 「兼」峽謙齋

稅務課長 宮尾舜治

殖産局長 「心得」新渡戸稲造

農商課長 横山壮太郎

拓殖課長 柳本通義

権度課長 「兼得」柳本通義

土木局長 「心得」高橋辰次郎

土木課長 高橋辰次郎

営繕課長 福田東吾

經理課長 「心得」今井周三郎

通信局長 鹿子木小五郎

庶務課長 「兼得」伊藤金彌

郵務課長 伊藤金彌

電務課長 蜷川湛徳

海事課長 遠藤可一

総務局長 石塚英蔵

地方課長 「兼得」松岡弁

学務課長 松岡弁

この総督府上層部人事は、前回の官制改正により任命された総督府人事と比べれば、明らかに異なるところがある。これは、新たに任命された総督府各局長の経歴である。記述のように総督府警察本署長大島と財務局長祝は、東京帝国大学法科大学の卒業生で、いわゆる高等文官の資格者である。このほか、新たに任命された総督府総務局長石塚、通信局長鹿子木、土木局長心得高橋は、いずれも東京帝国大学の卒業生である。殖産局長新渡戸は、札幌農学校、東京帝国大学を経て、近代的な教育を受けたものである。また、総督府内の課長クラスに、柳本の外、横山壮太郎農商課長、福田東吾官繕課長、峽謙齋主計課長兼会計課長、宮尾舜治稅務課長、今井周二郎經理課長等は、札幌農学校、東京帝国大学の出身者である。この総督府高等官の人事構成は、明らかに前回総督府官制改正により任命した総督府高等官人事と異なるところであった。

いずれにしても、この総督府官制改正により、総督府は、総務局、通信局、土木局、殖産局、財務局と、それより格が高い警察本署といった総督府体制を確立する。

## （3）総督府文官特別任用の背景

一方、この総督府官制改正と総督府地方官制改正等の一連の総督府官制改正にあわせて、総督府は、「台湾総督府地方職員特別任用令」、「台湾総督府警視特別任用令」、「台湾総督府財務官特別任用令」、「台湾総督府通信事務官及一等郵便電信局長特別任用令」及び「台湾総督府典獄特別任用令」を公布した。

もともと台湾総督府は、明治三十二年台湾総督府官制改正に伴い、「文官任用令」の台湾導入を図り、総督府課長人事は高等文官資格者の任用を原則とした。このため、同年八月二三日、政府は、勅令を以て従来総督府に適用した高等官特別任用令を原則として廃止することになった。総督府高等文官の特別任用は、勤務が五年以上となった官僚、判任官が三級俸以上の官僚が文官高等試験委員の銓衡を経て任用できると定められ、その特別任用令の対象も、総督府警部長、辨務署長、稅務官、典獄、一等郵便電信局長という高等官及び判任官に限定した。

ところが、明治三四年八月、総督府が総督府地方官改正を起案し、台湾本島及び澎湖列島を二〇庁長を設けようとした際、総督府は、意外な新課題に直面した。それは、総督府内の官僚起用を前提とし、総督府の機構拡張と高等官僚の増加見込みにより総督府官僚中における任官資格者の不足問題にはかならない。

同年九月二二日、滯京中の石塚参事官長は、後藤民政長官に次の通り打電し、<sup>27</sup>

参事官 九月十二日午後五時四十分発

訳電

民政長官 「後藤新平」花押

参事官長

民政長官

特別任用ニ依ル官吏ハ從來一般ノ原則トシテ高等官四等以下ニ限ルカ故ニ寧ロ其待遇ヲ厚クスル為特別任用ノ範圍ヲ狭クスル法制局ノ意見ニ同意シ置ケルモ此点ハ總督モ懸念セラルルニ付重テ協議ヲ開ク見込

と、<sup>28)</sup> 總督府官僚の特別任用についての法制局の見解を伝えた。これに対し、翌日、總督府は、石塚参事官長に打電

庁長特別任用八当分ノ内實際採用上差支を生スル虞アルヲ以テ原案ノ通高等官四等以下ニテ支ナキモ任用ノ範圍ヲ広クスル様致度候成此方針ヨリ御協議アリタシ

と、新設する予定の地方庁長を任命するため、その庁長の資格である高等官の特別任用の範圍拡大を求めた。続いて、同月一七日、石塚参事官長の後藤民政長官宛の電報文に、石塚参事官長は、<sup>29)</sup>

九月十七日

訳電

民政長官 「後藤新平」花押

民政長官

参事官長

総督府事務官ノ特別任用ハ去三十一年以來廃止シタルモノナレハ単ニ新官制施行ノ際ニ限ルトスルモ今亦之ヲ復活スルハ総督府官吏ノ品位ヲ保ツ上ニ於テ不得策ナレハ發布見合サレタシ若シ止ヲ得サレハ前ニ稅務官ニ任シ置キ之ヲ特別任用モ同様ナリ若シ止ヲ得サル場合ニハ雇又ハ囑託トシテ一時採用シ置キ試験ヲ施シ合格者ヲ本官ニ任用セラルル様シタシ

と、総督府事務官の特別任用廃止を後藤民政長官に求めた。

ここからは、この総督府官僚特別任用の復活は、内地から台湾総督府への慣例的な転任制度が形成されなかったことがうかがえる一方、日本の近代教育体系が抱える課題を浮き彫りにさせた。それと同時に、特別任用令の復活は、文官任用令が施行された後に生じた問題であった。これは、文官任用資格の制度化に伴い、文官制度の台湾導入を図ろうとした総督府が、再度高等官官僚の資格者の「量」的な不足問題に直面したことにほかならない。

おりしも、明治二六年一月一〇に施行された「文官任用令」は、高等官である奏任官の任官資格として、「文官高等試験ヲ経テ其の合格証書ヲ有スル者」、「満三年以上高等文官ノ職ニ在リタル者」、及び「満三年以上判事檢事ノ職ニ在ル者及在リタル者」の資格のいずれかを有する者を対象とし、判任官の任官資格として「文官普通試験ヲ経テ其ノ合格証書ヲ有スル者」、「文官高等試験ヲ経テ其ノ合格証書ヲ有スル者」、及び官公立尋常中学校、文部大臣が認可した各私立専門学校の卒業証書を有する者と三年以上文官の職に在勤した者に限定された<sup>30)</sup>。特に高等官



の任用資格については、翌年一月一日に施行された「文官試験規則」により、従来、法科大学、文科大学、及び帝国大学法科大学の卒業生は試験せずに高等官に任用する特典が廃止され、高等官への任用は、高等文官試験の合格が必須となった。

しかし、文官任用制度は、近代教育を受ける法科大、文科大卒を対象とした高等官の任用が、近代教育体制下における「エリート教育」による卒業生の「数」的な不足に遭遇した。たとえば、明治三三年前後、日本全国に近代教育体制により成立された法科大学、文科大学、及び帝国大学法科大学は、明治一一年に設立された東京帝国大学を始め、京都帝大、明大、日大、中央、早大、慶応義塾大等を含め、合計一〇校に過ぎない。そのうえ、初期の高等文官試験の合格者は、ほぼ東京帝国大学法科大、文科大の卒業生で占められていた。高等文官試験制度が導入されてから、明治三四年までの高等文官試験合格数の統計を示すと、次の第3表の通りである。<sup>31)</sup>

ここに示したように、明治二一年から明治三四年までの一三年間、文官高等試験の合格者は、合わせて四四五人となる。これを明治二一年から明治二六年間、東大法科大学卒業生の無試験で起用した官僚、または法学博士、文学博士を取得し、高等文官を志向をする者を加えれば、せいぜい五〇〇人ぐらいであることが推定できる。そして、この五〇〇人近くの高等文官の資格者が内閣の中

第3表 高等文官試験合格者一覧表  
- 明治21年 - 明治34年

年次	合格者	年次	合格者	年次	合格者
明治21年	17人	明治26年	9人	明治31年	41人
明治22年	19人	明治27年	6人	明治32年	31人
明治23年	38人	明治28年	37人	明治33年	58人
明治24年	17人	明治29年	50人	明治34年	42人
明治25年	16人	明治30年	54人	合計	445人

央省庁及び各府県に起用されたとすれば、一官庁に平均せいぜい一〇人程度しか採用できないであろう。まして、高等文官資格者の供給不足で、内地に容易に就職でき、裕福な生活を過こせる高等文官の資格者は、敢えて「匪徒」が横行し、かつ、風土病の流行地である台湾に赴任する理由はなかるう。

こうして、文官任用制度が導入された後、総督府は、高等官の需要の拡大と近代教育体系による高等官僚の「供給源」の「量的」不足、及び専門知識を持ちながら、文官任用令による資格を有しないと「質」の不足との矛盾に直面せざるを得なかつたのである。

## 第二節 総督府文官官僚の人事制度

### 一 総督と総督府人事

(1) 領有初期から大正八年頃までの台湾総督府人事

通常、台湾総督の任官資格から、台湾統治五〇年を領有初期から大正八年一〇月まで、大正八年一〇月から昭和一年九月まで、昭和一年九月から昭和二年四月までに区分され、それぞれ武官総督期、文官総督期と後期武官総督期と称される。

ここに、明治二八年五月から大正八年一〇月まで、いわゆる武官総督期における総督府主要人事異動を集計すれば、附表1が示している通りである。

このうち、総督府内の大規模な人事異動は、それぞれ明治三〇年七月、同年十一月、明治三二年六月、明治三四

附表1 - 1 樺山・桂総督任期内総督府主要人事異動一覧

樺山総督任期内 (明治28年5月10日～翌年6月2日)	
明治28年5月10日～翌年4月1日	明治29年4月1日～同年6月2日
総督官房秘書課長 [心] 木下新三郎 (5月20日) 総督官房記録課長 [心・兼] 木村匡 (5月20日) 総督官房用度課長 [心] 木村匡 (5月20日) 民政局長官 [心] 水野遵 (5月20日) 内務部長 [心] 牧朴真 (5月20日) 庶務課長 [心] 後藤松吉郎 (5月20日) 土木課長 [心] 竹下康之 (5月20日) 警保課長 [心] 千々岩英一 (5月20日) 殖産部長 [心] 橋口文蔵 (5月20日) 農務課長 [心] 押川則吉 (5月20日) 商工課長 [心] 仁礼敬之 (5月20日)  財務部長 [心] 山口宗義 (5月20日) 關稅課長 [心] 野村才二 (5月20日)  法務部長 [心] 高野孟矩 民刑課長 [心] 服部甲子造  学務部長 [心] 伊沢修二 (5月20日)  通信部長 [心] 土居通予  外務部長 [心] 島村久 (5月20日)  台北県知事 [心] 田中綱常 (5月20日) 台湾県知事 [心] 児玉利国 (5月20日) 台南県知事 [心] 古莊嘉門 (5月20日) 澎湖島々司 [心] 宮内盛高 (5月20日)	民政局長 水野遵 (4月1日) 内務部長 古莊嘉門 (4月1日) 警保課長 千々岩英一 (4月23日) 監獄課長 中西五六郎 (4月23日) 庶務課長 [心] 高橋虎太 (4月18日) 殖産部長 押川則吉 (4月23日) 鉦務課長 沖龍雄 (4月23日) 林務課長 有田正盛 (4月23日) 拓殖課長 柳本通義 (4月23日) 農商課長 高橋昌 (4月23日) 財務部長 山口宗義 (4月9日) 監督課長 遠藤剛太郎 (4月23日) 經理課長 新井章 (4月23日) 租稅課長 中村是公 (4月30日) 調査課長 祝辰巳 (4月30日) 關稅課長 [兼] 祝辰巳 (4月30日) 法務部長 高野孟矩 (4月9日) 民事課長 [兼] 山口武洪 (5月13日) 刑事課長 服部甲子造 (5月13日) 学務部長 伊沢修二 (4月1日) 編纂課長 伊集院兼良 (4月23日) 教務課長 児玉喜八 (4月23日) 通信部長 土居通予 (4月23日) 内信課長 松岡弁 (4月23日) 外信課長 木村亮吉 (4月23日) 為替貯金課長 今井鉄太郎 (4月23日) 計算課長 杉浦篤三郎 (4月23日) 工務課長 岩田武夫 (4月23日) 電信課長 古川五郎 (4月23日) 海事課長 遠藤可一 (4月23日) 総務部長 [兼] 水野遵 外事課長 [心] 杉村濤 (4月23日) 秘書課長 木下新三郎 (4月23日) 衛生課長 [心] 加藤尚志 (4月23日) 文書課長 木村匡 (4月21日) 臨時土木部長 [心] 山口宗義 (4月18日)  高等法院長 高野孟矩 (5月13日) 台北県知事 橋口文蔵 (4月1日) 台中県知事 牧朴真 (4月1日) 台南県知事 磯貝静蔵 (4月9日) 澎湖島司 宮内盛高 (4月23日)

出典：表4・5・6は、台湾総督府『府報』、内閣官報局『官報』及び国立公文書館蔵『公文雑纂』による調査したものである。

表注：表4・5・6には、心得を「心」、事務取扱を「事」、兼任を「兼」で示すものである。

桂総督任期内

(明治29年6月2日～同年10月14日)

警保課長 [心] 平野貞次郎 (8月22日)

臨時土木部長 高津慎 (8月19日)

製薬所長 [心] 加藤尚志 (6月6日)・加藤尚志 (7月9日)

台中県知事 村上義雄 (8月12日)

澎湖島司 伊集院兼良 (9月7日)

附表1-2 乃木總督任期内總督府主要人事異動一覽

乃木總督任期内(明治29年10月14日~明治31年2月26日)	
就任前の總督府主要人事	明治29年10月14日~翌年10月末
民政局長 水野遵 內務部長 古莊嘉門 警保課長心得 平野貞次郎 監獄課長 中西五六郎 庶務課長心得 高橋虎太	民政局長 曾根靜夫(明治30年7月20日) 內務部長 杉村濤(明治30年4月9日) 警保課長 平野貞次郎(10月26日)・[心] 橫沢次郎(明治30年10月26日) 監獄課長 [兼] 平野貞次郎(11月14日)・山上義雄(明治30年11月14日) 庶務課長 [兼] 高橋虎太(10月26日) 県治課長 高橋虎太(10月29日)
殖産部長 押川則吉 鉱務課長 沖龍雄 林務課長 有田正盛 拓殖課長 柳本通義 農商課長 高橋昌	
財務部長 山口宗義 監督課長 遠藤剛太郎 經理課長 新井章 租稅課長 中村是公 調査課長 祝辰巳 關稅課長 [兼] 祝辰巳	財務部長 [事] 中村是公(明治30年7月30日)・[兼] 曾根靜夫 監督課長 [事] 峽謙齋(明治30年6月9日)・峽謙齋(明治30年6月9日) 經理課長 神方恒(明治29年12月16日) 主計課長 祝辰巳(明治30年6月22日) 出納課長 神方恒(明治30年6月22日) 調度課長 [兼] 神方恒(明治30年6月22日)
法務部長 [兼] 高野孟矩 民事課長 山口武洪 刑事課長 服部甲子造	法務部長 [事] 山口武洪(明治30年7月30日)  刑事課長 川淵隆起(明治30年3月17日)
學務部長 伊沢修二 編纂課長 伊集院兼良 教務課長 兒玉喜八	學務部長 [事] 兒玉喜八(明治30年7月30日) 編纂課長 神津仙三郎(明治29年12月28日)
通信部長 土居通予 內信課長 松岡弁 外信課長 木村亮吉	通信部長 [事] 土居通予(明治30年7月30日) 內信課長 岩田武夫(明治30年1月20日) 外信課長 遠藤可一(明治30年1月20日) 郵務課長 岡儀三郎(明治30年6月22日)・[兼] 堀口齋治
為替貯金課長 今井鉄太郎 計算課長 杉浦篤三郎 工務課長 岩田武夫 電信課長 古川五郎	為替貯金課長 堀口齋治(明治30年6月10日)  電信課長 岩田武夫(明治30年1月20日) 電務課長 岩田武夫(明治30年6月22日)・遠藤可一(同)
海事課長 遠藤可一	鐵道課長 小山保政(明治30年6月22日)
總務部長 [兼] 曾根靜夫 外事課長心得 杉村濤 秘書課長 木下新三郎 衛生課長 加藤尚志 文書課長 木村匡	外事課長 杉村濤(明治30年4月9日) 秘書課長 高橋虎太(明治29年10月26日)・木村匡(明治30年10月26日) 衛生課長 加藤尚志(明治30年5月31日) 文書課長 佐野友三郎(明治30年6月22日) 調査課長 [兼] 杉村濤(明治30年6月22日)
臨時土木部長 高津慎	庶務課長 菊池末太郎(明治30年1月12日) 土木課長 杉山輯吉(明治30年1月12日)・[兼] 小原益知 建築課長 小原益知(明治30年1月12日)
製菓所長 [兼] 加藤尚志 高等法院長 高野孟矩 台北県知事 橋口文藏 台中県知事 村上義雄 台南県知事 磯貝靜藏 澎湖島司 伊集院兼良	高等法院長 水尾訓和(明治30年10月1日)  澎湖庁長 伊集院良弼(明治30年5月27日)

	明治30年11月2日官制改正による人事
<p>年 8月2日) 年 6月9日)</p> <p>(明治30年 8月28日) 30年 7月15日)</p> <p>(明治30年 8月2日)・二村忠誠 (明治30年 9月24日)</p> <p>(同年 8月2日)・蜷川湛徳 (同年10月19日)</p> <p>6月24日)</p> <p>(明治30年 5月12日)・渋谷競多 (同年10月4日)</p>	<p>総督官房秘書課長 大島富士太郎          総督官房文書課長 佐野友三郎          【民政局長 曾根静夫】          [兼] 県治課長 杉村濤          外事課長 杉村濤          衛生課長 加藤尚志          殖産課長 木村匡          学務課長 [心] 児玉喜八          通信課長 菊池末太郎          法務課長 大島久満次          警保課長 関宗喜          財務局長 [兼] 曾根静夫 (11月1日)          税務課長 中村是公          主計課長 祝辰巳          經理課長 神方恒          土木課長 高津慎</p> <p>澎湖庁長 富田禎二郎 (11月30日)</p>

鳳山県知事 木下周一 (明治30年5月27日)  
 新竹県知事 桜井勉 (明治30年5月27日)  
 宜蘭庁長 西郷菊次郎 (明治30年5月27日)  
 台東庁長 相良長綱 (明治30年5月27日)  
 嘉義県知事 [兼] 磯貝静藏 (明治30年5月27日)・小倉信近

附表1 - 3 児玉総督任期内総督府主要人事異動一覧

児玉総督任期内 (明治31年2月26日～明治39年4月10日)		
就任時点の総督府主要人事	明治31年2月26日～同年6月29日	明治31年6月30日人事
総督官房 秘書課長 大島富士太郎 文書課長 佐野友三郎 民政局長 曾根静夫 県治課長 杉村濬 外事課長 杉村濬 衛生課長 加藤尚志 殖産課長 木村匡 学務課長心得 児玉喜八 通信課長 菊池末太郎 法務課長 大島久満次 警保課長 関宗喜 財務局長 [兼] 曾根静夫 税務課長 中村是公 主計課長 祝辰巳 経理課長 神方恒 土木課長 高津慎 高等法院長 水尾訓和 台北県知事 橋口文蔵 台中県知事 村上義雄 台南県知事 磯貝静藏 鳳山県知事 木下周一 新竹県知事 桜井勉 嘉義県知事 小倉信近 宜蘭庁知事 西郷菊次郎 台東庁長 相良長綱 澎湖庁長 富田禎二郎	文書課長 [心] 木村匡 (4月22日) 民政局長 後藤新平 (3月2日) 殖産課長 柳本通義 (4月22日) 財務局長 [事] 中村是公 (3月2日) ・ [事] 祝辰巳 (3月29日) 覆審法院長 [兼] 水尾訓和 (6月30日) 台北県知事 村上義雄 (5月2日) 台中県知事 木下周一 (5月2日) 鳳山県知事 [兼] 磯貝静藏 (5月2日) 新竹県知事 [兼] 村上義雄 (5月2日) 嘉義県知事 [兼] 磯貝静藏 (5月2日)	民政長官 後藤新平 参事官長 石塚英蔵 人事課長 大島富士太郎 文書課長 木村匡 外事課長 杉村濬 県治課長 [兼] 杉村濬 調査課長 [兼] 杉村濬 警保課長 関宗喜 土木課長 高津慎 衛生課長 加藤尚志 主計課長 祝辰巳 税務課長 中村是公 法務課長 大島久満次 学務課長 児玉喜八 殖産課長 柳本通義 通信課長 菊池末太郎 会計課長 神方恒

(同年 6月14日)

明治31年 7月～明治34年11月10日における総督府主要人事異動

人事課長 大津麟平 (明治34年 3月18日)  
 文書課長 加藤尚志 (明治33年 7月30日)  
 外事課長 [兼] 大島富士太郎 (明治31年 9月15日)・[心] 石塚英蔵 (明治34年 3月18日)  
 県治課長 松岡弁 (明治31年 8月30日)

警保課長 [兼] 大島久満次 (明治31年 8月30日)・浦太郎 (明治32年 5月23日)  
 土木課長 長尾半平 (明治32年 1月 7日)

学務課長 木村匡 (明治33年 6月25日)・松岡弁 (明治34年 2月28日)  
 殖産課長 新渡戸稲造 (明治34年 5月14日)

会計課長 [兼] 祝辰巳 (明治31年 7月23日)  
 鉄道部長 後藤新平 (明治32年11月 8日)  
 臨時台湾土地調査局長 後藤新平  
 台湾樟脳局長 [心] 有田正盛 (明治33年 7月14日)・後藤新平 (明治33年 7月19日)  
 専売局長 後藤新平  
 専売局次長 祝辰巳 (明治34年 6月 1日)  
 台湾海事局長 菊池末太郎 (明治34年 5月 1日)  
 覆審法院長 水尾訓和 (明治31年 7月20日)・今井良一 (翌年 9月21日)・鈴木宗言  
 (翌年 2月 3日)  
 覆審法院檢察官長 川淵龍起 (明治31年 7月20日)・尾立維孝 (翌年11月 8日)

台南県知事 今井良一 (明治33年 2月 3日)

澎湖庁長 高津慎 (明治32年 2月14日)・浅田知定 (明治33年12月22日)  
 恒春庁長 森尾茂助 (明治34年 5月 1日)



附表1 - 4 児玉総督任期内総督府主要人事異動一覧

児玉総督任期内 (明治31年2月26日～明治39年4月10日)
明治34年11月11日官制改正による人事
総督官房秘書課長 大津麟平 総督官房文書課長 [心] 加藤尚志 【民政長官 後藤新平】 【参事官長 石塚英蔵】 警察本署長 大島久満次 警務課長 [心] 中田直温・函師庄一郎 (12月19日) 保安課長 [心] 原修次郎 衛生課長 加藤尚志
財務局長 祝辰巳 主計課長 峽謙齋 会計課長 [兼] 峽謙齋 税務課長 宮尾舜治 殖産局長 [心] 新渡戸稲造 農商課長 横山壮太郎 拓殖課長 柳本通義 権度課長 [兼] 柳本通義
土木局長 [心] 高橋辰次郎 土木課長 高橋辰次郎 営繕課長 福田東吾 經理課長 [心] 今井周三郎・今井周三郎 (12月2日)
通信局長 鹿子木小五郎 庶務課長 [兼] 伊藤金彌 郵務課長 伊藤金彌 電務課長 蛭川温徳 海事課長 遠藤可一
総務局長 石塚英蔵 地方課長 [兼] 松岡弁 学務課長 松岡弁
【専売局長 後藤新平】 台湾海事局長 [心] 遠藤可一
【臨時台湾土地調査局長 [兼] 後藤新平】 【台湾樟脳局長 [兼] 後藤新平】
【覆審法院長 鈴木宗言】 【覆審法院檢察官長 尾立維孝】 台北庁長 菊池末太郎 台中庁長 小林三郎 台南庁長 山形脩人 桃仔園庁長 佐藤友熊 苗栗庁長 家永泰吉郎 鳳山庁長 川田久喜 嘉義庁長 岡田信興 深坑庁長 丹野英清 基隆庁長 山名金明

明治35年～39年4月10日における総督府主要人事

総督官房文書課長 横沢次郎(明治37年6月29日)・[心] 齋藤愛二(明治39年1月29日)

警務課長 北原種忠(明治38年2月7日)  
 保安課長 原修次郎(明治36年9月18日)・函師庄一郎(明治38年2月7日)  
 衛生課長 高木友枝(明治37年6月29日)  
 臨時防疫課長 [兼] 高木友枝(明治36年10月10日)

殖産局長 [心] 祝辰巳(明治37年6月15日)・[兼] 祝辰巳(明治37年7月9日)  
 農商課長 [兼] 竹島慶四郎(明治37年6月30日)  
 拓殖課長 竹島慶四郎(明治37年4月9日)  
 権度課長 山田申吾(明治37年4月9日)  
 鉱務課長 福留喜之助(明治38年4月15日)  
 土木局長 [心] 長尾半平(明治35年2月28日)  
 営繕課長 田島禰造(明治35年4月14日)・野村一郎(明治37年1月18日)

庶務課長 賀来佐賀太郎(明治36年10月22日)

電務課長 [兼] 賀来佐賀太郎(明治38年10月5日)・[心] 山本三次郎(明治38年10月29日)・山本三次郎(明治39年3月19日)  
 海事課長 [心] 鳥井静治(明治36年3月3日)・鳥井静治(同年6月9日)・[心] 三村三平(同年8月22日)・[兼] 賀来佐賀太郎(明治37年2月25日)  
 総務局長 [心] 大島久満次(明治38年8月2日)・中村是公(明治38年12月6日)  
 地方課長 中村雅治(明治35年1月28日)・持地六三郎(明治36年12月9日)  
 学務課長 [心] 佐藤弘毅(明治35年1月31日)・持地六三郎(明治36年12月17日)  
 法務課長 手島兵次郎(明治35年9月29日)  
 外事課長 横沢次郎(明治35年11月30日)  
 専売局長 [兼] 祝辰巳(明治35年11月18日)・[兼] 中村是公(明治37年7月9日)・中村是公(明治38年3月31日)

臨時台湾土地調査局長 中村是公(明治35年11月18日)

臨時台湾糖務局長 新渡戸稲造(明治35年6月18日)・[兼] 祝辰巳(明治37年6月15日)

台北庁長 佐藤友熊(明治36年9月16日)  
 台中庁長 岡本武輝(明治35年6月21日)

桃仔園庁長 竹内巻太郎(明治35年11月28日)

鳳山庁長 横山虎次(明治38年6月29日)

基隆庁長 横沢次郎(明治39年1月26日)

彰化庁長 須田綱鑑  
 新竹庁長 里見義正  
 塩水港庁長 村上先  
 斗六庁長 荒賀直順  
 南投庁長 小柳重道  
 蕃薯 庁長 石橋享  
 阿猴庁長 桑原外助  
 【宜蘭庁長 西郷菊次郎】  
 【台東庁長 相良長綱】  
 【澎湖庁長 浅田知定】  
 【恒春庁長 森尾茂助】

附表1 - 5 佐久間総督任期内総督府主要人事異動一覽 (1)

佐久間総督任期内 (明治39年4月11日～大正4年4月30日)	
就任時点の総督府主要人事	明治39年4月11日から明治42年10月23日
総督官房秘書課長 大津麟平 総督官房文書課長心得 齋藤愛二	総督官房秘書課長 [事] 大津麟平 (明治41年5月30日) 総督官房文書課長 [心] 齋藤参吉 (明治39年5月25日) 総督官房統計課長 水科七三郎 (明治41年7月12日)
民政長官 後藤新平	民政長官 祝辰巳 (明治39年11月13日)・[事] 鹿子木小五郎 ・大島久満次 (明治41年5月30日)
警察本署長 大島久満次 警務課長 北原種忠 保安課長 岡師庄一郎 衛生課長 高木友枝 臨時防疫課長 高木友枝	警察本署長 大津麟平 (明治41年5月30日) 警務課長 [心] 中山佐之助 (明治40年8月13日)・中山 保安課長 [心] 新谷清潔 (明治41年2月17日)
	蕃務課長 賀来倉太 (明治39年4月14日)・大津麟平 (明
財務局長 祝辰巳 主計課長 峽謙齋 会計課長 峽謙齋 稅務課長 宮尾舜治	財務局長 中村是公 (明治39年4月14日)・[心] 峽謙齋 (明
	稅務課長 [心] 高山仰 (明治40年3月31日)
殖産局長 祝辰巳 農商課長 竹島慶四郎	殖産局長 [心] 竹島慶四郎 (明治39年11月13日)・宮尾舜治 農商課長 [心] 古橋直 (明治40年7月9日) 農務課長 商工課長
拓殖課長 竹島慶四郎 権度課長 山田申吾 鉱務課長 福留喜之助	
土木局長心得 長尾半平 土木課長 高橋辰次郎 営繕課長 野村一郎 經理課長 今井周三郎	林務課長 [心] 市島直治 (明治39年6月15日)・賀田直治
	水利課長 [兼] 長尾半平 (明治40年6月22日)
通信局長 鹿子木小五郎 庶務課長 賀来佐賀太郎 郵務課長 伊藤金彌 電務課長 山本三三郎 海事課長 賀来佐賀太郎 總務局長 中村是公	通信局長 持地六三郎 (明治42年7月30日) 郵務課長 井村大吉 (明治39年12月16日) 總務局長 [心] 持地六三郎 (明治39年11月26日)・[兼]

彰化庁長 岡本武輝 (明治37年6月1日)・加藤尚志 (明治37年6月29日)

阿猴庁長 佐々木基 (明治35年9月5日)  
 宜蘭庁長 佐藤友熊 (明治35年11月28日)・中田直温 (明治36年9月16日)  
 台東庁長 [事] 森尾茂助 (明治37年3月28日)・森尾茂助 (明治37年4月23日)  
 澎湖庁長 小林三郎 (明治35年6月21日)・脇本彬 (明治39年4月1日)  
 恒春庁長 柳本通義 (明治37年6月22日)

明治42年10月24日官制改正	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・三村三平 (明治41年7月8日)</li> <li>・齋藤参吉 (明治40年10月10日)</li> </ul> <p>(明治41年5月26日)</p> <p>佐之助 (明治42年3月31日)</p> <p>治40年4月15日)</p> <p>治39年11月26日)・小林丑三郎 (明治40年5月4日)</p> <p>(明治40年3月31日)</p> <p>[心] 小川運平 (明治41年7月19日)</p> <p>古橋直 (明治41年7月19日)・[心] 立川連 (明治42年1月16日)</p> <p>(明治41年12月1日)</p> <p>大島久満次 (翌年4月1日)・[事] 鹿子木小五郎</p>	<p>総督官房外事課長 [心] 三好重彦</p> <p>蕃務本署長 大津麟平                      蕃務課長 中田直温                      庶務課長 賀来倉太</p> <p>金融課長 阿部滂</p> <p>郵務課長 [兼] 賀来佐賀太郎</p> <p>内務局長 川村竹治</p>

地方課長 持地六三郎 学務課長 持地六三郎 法務課長 手島兵次郎 専売局長 祝辰巳 臨時台湾糖務局長 祝辰巳 鉄道部長 後藤新平  覆審法院長 鈴木宗言 覆審法院檢察官長 尾立維孝  台北庁長 佐藤友雄 台中庁長 岡本武輝 台南庁長 山形脩人 桃園庁長 竹内卷太郎 苗栗庁長 家永泰吉郎 宜蘭庁長 中田直温 鳳山庁長 横山虎次 嘉義庁長 岡田信興 深坑庁長 丹野英清 基隆庁長 横沢次郎 彰化庁長 加藤尚志 新竹庁長 里見義正 塩水港庁長 村上先斗 斗六庁長 荒賀直順 南投庁長 小柳重道 番薯庁長 石橋亨 阿緞庁長 佐々木基 澎湖庁長 脇本彬 台東庁長 森尾茂助 恒春庁長 柳本通義	(明治41年5月30日)・山田新一郎(同年7月23日)  専売局長 宮尾舜治(明治39年4月14日) 臨時台湾糖務局長【事】小花和太郎(明治41年5月26日) 鉄道部長 長谷川謹介(明治39年11月13日)・大島久満次 彩票局長 宮尾舜治(明治39年9月6日) 覆審法院長 石井常英(明治40年8月1日)  台北庁長 加藤尚志(明治40年9月12日) 台中庁長 佐藤謙太郎(明治39年9月7日) 台南庁長 村上先斗(明治40年4月5日)・津田毅一(明治40 桃園庁長 津田毅一(明治39年9月4日)・西美波(明治40  嘉義庁長 北原種忠(明治40年8月13日)  基隆庁長 脇本彬(明治41年5月23日)・曾祢吉彌(明治41 彰化庁長 小松吉久(明治40年9月12日) 新竹庁長 小沢武憲(明治42年1月16日) 塩水港庁長 朝倉菊三郎(明治40年5月28日) 斗六庁長 山口利文(明治41年2月19日) 南投庁長 能勢靖一(明治40年5月7日)  澎湖庁長 横沢次郎(明治41年5月23日)・山田寅之助(明 恒春庁長 松崎省吾(明治40年7月27日)・武藤針五郎(明
---	--

附表1 - 6 佐久間總督任期内總督府主要人事異動一覽(2)

佐久間總督任期内(明治39年4月11日~大正4年4月30日)	
明治42年12月31日現在	明治43年中~明治44年10月15日
總督官房秘書課長 三村三平 總督官房文書課長 齋藤參吉 總督官房統計課長 水科七三郎 總督官房外事課長心得 三好重彦 民政長官 大島久満次  蕃務本署長 大津麟平 蕃務課長 中田直温 庶務課長 賀來倉太  財務局長 小林丑三郎  主計課長 峽謙齋 會計課長 峽謙齋 稅務課長心得 高山仰 金融課長 阿部滂 殖産局長 宮尾舜治 農務課長心得 小川運平	總督官房文書課長 鈴木三郎(明治44年7月1日)  民政長官【事】宮尾舜治(明治43年7月27日)・内田嘉吉 (同年8月22日)  理蕃課長 中田直温(明治43年5月6日) 庶務課長【心】後藤祐明(明治44年8月17日) 調査課長 後藤祐明(明治43年5月6日) 財務局長【心】峽謙齋(明治43年5月5日)・中川友次郎 (同年9月15日) 主計課長 阿部滂(明治43年5月13日) 會計課長 阿部滂(明治43年5月13日) 稅務課長 高山仰(明治43年3月18日)  殖産局長 高田元治郎(明治43年9月15日) 農務課長 小川運平(明治44年4月6日)

<p>・大島久満次 (明治41年5月30日) (明治41年12月5日)</p> <p>年11月27日) 年11月27日)</p> <p>年8月3日)</p> <p>治41年8月3日)</p> <p>治40年11月27日)</p>	<p>衛生課長 高木友枝 学務課長 持地六三郎 庶務課長 中山佐之助 地方課長 榊原毛乃 警務課長 加福豊次 法務課長 [兼] 手島兵次郎</p> <p>覆審法院檢察官長 手島兵次郎 (11月5日)</p> <p>台北庁長 井村大吉 台中庁長 枝徳二 台南庁長 松木茂俊 【桃園庁長 西美波】 新竹庁長 家永泰吉郎 宜蘭庁長 小松吉久 嘉義庁長 津田義一 南投庁長 久保通猷 阿緞庁長 佐藤謙太郎 台東庁長 朝倉菊三郎 花蓮港庁長 石橋亨 澎湖庁長 横山虎次</p>
--	---

明治44年10月16日官制改正	明治44年10月27日～大正元年
<p>【総督官房秘書課長 三村三平】 【総督官房文書課長 鈴木三郎】 【総督官房統計課長 水科七三郎】 【総督官房外事課長 三好重彦】 【民政長官 内田嘉吉】</p> <p>【蕃務本署長 大津麟平】 【理蕃課長 中田直温】</p> <p>【庶務課長 [心] 後藤祐明】</p> <p>【調査課長 後藤祐明】</p> <p>警察本署長 龜山理平太 衛生課長 岡田義行 保安課長 加福豊次 警務課長 中山佐之助 【財務局長 中川友次郎】</p>	<p>理蕃課長 [心] 後藤祐明 (明治44年12月9日) ・ [心] 高塚彊 (明治45年4月16日)</p> <p>庶務課長 [心] 高塚彊 (明治45年4月16日) ・ 後藤祐明 (明治45年5月29日)</p> <p>調査課長 相川茂徳 (明治45年5月31日)</p>

商工課長心得 立川連  
 拓殖課長 竹島慶四郎  
 林務課長 賀田直治  
 権度課長 山田申吾  
 鉱務課長 福留喜之助

通信局長 持地六三郎

庶務課長 賀来佐賀太郎  
 郵務課長 賀来佐賀太郎  
 電務課長 山本三次郎  
 海事課長 賀来佐賀太郎  
 内務局長 川村竹治  
 衛生課長 高木友枝  
 学務課長 持地六三郎

庶務課長 中山佐之助  
 地方課長 榊原毛乃  
 警務課長 加福豊次  
 法務課長 手島兵次郎

専売局長 宮尾舜治  
 鉄道部長 大島久満次

彩票局長 宮尾舜治  
 臨時台湾糖務局長 大島久満次

覆審法院長 石井常英  
 覆審法院檢察官長 手島兵次郎  
 台北庁長 井村大吉  
 台中庁長 枝徳二  
 台南庁長 松木茂俊  
 桃園庁長 西美波  
 新竹庁長 家永泰吉郎  
 宜蘭庁長 小松吉久  
 嘉義庁長 津田義一  
 南投庁長 久保通猷  
 阿緞庁長 佐藤謙太郎  
 台東庁長 朝倉菊三郎  
 花蓮港庁長 石橋亨  
 澎湖庁長 横山虎次

商工課長 立川連(明治44年4月6日)

権度課長 [心] 野呂寧(明治43年3月6日)

庶務課長 [心] 藤野幹(明治43年5月22日)・藤野幹  
 (明治44年4月6日)

移民課長 野呂寧(明治43年5月22日~大正8年3月31日同課廃止まで)

林野調査課長 賀田直治(明治43年5月22日)

通信局長 [事] 鈴木三郎(明治43年12月27日)・[心]角源泉  
 (明治44年5月11日)

庶務課長 鈴木三郎(明治43年5月13日)

郵務課長 齋藤愛二(明治43年5月13日)

海事課長 [兼] 鈴木三郎(明治43年5月13日)

内務局長 龜山理平太(明治43年9月15日)

学務課長 [心] 小川尚義(明治43年12月27日)・隈本繁吉  
 (明治44年2月17日)

専売局長 [心] 増沢有(明治43年7月20日)

鉄道部長 [事] 宮尾舜治(明治43年7月27日)・内田嘉吉  
 (同年8月28日)

彩票局長 増沢有(明治43年9月15日)

臨時台湾糖務局長 [事] 宮尾舜治(明治43年7月27日)・  
 内田嘉吉(同年8月28日)

<p>【主計課長 阿部滂】          【会計課長 阿部滂】          【稅務課長 高山仰】          【金融課長 阿部滂】          【通信局長 [心] 角源泉】          庶務課長 齋藤愛二</p> <p>海事課長 齋藤愛二</p> <p>郵務課長 藤井恭敬          【電務課長 山本三次郎】</p> <p>【殖産局長 高田元治郎】          糖務課長 金田政四郎          庶務課長 金田政四郎          【農務課長 小川運平】          【林務課長 賀田直治】          【林野調査課長 賀田直治】          【移民課長 野呂寧】</p> <p>【權度課長 [心、兼] 野呂寧】          【商工課長 立川連】          【鈛務課長 福留喜之助】          土木局長 [事] 内田嘉吉          営繕課長 野村一郎          土木課長 徳見常雄</p> <p>庶務課長 賀来佐賀太郎          地方部長 龜山理平太</p> <p>地方課長 楠正秋          地理課長 楠正秋          法務部長 手島兵次郎          民刑課長 石井為吉          監獄課長 [兼] 石井為吉          学務部長 [心] 隈本繁吉          学務課長 隈本繁吉          編修課長 小川尚義          【専売局長 [心] 増沢有】          【鉄道部長 内田嘉吉】</p>	<p>庶務課長 田坂千助 (明治45年4月15日)</p> <p>土木局長 [心] 高橋辰次郎 (明治45年1月4日)</p> <p>専売局長 増沢有 (大正元年8月2日)</p> <p>南投庁長 石橋亨 (明治44年12月4日)</p> <p>台東庁長 能勢靖一 (明治44年10月28日)          花蓮港庁長 中田直温 (明治44年12月8日)</p>
---	---



附表1 - 7 佐久間總督任期内總督府主要人事異動一覽 (3)

佐久間總督任期内 (明治39年4月11日~大正4年4月30日)	
大正元年12月31日現在	大正2年中
總督官房秘書課長 三村三平 總督官房文書課長 鈴木三郎 總督官房統計課長 水科七三郎 總督官房外事課長 三好重彦 民政長官 内田嘉吉 蕃務本署長 大津麟平 理蕃課長心得 高塚彊  庶務課長 後藤祐明 調査課長 相川茂徳 警察本署長 龜山理平太 衛生課長 岡田義行 保安課長 加福豊次 警務課長 中山佐之助 財務局長 中川友次郎 主計課長 阿部滂 會計課長 阿部滂 稅務課長 高山仰 金融課長 阿部滂 通信局長心得 角源泉 庶務課長 齋藤愛二 海事課長 齋藤愛二 郵務課長 藤井恭敬 電務課長 山本三次郎  殖産局長 高元治郎 糖務課長 金田政四郎 庶務課長 田坂千助 農務課長 小川運平 林務課長 賀田直治 林野調査課長 賀田直治 移民課長 野呂寧 権度課長 野呂寧 商工課長 立川連 鉱務課長 福留喜之助 土木局長心得 高橋辰次郎 営繕課長 野村一郎 土木課長 徳見常雄 庶務課長 賀来佐賀太郎 地方部長 龜山理平太 地方課長 楠正秋 地理課長 楠正秋 法務部長 手島兵次郎 民刑課長 石井為吉 監獄課長 石井為吉 学務部長心得 隈本繁吉 学務課長 隈本繁吉 編修課長 小川尚義 専売局長 増沢有 鐵道部長 内田嘉吉	總督官房外事課長 野島金八郎 (12月17日)  理蕃課長 飯田章 (1月18日)・[事] 龜山理平太 (6月13日)・[事] 加福豊次 (10月20日)  警察本署長 [事] 内田嘉吉 (6月30日)  通信局長 角源泉 (3月1日)  監理課長 藤井恭敬 (7月1日) 工務課長 山本三次郎 (7月1日)  糖務課長 小林音八 (10月1日)  土木課長 [兼] 賀来佐賀太郎 (5月8日)  地方部長 楠正秋 (7月1日)  学務部長 隈本繁吉 (9月30日)  専売局長 山脇春樹 (6月30日)

大正3年中～大正4年4月30日

総督官房秘書課長 小林音八 (大正3年11月2日)

総督官房外事課長 小林音八 (大正4年1月13日)

蕃務本署長 [事] 亀山理平太 (大正3年5月9日)・[事] 内田嘉吉 (大正4年1月8日)  
 理蕃課長 後藤祐明 (大正3年7月7日)  
 庶務課長 中山佐之助 (大正3年7月7日)

衛生課長 [事] 高木友枝 (大正3年6月22日)・国府小平 (大正4年4月10日)  
 保安課長 後藤祐明 (大正3年7月7日)

通信局長 井村大吉 (大正4年3月20日)

糖務課長 藤野幹 (大正3年11月2日)  
 庶務課長 本山文平 (大正3年11月2日)

商工課長 田坂千助 (大正3年11月2日)

土木局長 角源泉 (大正4年3月20日)  
 営繕課長 中栄徹郎 (大正3年5月1日)  
 土木課長 山形要助 (大正4年4月19日)  
 庶務課長 相賀照郷 (大正3年8月25日)  
 地方部長 井村大吉 (大正3年11月2日)・広瀬吉郎 (大正4年3月26日)  
 地方課長 [大正3年11月2日より空席]  
 地理課長 [大正3年11月2日より空席]  
 法務部長 石井為吉 (大正3年6月22日)  
 民刑課長 石井為吉 (大正3年6月22日)  
 監獄課長 石井為吉 (大正3年6月22日)

専売局長 [事] 高雄晋 (大正3年5月5日)・賀来佐賀太郎 (大正3年6月10日)

覆審法院長 石井常英	
覆審法院檢察官長 手島兵次郎	
台北庁長 井村大吉	
台中庁長 枝徳二	
台南庁長 松木茂俊	
桃園庁長 西美波	桃園庁長 武藤針五郎 (11月3日)
新竹庁長 家永泰吉郎	
宜蘭庁長 小松吉久	
嘉義庁長 津田義一	
南投庁長 石橋亨	
阿緞庁長 佐藤謙太郎	
台東庁長 能勢靖一	
花蓮港庁長 中田直温	花蓮港庁長 飯田章 (11月3日)
澎湖庁長 横山虎次	

附表1-8 安東總督任期内總督府主要人事異動一覽

安東總督任期内 (大正4年5月1日~大正7年6月6日)	
大正4年4月30日現在	大正4年5月1日~翌年12月31日
總督官房秘書課長 小林音八	總督官房秘書課長 木村通 (大正4年12月17日)
總督官房文書課長 鈴木三郎	總督官房文書課長 楠正秋 (大正4年6月23日)
總督官房統計課長 水科七三郎	
總督官房外事課長 小林音八	總督官房外事課長 木村通 (大正4年12月17日)
民政長官 内田嘉吉	民政長官 下村宏 (大正4年10月20日)
蕃務本署長 [事] 内田嘉吉	
庶務課長 中山佐之助	警察本署長 [事] 下村宏 (大正4年10月20日)・湯地幸平 (同年12月11日)
調査課長 相川茂徳	理蕃課長 江口良三郎 (大正4年7月22日)
理蕃課長 後藤祐明	
警察本署長 [事] 内田嘉吉	衛生課長 本山人平 (大正4年12月11日)・後藤祐明 (大正5年4月8日)
衛生課長 國府小平	警務課長 得能佳吉 (大正4年12月17日)
警務課長 中山佐之助	保安課長 梅谷光貞 (大正5年6月12日)
保安課長 後藤祐明	
財務局長 中川友次郎	主計課長 小林音八 (大正4年12月17日)
主計課長 阿部滂	會計課長 菊池武芳 (大正4年7月24日)
會計課長 阿部滂	稅務課長 阿部滂 (大正4年12月17日)
稅務課長 高山仰	
金融課長 阿部滂	通信局長 広瀬吉郎 (大正5年3月22日)
通信局長 井村大吉	
庶務課長 齋藤愛二	海事課長 [心] 保木利吉 (大正5年4月3日)
海事課長 齋藤愛二	
郵務課長 藤井恭敬	
工務課長 山本三次郎	
監理課長 藤井恭敬	
殖産局長 高田元治郎	
糖務課長 藤野幹	庶務課長 阿部嘉七 (大正4年12月11日)
庶務課長 本山人平	農務課長 藤野幹 (大正5年8月15日)
農務課長 小川運平	
林務課長 賀田直治	
林野調査課長 賀田直治	
移民課長 野呂寧	
權度課長 野呂寧	權度課長 高橋親吉 (大正5年1月6日)

台北庁長 加福豊次 (大正3年7月1日)

新竹庁長 三村三平 (大正3年10月30日)

阿緞庁長 立川連 (大正3年10月30日)

澎湖庁長 沢井瀬平 (大正3年2月2日)

大正6年1月1日~翌年6月5日

総督官房文書課長 楠正秋 (大正6年3月8日)  
総督官房統計課長 楠正秋 (大正6年3月31日)

衛生課長 鈴木信三郎 (大正6年5月25日)

警務課長 梅谷光貞 (大正6年8月30日)  
保安課長 川淵洽馬 (大正6年8月30日)  
財務局長 末松偕一郎 (大正6年9月26日)  
主計課長 菊池武芳 (大正6年11月15日)  
会計課長 辰野亀男 (大正6年11月15日)

金融課長 古木章光 (大正6年11月15日)

庶務課長 藤井恭敬 (大正6年4月17日)  
海事課長 保木利吉 (大正6年9月29日)

監理課長 河村徹 (大正6年4月17日)

農務課長 立川連 (大正6年4月17日)  
林務課長 鈴木三郎 (大正6年3月8日)・[心] 中瀬拙夫 (同年9月26日)・加福豊次  
(翌年3月29日)  
林野整理課長 [兼] 鈴木三郎 (大正6年3月8日)・野呂寧 (同年9月26日)  
権度課長 野呂寧 (大正6年11月15日)

商工課長 田坂千助 鉱務課長 福留喜之助 土木局長 角源泉 営繕課長 中栄徹郎 土木課長 山形斐助 庶務課長 相賀照郷 地方部長 広瀬吉郎  地方課長 [空席] 地理課長 [空席] 法務部長 石井為吉 民刑課長 石井為吉 監獄課長 石井為吉 学務部長 隈本繁吉 学務課長 隈本繁吉 編修課長 小川尚義 専売局長 賀来佐賀太郎 鉄道部長 内田嘉吉 覆審法院長 石井常英 覆審法院檢察官長 手島兵次郎 台北庁長 加福豊次 台中庁長 枝徳二 台南庁長 松木茂俊 桃園庁長 武藤針五郎 新竹庁長 三村三平 宜蘭庁長 小松吉久 嘉義庁長 津田義一 南投庁長 石橋亨 阿緞庁長 立川連 台東庁長 能勢靖一 花蓮港庁長 飯田章 澎湖庁長 沢井瀬平	庶務課長 鎌田正威 (大正5年4月8日) 地方部長 [事] 楠正秋 (大正5年3月22日)・楠正秋 (同年7月31日) 地方課長 水越幸一 (大正5年9月30日) 地理課長 [兼] 水越幸一 (大正5年10月4日)  編修課長 古山栄三郎 (大正5年12月20日) 鉄道部長 下村宏 (大正4年10月20日) 覆審法院檢察官長 菅野善三郎 (大正5年10月7日) 台中庁長 三村三平 (大正4年12月17日) 台南庁長 枝徳二 (大正4年12月17日) 新竹庁長 高山仰 (大正4年12月17日) 嘉義庁長 相賀照郷 (大正5年4月8日) 南投庁長 富島元治 (大正5年11月13日) 台東庁長 市来半次郎 (大正5年11月13日) 澎湖庁長 相川茂卿 (大正5年11月13日)
---	--

附表1 - 9 明石総督任期内総督府主要人事異動一覽

明石総督任期内 (大正7年6月6日~大正8年10月26日)	
大正7年6月5日現在	大正7年6月6日~翌年6月27日
総督官房秘書課長 木村通 総督官房文書課長 楠正秋 総督官房統計課長 楠正秋 総督官房外事課長 木村通 民政長官 下村宏 警察本署長 湯地幸平  理蕃課長 江口良三郎 衛生課長 鈴木信三郎  警務課長 梅谷光貞 保安課長 川淵治馬 財務局長 末松偕一郎 主計課長 菊池武芳 会計課長 辰野亀男 稅務課長 阿部滂	総督官房秘書課長 石井光次郎 (大正7年6月6日) 総督官房文書課長 鎌田正威 (大正7年7月3日) 総督官房調査課長 片山秀太郎 (大正7年6月7日) 総督官房外事課長 石井光次郎 (大正7年6月6日) 警察本署長 [事] 梅谷光貞 (大正8年4月19日)・富島元治 (同年5月21日) 衛生課長 豊田勝蔵 (大正8年4月24日)・井沢真民 (大正 8年5月31日) 警務課長 [兼] 豊田勝蔵 (大正8年5月21日)

<p>学務課長 鼓包美 (大正6年9月8日)</p> <p>覆審法院長 谷野格 (大正6年8月11日)</p> <p>台北庁長 富島元治 (大正6年9月26日)</p> <p>南投庁長 [事] 金子恵教 (大正6年9月26日)・御厨規三 (同年10月1日)</p> <p>阿緞庁長 齋藤愛二 (大正6年4月17日)</p>
---

大正8年6月28日官制改正による人事	大正8年7月1日～同年10月25日
<p>【総督官房秘書課長 石井光次郎】</p> <p>総督官房文書課長 石井光次郎</p> <p>【総督官房調査課長 片山秀太郎】</p> <p>総督官房外事課長 鎌田正威</p> <p>【民政長官 下村宏】</p> <p>警務局長 富島元治</p> <p>【警務課長 豊田勝蔵】</p> <p>【保安課長 川淵洽馬】</p> <p>【衛生課長 井沢真民】</p> <p>【理蕃課長 江口良三郎】</p> <p>【財務局長 末松偕一郎】</p> <p>【主計課長 菊池武芳】</p> <p>【会計課長 辰野亀男】</p> <p>【税務課長 阿部滂】</p>	<p>総務長官 下村宏 (8月20日)</p> <p>保安課長 井沢真民 (8月26日)</p> <p>衛生課長 三浦碌郎 (9月25日)</p> <p>会計課長 [兼] 菊池武芳 (9月15日)・阿部嘉七 (9月29日)</p>

金融課長 古木章光  
 通信局長 広瀬吉郎  
 庶務課長 藤井恭敬  
 海事課長 保木利吉  
 郵務課長 藤井恭敬  
 工務課長 山本三次郎  
 監理課長 河村徹

殖産局長 高田元治郎  
 糖務課長 藤野幹  
 庶務課長 阿部嘉七  
 農務課長 立川連  
 林務課長 加福豊次  
 林野整理課長 野呂寧  
 権度課長 野呂寧  
 商工課長 田坂千助  
 鉱務課長 福留喜之助

土木局長 角源泉  
 営繕課長 中栄徹郎

土木課長 山形要助  
 庶務課長 鎌田正威  
 地方部長 楠正秋  
 地方課長 水越幸一  
 地理課長 水越幸一

学務部長 隈本繁吉  
 学務課長 鼓包美  
 編修課長 古山栄三郎  
 法務部長 石井為吉  
 民刑課長 石井為吉  
 監獄課長 [兼] 石井為吉

専売局長 賀来佐賀太郎  
 鉄道部長 下村宏  
 覆審法院長 谷野格  
 覆審法院檢察官長 菅野善三郎  
 台北庁長 加福豊次  
 台中庁長 三村三平  
 台南庁長 枝徳二  
 桃園庁長 武藤針五郎  
 新竹庁長 高山仰  
 宜蘭庁長 小松吉久  
 嘉義庁長 相賀照郷  
 南投庁長 富島元治  
 阿緬庁長 齋藤愛二  
 台東庁長 市來半次郎  
 花蓮港庁長 飯田章  
 澎湖庁長 相川茂郷

通信局長 齋藤愛二 (大正8年5月21日)

監理課長 藤井恭敬 (大正8年4月20日)・青木敬次 (大正8年5月29日)

林務課長 山崎嘉夫 (大正8年4月8日)

水産課長 [兼] 田坂千助 (大正7年6月7日)  
 土木局長 相賀照郷 (大正8年5月21日)  
 営繕課長 [事] 井手薫 (大正8年3月28日)・近藤十郎 (同年5月23日)

庶務課長 小西恭介 (大正7年7月13日)

社寺課長 丸井圭治郎 (大正7年6月7日)

法務部長 長尾景德 (大正7年7月10日)  
 民刑課長 [兼] 長尾景德 (大正7年7月10日)  
 監獄課長 [兼] 長尾景德 (大正7年7月10日)・伊藤兼吉 (翌年5月21日)

鉄道部長 新元鹿之助 (大正8年3月10日)

台北庁長 梅谷光貞 (大正8年5月21日)  
 台中庁長 加福豊次 (大正8年4月8日)

桃園庁長 永田綱明 (大正8年5月21日)  
 新竹庁長 武藤針五郎 (大正8年5月21日)

嘉義庁長 相川茂郷 (大正8年5月21日)

阿緬庁長 高山仰 (大正8年5月21日)

花蓮港庁長 宇野英種 (大正8年5月21日)  
 澎湖庁長 川中子安治郎 (大正8年5月21日)

<p>【金融課長 古木章光】 逓信局長 齋藤愛二 【庶務課長 藤井恭敬】 【海事課長 保木利吉】</p> <p>【工務課長 山本三次郎】 【監理課長 青木敬次】</p> <p>【殖産局長 高田元治郎】</p> <p>【糖務課長 藤野幹】</p> <p>【庶務課長 阿部嘉七】 【農務課長 立川連】 【商工課長 田坂千助】 【鉱務課長 福留喜之助】 【水産課長 田坂千助】</p> <p>【土木局長 相賀照郷】 【庶務課長 小西恭介】 【土木課長 山形要助】 【営繕課長 近藤十郎】</p> <p>内務局長 川崎卓吉 【社寺課長 丸井圭治郎】 【地方課長 水越幸一】 【学務課長 鼓包美】 【編修課長 古山栄三郎】</p> <p>地理課長 野呂寧 【法務部長 長尾景德】 【民刑課長 [兼] 長尾景德】 【監獄課長 伊藤兼吉】</p>	<p>金融課長 [事] 中屋重治 (10月13日)</p> <p>糖務課長 真室幸教 (9月29日)・神社柳吉 (10月16日) 庶務課長 田坂千助 (9月29日)</p> <p>民刑課長 伊藤兼吉 (8月13日)</p> <p>高等法院長 谷野格 (8月10日) 高等法院檢察官長 菅野善三郎 (8月10日)</p>
--	---



年一月、明治三十九年ごろ、明治四二年一〇月、明治四四年一〇月、大正四年七月及び大正八年六月の合わせて九回となる。この大規模な人事変動は、主に総督府機構の改革的な官制改正によるものであることが理解されよう。

官制改正による変動のほか、明治三〇年七月頃と明治三十九年頃の二回の非官制改正時期における総督府人事の変更がある。周知のように、明治三〇年七月、乃木総督任期内において、総督府官僚不正の摘発をめぐって、総督府内の司法と行政の軋轢が表面化しつつあったことを背景に、政府は、対立と腐敗が深刻化していた押川殖産部長、山口財務部長、高野総督府高等法院長兼法務部長、土居通信部長らを一斉更迭した。このほか、明治三十九年、日露戦争直後、総督府は、後藤民政長官、石塚参事官長、及び中村総務局長らの転任と祝財務局長の民政長官への昇任を受け、総督府の主要人事を異動した。

いずれにしても、この時期における総督府人事、特に総督府高等官僚の転任と異動は、総督府官制改正によるものが多く、そのうえ、府内部署間の官僚異動が割合に多いことが主な特徴であろう。

一方、この時期、中央省庁の官僚の天下りの受け皿となりながらも、総督府内の部署間の高等官僚の転任、または判任官からの起用が特徴といえよう。このうち、大津麟平、大島久満次、祝辰巳、賀来佐賀太郎らの任用は注目すべきことである。

大島と祝は、それぞれ明治三〇年総督府事務官として渡台した総督府官僚である。明治三〇年一月総督府官制改正により、祝と大島は、それぞれ同府財務局主計課長と民政局法務課長に命じられた。それ以来、祝は、財務局会計課長兼任、専売局次長等を歴任して、明治三四年一月、同府財務局長に命じられた。その後、祝は、同府専売局長から、明治三七年、同府臨時台湾糖務局長と殖産局長を兼任することとなり、そして明治三十九年一月、後藤民政長官の満鉄総裁の転任を受け、同府民政長官に命じられた。大島も明治三一年八月、警保課長兼任から明治

三四年一月、警察本署長に栄転し、さらに明治四〇年四月、総務局長兼任を経て、明治四一年五月、任期内逝去した祝民政長官の後を継ぎ、台湾総督府民政長官に命じられた。

大島や祝と異なり、大津は、総督の秘書官から出世したものである。大津は、明治三四年、大島秘書官の外務省への転任を受けて渡台し、総督秘書官に命じられた。赴任当初、大津は、総督秘書官から総督官房人事課長に命じられ、同年一月一日、新たに設置された総督官房秘書課長に命じられた。続いて、明治四一年五月、大島警察本署長が民政長官へ就任した後に空席となった警察本署長に命じられる。大津は、翌年一〇月、警察本署から蕃務本署への総督府官制改正に伴い、警察本署長から蕃務本署長へ横滑りした。

大津とほぼ同じ時期渡台した賀来佐賀太郎は、明治三六年一〇月から、総督府通信局郵務課長、海事課長を兼務して、明治四三年五月まで同局庶務課長に居座りを続けた。同年五月、通信局庶務課長から土木部庶務課に転任し、同部庶務課長への横滑りを経て、大正二年、総督府参事官に昇進し、同府土木部庶務課長兼土木課長に命じられた。翌年六月、同府専売局長に命じられ、局長クラスに昇進する。専売局長に居座って七年間余りを経た賀来は、大正一〇年七月、下村総務長官の後を受け同府総務長官に昇進した。

#### (2) 文官総督時期における総督府人事異動の特徴

この武官総督時期における総督府人事に対し、大正八年、田健治郎の台湾総督就任を契機として、総督府に文官総督制度が導入されて以降、総督府は、従来の総督府人事異動と異なる展開を迎えることになった。これは、総督の更迭に伴い総督府総務長官、局長等の総督府首脳部の大規模な人事異動にほかならない。

附表2は、この時期における総督府人事の異動についての集計である。この表が示したように、大正九年九月一日、総督府は、改正した総督府地方官官制の施行により、相賀照郷同府土木局長を台北州知事、加福豊次台中庁長



大正9年9月1日~同年12月31日

警務局長 [兼] 川崎卓吉 (9月1日)・川崎卓吉 (11月25日)

保安課長 川崎末五郎 (9月1日)

理蕃課長 豊田勝蔵 (9月1日)  
財務局長 阿部滂 (11月25日)

稅務課長 [事] 阿部滂 (9月3日)・[心] 前田稔靖 (11月2日)  
金融課長 中屋重治 (9月1日)

庶務課長 深川繁治 (9月1日)

監理課長 [兼] 深川繁治 (9月1日)・村田三郎 (同年10月25日)  
為替貯金課長 [兼] 村田三郎 (10月25日)

糖務課長 [兼] 今川淵 (9月1日)・中瀬拙夫 (11月25日)

農務課長 今川淵 (11月22日)

林務課長 佐藤勸 (9月1日)  
土木局長 山形要助 (9月1日)

土木課長 池田季苗 (9月1日)

港湾課長 [兼] 上田一郎 (9月1日)  
内務局長 末松偕一郎 (11月25日)

學務課長 生駒高常 (9月7日)

州庁課長 水越幸一 (9月1日)  
市街庄課長 [兼] 水越幸一 (9月1日)

民刑課長 和田一次 (9月1日)  
監獄課長 [兼] 和田一次 (9月1日)

高等法院檢察官長 菅野善三郎 台北庁長 梅谷光貞 台中庁長 加福豊次 台南庁長 枝徳二 桃園庁長 永田綱明 新竹庁長 武藤針五郎 嘉義庁長 相賀照郷 南投庁長 富島元治 阿緞庁長 高山仰 台東庁長 市來半次郎 宜蘭庁長 相川茂郷 花蓮港庁長 宇野英種 澎湖庁長 川中子安治郎	宜蘭庁長 荒巻鉄之助 (大正9年2月6日)
---	-----------------------

附表2 - 2 田總督任期内總督府主要人事異動一覽

田總督任期内 (大正8年10月29日~大正12年9月2日)	
大正9年12月31日現在	大正10年中
總督官房秘書課長 喜多孝治 總督官房文書課長 石井光次郎 總督官房調査課長 鎌田正威 總督官房外事課長 鎌田正威  總務長官 下村宏 警務局長 川崎卓吉 警務課長 豊田勝蔵 保安課長 川崎末五郎 衛生課長 三浦碌郎 理蕃課長 豊田勝蔵 財務局長 阿部滂 主計課長 菊池武芳 會計課長 阿部嘉七 稅務課長 [心] 前田稔靖  金融課長 中屋重治 通信局長 齋藤愛二 庶務課長 深川繁治 海事課長 保木利吉 工務課長 山本三次郎 監理課長 村田三郎 為替貯金課長 村田三郎  殖産局長 高田元治郎 糖務課長 中瀬拙夫 庶務課長 田坂千助 農務課長 今川淵 商工課長 田坂千助 鉦務課長 福留喜之助 水産課長 田坂千助 林務課長 佐藤勳 土木局長 山形要助 庶務課長 小西恭介	總督官房文書課長 [兼] 下村充郎 (11月4日) 總督官房調査課長 東郷実 (5月10日) 總督官房外事課長 吉岡荒造 (5月10日)・法水了禪 (10月8日) 總務長官 賀來佐賀太郎 (7月11日) 警務局長 相賀照郷 (9月17日)  保安課長 [事] 三浦碌郎 (10月8日)  理蕃課長 宇野英種 (10月8日)  主計課長 富田松彦 (10月8日) 會計課長 [兼] 菊池武芳 (7月22日)・[事] 中田栄次郎 (10月8日) 稅務課長 古木章光 (10月15日) 金融課長 前田稔靖 (10月15日) 通信局長 吉田平吉 (9月17日)  為替貯金課長 藤井恭敬 (5月10日)・[兼] 村田三郎 (10月8日) 殖産局長 川崎卓吉 (9月17日)  庶務課長 [兼] 中瀬拙夫 (10月8日)  商工課長 [兼] 奥秋雅則 (10月8日)  水産課長 奥秋雅則 (1月31日)  土木局長 [心、兼] 相賀照郷 (10月8日) 庶務課長 高橋親吉 (10月8日)

台北州知事 相賀照郷 (9月1日)  
台中州知事 加福豊次 (9月1日)  
新竹州知事 服部仁藏 (9月1日)  
台南州知事 枝徳二 (9月1日)  
高雄州知事 富島元治 (9月1日)  
花蓮港庁長 江口良三郎 (9月1日)  
【台東庁長 市来半次郎】

大正11年1月1日～翌年9月2日

総督官房秘書課長 松田三徳 (大正11年4月1日)・小林音八 (大正12年9月22日)

警務局長 竹内友次郎 (大正11年11月27日)  
警務課長 岡本佃 (大正12年1月10日)  
保安課長 佐々木国重 (大正12年1月10日)  
衛生課長 田端幸三郎 (大正12年1月10日)  
理蕃課長 [兼] 田端幸三郎 (大正12年6月18日)

会計課長 大沢清高 (大正11年5月17日)

金融課長 中田栄次郎 (大正11年7月26日)

海事課長 [兼] 深川繁治 (大正12年3月7日)

監理課長 [兼] 深川繁治 (大正11年9月6日)・戸水昇 (大正11年10月10日)  
為替貯金課長 [兼] 深川繁治 (大正11年9月6日)・[兼] 戸水昇 (大正11年10月10日)

殖産局長 喜多孝治 (大正11年4月1日)  
糖務課長 [兼] 今川淵 (大正11年6月28日)  
庶務課長 [兼] 浅野安吉 (大正11年6月28日)・浅野安吉 (同年7月22日)・羽生雅則  
(翌年5月17日)  
商工課長 [兼] 羽生雅則 (大正12年5月17日)

水産課長 松岡一衛 (大正12年5月17日)

土木局長 [心] 相賀照郷 (大正11年11月27日)

土木課長 池田季苗 営繕課長 近藤十郎 港湾課長 上田一郎 内務局長 末松偕一郎 社寺課長 丸井圭治郎 地方課長 水越幸一 学務課長 生駒高常 編修課長 古山栄三郎 地理課長 野呂寧 州庁課長 水越幸一 市街庄課長 水越幸一 法務部長 長尾景徳 民刑課長 和田一次 監獄課長 和田一次 専売局長 賀来佐賀太郎  鉄道部長 新元鹿之助 高等法院長 谷野格 高等法院檢察官長 菅野善三郎 台北州知事 相賀照郷 台中州知事 加福豊次 新竹州知事 服部仁蔵 台南州知事 枝徳二 高雄州知事 富島元治 花蓮港庁長 江口良三郎 台東庁長 市来半次郎	港湾課長 増田秀吉 ( 8月1日 )  市街庄課長 佐藤正俊 ( 1月28日 ) 法務部長 和田一次 ( 10月8日 )  専売局長 [心] 賀来佐賀太郎 ( 7月11日 ) ・ 池田幸甚 ( 10月8日 )  台北州知事 高田富蔵 ( 9月17日 ) 台中州知事 立川連 ( 2月1日 ) 新竹州知事 常吉徳寿 ( 10月8日 ) 台南州知事 吉岡荒造 ( 10月8日 )
---	---

附表 2 - 3 内田・伊沢総督任期内総督府主要人事異動一覽

内田総督任期内 (大正12年9月2日～翌年9月1日)	
就任時点における主要人事	大正12年9月2日～翌年9月1日
総督官房秘書課長 小林音八 総督官房文書課長 下村充郎 総督官房調査課長 東郷実 総督官房外事課長 法水了禅 総務長官 賀来佐賀太郎 警務局長 竹内友次郎  警務課長 岡本佃 保安課長 佐々木国重 衛生課長 田端幸三郎 理蕃課長 田端幸三郎 財務局長 阿部滂 主計課長 富田松彦 会計課長 大沢清高 稅務課長 古木章光 金融課長 中田栄次郎 通信局長 吉田平吉 庶務課長 深川繁吉 海事課長 深川繁吉 工務課長 山本三次郎 監理課長 戸水昇	総督官房調査課長 [心] 小林音八 (大正13年4月1日)  警務局長 [心] 吉田平吾 (12月10日) ・ 尾崎勇次郎 (翌年2月19日)  保安課長 佐藤続 (11月20日)  理蕃課長 中田秀造 (大正13年2月16日)

<p>土木課長 田賀奈良吉 (大正11年 2月20日)</p> <p>港湾課長 [兼] 池田季苗 (大正11年 5月13日)</p> <p>内務局長 相賀照郷 (大正11年11月27日)</p> <p>高等法院長 杉坂実 (大正12年 8月20日)</p> <p>台中州知事 常吉徳寿 (大正11年 5月15日)</p> <p>新竹州知事 梅谷光貞 (大正11年 5月15日)</p>
--

伊沢総督任期内 (大正13年 9月 1日 ~ 大正15年 7月16日)	
大正13年 9月 1日 ~ 同年12月24日総督府官制改正による人事	大正14年 1月 1日 ~ 大正15年 7月16日
<p>総督官房秘書課長 平山泰 (10月 8日)</p> <p>総督官房調査課長 [心] 下村充郎 (12月25日)</p> <p>総督官房法務課長 和田一次 (12月25日)</p> <p>総督官房会計課長 大沢清高 (12月25日)</p> <p>総務長官 [心] 後藤文夫 (9月19日)・後藤文夫 (9月22日)</p> <p>警務局長 坂本森一 (10月 2日)</p> <p>警務課長 佐藤統 (12月25日)</p> <p>保安課長 [兼] 佐藤統 (12月25日)</p> <p>衛生課長 [兼] 佐藤統 (12月25日)</p> <p>税務課長 辰野亀男 (12月25日)</p> <p>殖産局長 片山二郎 (12月23日)</p> <p>特産課長 中瀬拙夫 (12月25日)</p> <p>商工課長 横光吉規 (12月25日)</p> <p>山林課長 [兼] 浅野安吉 (11月 3日)</p>	<p>総督官房秘書課長 [兼] 下村充郎 (大正15年 7月 6日)</p> <p>総督官房法務課長 [兼] 下村充郎 (大正15年 1月27日)</p> <p>保安課長 小林光政 (大正14年 5月 2日)</p>



為替貯金課長 戸水昇  
 殖産局長 喜多孝治  
 糖務課長 今川淵  
 庶務課長 羽生雅則  
 農務課長 今川淵  
 商工課長 羽生雅則  
 鉱務課長 福留喜之助  
 水産課長 松岡一衛  
 林務課長 佐藤勤  
 土木局長心得 相賀照郷

庶務課長 高橋親吉  
 土木課長 田賀奈良吉  
 営繕課長 近藤十郎  
 港湾課長 池田季苗  
 内務局長 相賀照郷  
 社寺課長 丸井圭治郎  
 地方課長 水越幸一  
 学務課長 生駒高常  
 編修課長 古山栄三郎  
 地理課長 野呂寧  
 州庁課長 水越幸一  
 市街庄課長 佐藤正俊  
 法務部長 和田一次  
 民刑課長 和田一次  
 監獄課長 和田一次

専売局長 池田幸甚  
 鉄道部長 新元鹿之助  
 高等法院長 杉坂実  
 高等法院檢察官長 菅野善三郎  
 台北州知事 高田富蔵  
 台中州知事 常吉徳寿  
 新竹州知事 梅谷光貞  
 台南州知事 吉岡荒造  
 高雄州知事 富島元治  
 花蓮港庁長 江口良三郎  
 台東庁長 市来半次郎

為替貯金課長 上原松次郎 (大正13年2月28日)  
 糖務課長 [兼] 中瀬拙夫 (大正13年6月25日)  
 庶務課長 [兼] 中瀬拙夫 (11月27日)・松岡一衛 (翌年  
 6月25日)  
 商工課長 中瀬拙夫 (11月27日)

林務課長 [兼] 重松栄一 (11月3日)

営繕課長 井手薫 (10月30日)

市街庄課長 [心] 水越幸一 (大正13年7月14日)

行刑課長 [兼] 和田一次 (大正13年1月1日)  
 専売局長 吉岡荒造 (12月8日)

高等法院長 相原祐弥 (大正13年3月8日)

新竹州知事 佐藤勤 (11月3日)  
 台南州知事 松井栄堯 (12月8日)

土木局長 [兼] 木下信 (10月2日)・武藤針  
五郎 (12月23日)

内務局長 木下信 (10月2日)  
文教課長 生駒高常 (12月25日)

専売局長 宇賀四郎 (12月23日)  
交通局総長 [心] 後藤文夫 (12月25日)

高等法院檢察官長 後藤和佐二 (11月13日)  
台北州知事 吉岡荒造 (12月23日)  
台中州知事 本山文平 (12月25日)  
新竹州知事 古本章光 (12月25日)  
台南州知事 喜多孝治 (12月23日)  
高雄州知事 木村英俊 (12月25日)・三浦碌郎  
(12月28日)  
台東庁長 齋藤透 (12月25日)

地方課長 [兼] 高橋親吉 (大正15年1月  
27日)

交通局総長 生野団六 (大正14年4月29日)

澎湖庁長 増永吉次郎 (大正15年7月1日)

附表2-4 上山総督任期内総督府主要人事異動一覽

上山総督任期内(大正15年7月17日~昭和3年6月15日)	
大正15年7月16日現在	大正15年7月17日~昭和元年12月31日
総督官房秘書課長 下村充郎 総督官房文書課長 下村充郎 総督官房調査課長心得 下村充郎 総督官房法務課長 下村充郎 総督官房会計課長 大沢清高 総務長官 後藤文夫 警務局長 坂本森一 警務課長 佐藤統 保安課長 小林光政 衛生課長 佐藤統 理蕃課長 中田秀造 財務局長 阿部滂 主計課長 富田松彦 稅務課長 辰野亀男 金融課長 中田栄次郎 殖産局長 片山二郎 特産課長 中瀬拙夫 農務課長 今川淵 商工課長 横光吉規 山林課長 浅野安吉 内務局長 木下信 地方課長 高橋親吉 土木課長 高橋親吉 文教課長 生駒高常 専売局長 宇賀四郎 交通局総長 生野団六 高等法院長 相原祐弥 高等法院檢察官長 後藤和佐二 台北州知事 吉岡荒造 台中州知事 本山文平 新竹州知事 古木章光 台南州知事 喜多孝治 高雄州知事 三浦碌郎 台東庁長 齋藤透 花蓮港庁長 江口良三郎 澎湖庁長 増永吉次郎	総督官房秘書課長 一戸二郎(大正15年7月22日) 総督官房文書課長 鼓包美(8月13日)・生駒高常(10月12日) 総督官房調査課長 [兼] 鼓包美(8月13日)・[兼] 生駒高常(10月12日) 総督官房法務課長 一戸二郎(8月13日)・和田一次(11月30日) 警務局長 本山文平(10月12日) 理蕃課長 木原圓次(12月23日) 財務局長 富田松彦(10月12日) 主計課長 中田栄次郎(10月12日) 地方課長 [兼] 能沢外茂吉(10月12日)・水越幸一(12月18日) 土木課長 能沢外茂吉(10月12日) 庶務課長 岩瀬重(12月23日) 文教局長 [事] 木下信(10月12日) 社会課長 坂口主稅(10月12日) 学務課長 [事] 若槻道隆(10月12日) 台中州知事 三浦碌郎(10月12日) 高雄州知事 高橋親吉(10月12日) 花蓮港庁長 中田秀造(12月22日)

昭和2年1月1日～翌年6月15日

警務課長 角田広次 (昭和2年7月27日)

衛生課長 [兼] 角田広次 (昭和2年7月27日)・尾佐竹堅 (昭和3年2月7日)  
理番課長 猪俣二郎 (昭和3年4月26日)

主計課長 石川重男 (昭和3年3月2日)

殖産局長 高橋親吉 (昭和2年7月27日)

農務課長 [事] 色部米作 (昭和2年7月27日)  
商工課長 内田隆 (昭和3年2月15日)・横光吉規 (昭和3年5月15日)

内務局長 [事] 木下信 (昭和2年4月12日)・豊田勝蔵 (昭和2年7月27日)  
地方課長 能沢外茂吉 (昭和2年7月28日)

土木課長 [事] 中村秀太郎 (昭和2年7月28日)  
文教局長 石黒英彦 (昭和2年2月22日)

学務課長 野口敏治 (昭和2年2月30日)

交通局総長 木下信 (昭和2年4月12日)  
高等法院長 後藤和佐二 (昭和3年5月22日)  
高等法院檢察官長 岩松玄十 (昭和3年5月22日)  
台北州知事 三浦碌郎 (昭和2年7月27日)  
台中州知事 佐藤統 (昭和2年7月27日)  
新竹州知事 永山止米郎 (昭和2年4月22日)  
台南州知事 片山二郎 (昭和2年7月27日)

附表2 - 5 川村総督任期内総督府主要人事異動一覧

川村総督任期内 (昭和3年6月15日～翌年7月30日)	
就任時点の総督府主要人事	昭和3年6月15日～同年12月31日
総督官房秘書課長 一戸二郎 総督官房文書課長 生駒高常 総督官房調査課長 生駒高常 総督官房法務課長 和田一次 総督官房会計課長 大沢清高  総務長官 後藤文夫 警務局長 本山文平 警務課長 角田広次 保安課長 小林光政 衛生課長 尾佐竹堅 理蕃課長 猪俣一郎 財務局長 富田松彦 主計課長 石川重男 税務課長 辰野亀男 金融課長 中田栄次郎 殖産局長 高橋親吉 特産課長 中瀬拙夫 農務課長 [事] 色部米作 商工課長 横光吉規 山林課長 浅野安吉  内務局長 豊田勝蔵 地方課長 能沢外茂吉 土木課長 [事] 中村秀太郎 文教局長 石黒英彦 社会課長 坂口主税 学務課長 野口敏治  専売局長 宇賀四郎 交通局総長 木下信  高等法院長 後藤和佐二 高等法院檢察官長 岩松玄十 台北州知事 三浦碌郎 台中州知事 佐藤統 新竹州知事 永山止米郎 台南州知事 片山三郎 高雄州知事 太田吾一 台東庁長 齋藤透 花蓮港庁長 中田秀造 澎湖庁長 増永吉次郎	総督官房秘書課長 平島敏夫 (6月28日) 総督官房文書課長 和田一次 (7月21日) 総督官房調査課長 [兼] 和田一次 (7月21日) 総督官房法務課長 [兼] 水越幸一 (7月21日)・伊藤兼吉 (8月13日)  総務長官 河原田稼吉 (6月26日) 警務局長 大久保留次郎 (7月21日) 警務課長 木原圓次 (9月18日) 保安課長 山内継喜 (8月20日) 衛生課長 [兼] 奥田達郎 (9月18日)  殖産局長 内田隆 (7月21日)  農務課長 川副龍雄 (9月18日) 商工課長 浅野安吉 (9月18日) 山林課長 杉木良 (9月18日)  社会課長 竹下豊次 (9月18日)  専売局長 常吉徳寿 (7月21日) 交通局総長 [事] 河原田稼吉 (7月21日)・丸茂藤平 (12月26日)  台北州知事 高橋親吉 (7月21日) 台中州知事 生駒高常 (7月21日)  澎湖庁長 児玉魯一 (9月18日)

昭和4年1月1日～同年7月30日

総督官房秘書課長 [事] 杉木良 (7月19日)  
 総督官房文書課長 山本理一 (1月25日)・[事] 山本理一 (7月9日)  
 総督官房調査課長 [兼] 山本理一 (1月25日)・[事] 山本理一 (7月9日)  
 総督官房法務課長 [兼] 杉木良 (5月17日)・[事] 山本真平 (7月20日)  
 総督官房会計課長 杉木良 (4月20日)  
 総督官房営繕課長 井手薫 (5月12日)

金融課長 坂口主税 (1月12日)

山林課長 政所重三郎 (4月20日)  
 水産課長 [兼] 川副龍雄 (5月12日)  
 鉱務課長 [兼] 浅野安吾 (5月12日)

地方課長 竹下豊次 (6月3日)

社会課長 [事] 野口敏治 (6月3日)

編修課長 浮田辰平 (4月1日)

台北州知事 片山三郎 (4月20日)  
 台中州知事 水越幸一 (7月9日)  
 新竹州知事 田端幸三郎 (4月20日)  
 台南州知事 永山止米郎 (4月20日)

附表2 - 6 石塚総督任期内総督府主要人事異動一覧

石塚総督任期内 (昭和4年7月30日～昭和6年1月16日)	
就任時点の総督府主要人事	昭和4年7月30日～同年12月31日)
総督官房秘書課長 [事] 杉木良 総督官房文書課長 [事] 山本理一 総督官房調査課長 [事] 山本理一 総督官房法務課長 [事] 山本真平 総督官房会計課長 杉木良  総督官房営繕課長 井手薫 総務長官 河原田稼吉 警務局長 大久保留次郎 警務課長 木原圓次 保安課長 山内繼喜 衛生課長 奥田達郎 理蕃課長 猪俣一郎 財務局長 富田松彦 主計課長 石川重男  税務課長 辰野亀男 金融課長 坂口主税 殖産局長 内田隆 特産課長 中瀬拙夫 農務課長 川副龍雄 商工課長 [兼] 浅野安吉 山林課長 政所重三郎 水産課長 [兼] 川副龍雄 鉱務課長 [兼] 浅野安吾 内務局長 豊田勝蔵 地方課長 竹下豊次 土木課長 [事] 中村秀太郎 文教局長 石黒英彦 社会課長 [事] 野口敏治 学務課長 野口敏治 編修課長 浮田辰平 専売局長 常吉徳寿 交通局長 丸茂藤平 高等法院長 後藤和佐二 高等法院檢察官長 岩松玄十 台北州知事 片山三郎 台中州知事 水越幸一 新竹州知事 田端幸三郎 台南州知事 永山止米郎 高雄州知事 太田吾一 台東庁長 齋藤透 花蓮港庁長 中田秀造 澎湖庁長 児玉魯一	総督官房秘書課長 大谷忠四郎 (8月3日) 総督官房文書課長 石川重男 (8月31日) 総督官房調査課長 [兼] 石川重男 (8月31日)  総督官房会計課長 [事] 杉木良 (8月10日)・[兼] 石川重男 (8月31日)・沢水彦四郎 (9月13日)  総務長官 人見次郎 (8月3日) 警務局長 石井保 (8月10日)  衛生課長 [兼] 石井龍猪 (12月14日) 理蕃課長 森田俊介 (12月14日)  主計課長 [兼] 坂口主税 (9月6日)・中島一郎 (12月14日) 税務課長 奥田達郎 (12月14日)  殖産局長 百濟文輔 (8月10日)  農務課長 横光吉規 (12月14日) 商工課長 [兼] 赤堀鉄吉 (12月14日)  水産課長 [兼] 佐々波外七 (12月14日) 鉱務課長 赤堀鉄吉 (12月14日) 内務局長 石黒英彦 (8月10日) 地方課長 本間善庫 (12月14日)  文教局長 杉木良 (8月10日) 社会課長 野口敏治 (11月11日) 学務課長 [事] 若槻道隆 (11月11日)  専売局長 池田蔵六 (8月10日) 交通局長 白勢黎吉 (9月13日)  高等法院檢察官長 竹内佐太郎 (8月10日)  台東庁長 児玉魯一 (9月13日) 花蓮港庁長 猪俣松之助 (9月13日) 澎湖庁長 大竹勇 (9月13日)

昭和5年1月1日～翌年1月16日
総督官房秘書課長 石川重男 (昭和5年9月30日)
総督官房法務課長 帯金悦之助 (昭和5年4月30日)
保安課長 小林長彦 (昭和5年8月6日)
財務局長 [事] 人見次郎 (昭和5年10月24日)・池田藏六 (同年12月9日)
特産課長 [事] 百濟文輔 (昭和5年12月9日)
商工課長 戸水昇 (昭和5年1月20日)
山林課長 赤堀鉄吉 (昭和5年1月20日)
鉱務課長 [兼] 赤堀鉄吉 (昭和5年1月20日)
学務課長 若槻道隆 (昭和5年7月1日)・江藤昌之 (昭和6年1月15日)
専売局長 中瀬拙夫 (昭和5年12月9日)
台南州知事 名尾良辰 (昭和5年5月23日)



附表2 - 7 太田・南総督任期内総督府主要人事異動一覧

太田総督任期内 (昭和6年1月16日～翌年3月2日)	
就任する時点の総督府主要人事	昭和6年1月16日～翌年3月2日
総督官房秘書課長 石川重男 総督官房文書課長 [兼] 石川重男 総督官房調査課長 [兼] 石川重男 総督官房法務課長 帯金悦之助 総督官房会計課長 沢水彦四郎 総督官房営繕課長 井手薫  総務長官 人見次郎  警務局長 石井保  警務課長 木原圓次 保安課長 小林長彦 衛生課長 石井龍猪 理蕃課長 森田俊介 財務局長 池田藏六 主計課長 中島一郎 稅務課長 奥田達郎 金融課長 坂口主稅 殖産局長 百濟文輔 特産課長 [事] 百濟文輔 農務課長 横光吉規  商工課長 戸水昇 山林課長 赤堀鉄吉 水産課長 佐々波外七 鉱務課長 [兼] 赤堀鉄吉 内務局長 石黒英彦 地方課長 本間善庫  土木課長 [事] 中村秀太郎  文教局長 杉本良 社会課長 野口敏治 学務課長 江藤昌之 編修課長 浮田辰平 専売局長 中瀬拙夫 交通局長 白勢黎吉 高等法院長 後藤和佐二 高等法院檢察官長 竹内佐太郎 台北州知事 片山三郎 台中州知事 水越幸一 新竹州知事 田端幸三郎 台南州知事 永山止米郎 高雄州知事 太田吾一 台東庁長 児玉魯一 花蓮港庁長 猪俣松之助 澎湖庁長 大竹勇	総督官房秘書課長 小林鉄太郎 (5月12日) 総督官房文書課長 川村直岡 (5月12日) 総督官房調査課長 [兼] 川村直岡 (5月12日)  総督官房会計課長 高橋秀人 (5月16日)・角田広次 (12月19日)  総務長官 高橋守雄 (1月17日)・[事] 百濟文輔 (4月14日)・木下信 (翌15日)・平塚広義 (翌年1月13日) 警務局長 井上英 (1月20日)・友部泉藏 (昭和7年1月29日)  衛生課長 森田俊介 (5月16日) 理蕃課長 石川定俊 (5月16日)  稅務課長 角田広次 (5月16日) 金融課長 玉手亮一 (5月16日) 殖産局長 殖田俊吉 (5月8日) 特産課長 川村直岡 (2月28日)・猪俣一郎 (5月12日) 農務課長 [事] 佐々波外七 (5月8日)・増田秀吉 (5月16日) 商工課長 中田栄次郎 (5月16日) 山林課長 能沢外茂吉 (5月16日) 水産課長 劉明朝 (5月16日) 鉱務課長 [兼] 能沢外茂吉 (5月16日) 内務局長 小栗一雄 (5月5日) 地方課長 [事] 佐治孝徳 (5月8日)・[事] 小林六之助 (6月9日)・西村高兄 (9月28日) 土木課長 小川嘉一 (5月16日) 地理課長 小林六之助 (6月9日) 文教局長 大場鑑次郎 (5月8日) 社会課長 [事] 森谷一 (5月8日) 学務課長 赤堀鉄吉 (5月16日) 編修課長 三屋静 (8月31日)  台北州知事 宇賀四郎 (5月8日)・平山泰 (9月12日) 台中州知事 太田吾一 (9月20日) 新竹州知事 野口敏治 (5月8日)・猪俣松之助 (9月12日) 台南州知事 横光吉規 (5月8日) 高雄州知事 平山泰 (1月22日)・野口敏治 (9月12日)  花蓮港庁長 浅野安吾 (9月12日) 澎湖庁長 本間善庫 (5月8日)

<p>南総督任期内 (昭和7年3月2日～同年5月27日)</p> <p>総督官房秘書課長 能沢外茂吉 (3月8日)          総督官房文書課長 [兼] 能沢外茂吉 (3月8日)          総督官房調査課長 [兼] 能沢外茂吉 (3月8日)</p> <p>総督官房会計課長 [兼] 増木甲吉 (4月21日)          ・ [兼] 名和仁一 (5月5日)</p> <p>警務課長 今田卓爾 (4月21日)          保安課長 [兼] 今田卓爾 (4月21日) ・ 玉野代治郎 (4月26日)</p> <p>財務局長 岡田信 (3月15日)</p> <p>税務課長 名和仁一 (4月21日)          金融課長 本多保太郎 (4月21日)</p> <p>特産課長 松岡一衛 (4月21日)          農務課長 [事] 中田栄次郎 (3月15日) ・ 猪俣一郎 (4月21日)</p> <p>商工課長 須田一二三 (4月21日)          山林課長 川村直岡 (3月8日) ・ 西村高兄 (4月21日)</p> <p>鉱務課長 [兼] 川村直岡 (3月8日) ・ [兼] 西村高兄 (4月21日)          内務局長 小濱浄鉞 (3月8日)          地方課長 石井龍猪 (4月21日)</p> <p>土木課長 木原圓次 (4月21日)          地理課長 [兼] 石井龍猪 (4月21日)          文教局長 安武直夫 (3月15日)</p> <p>専売局長 田端幸三郎 (3月15日)          交通局総長 堀田鼎 (3月15日)</p> <p>台北州知事 中瀬拙夫 (3月15日)          台中州知事 竹下豊次 (3月15日)          新竹州知事 内海忠司 (3月15日)          台南州知事 今川淵 (3月15日)</p>
--

附表2 - 8 中川総督任期内総督府主要人事異動一覧

中川総督任期内 (昭和7年5月27日～昭和11年9月2日)	
就任時点の総督府主要人事	昭和7年5月27日～昭和9年12月31日
総督官房秘書課長 能沢外茂吉 総督官房文書課長 [兼] 能沢外茂吉 総督官房調査課長 [兼] 能沢外茂吉 総督官房法務課長 帯金悦之助 総督官房会計課長 [兼] 名和仁一  総督官房営繕課長 井手薫  総務長官 平塚広義 警務局長 友部泉藏 警務課長 今田卓爾 保安課長 玉野代治郎 衛生課長 森田俊介 理蕃課長 石川定俊 財務局長 岡田信 主計課長 中島一郎 稅務課長 名和仁一 金融課長 本多保太郎 殖産局長 殖田俊吉 特産課長 松岡一衛 農務課長 猪俣一郎  商工課長 須田一二三 山林課長 西村高兄 水産課長 劉明朝 鉱務課長 [兼] 西村高兄 内務局長 小濱浄鉦 地方課長 石井龍猪  土木課長 木原圓次 地理課長 [兼] 石井龍猪 文教局長 安武直夫  社会課長 [事] 森谷一 学務課長 赤堀鉄吉 編修課長 三屋静 専売局長 田端幸三郎 交通局長 堀田鼎 高等法院長 後藤和佐二 高等法院檢察官長 竹内佐太郎 台北州知事 中瀬拙夫 台中州知事 竹下豊次 新竹州知事 内海忠司 台南州知事 今川淵 高雄州知事 野口敏治 台東庁長 児玉魯一 花蓮港庁長 浅野安吾 澎湖庁長 本間善庫	総督官房秘書課長 榊山保一 (昭和7年7月4日) 総督官房文書課長 高橋衛 (昭和9年9月1日) 総督官房調査課長 川村直岡 (昭和9年9月1日) 総督官房法務課長 山本真平 (昭和7年7月23日) 総督官房会計課長 [兼] 山岸金三郎 (昭和9年2月10日)・中田栄次郎 (同年9月1日)  警務局長 石垣倉治 (昭和8年8月4日) 警務課長 森田俊介 (昭和8年10月3日) 保安課長 坂口主税 (昭和8年10月3日) 衛生課長 高橋秀人 (昭和8年10月3日) 理蕃課長 [兼] 鈴木秀夫 (昭和8年10月3日)  稅務課長 江藤昌之 (昭和7年9月30日) 金融課長 山岸金三郎 (昭和8年10月3日) 殖産局長 中瀬拙夫 (昭和8年8月4日) 特産課長 奥田達郎 (昭和8年10月3日) 農務課長 [兼] 須田一二三 (昭和9年9月3日)・赤堀鉄吉 (同年12月18日)  地方課長 [事] 小濱浄鉦 (昭和9年3月14日)・赤堀鉄吉 (同年5月10日)・石井龍猪 (同年12月18日)  地理課長 [事] 小濱浄鉦 (昭和9年3月14日)・[兼] 赤堀鉄吉 (同年5月10日)・[兼] 石井龍猪 (同年12月18日)  社会課長 高橋秀人 (昭和7年9月30日)・玉野代治郎 (昭和8年10月3日) 学務課長 [事] 安武直夫 (昭和8年3月16日)・赤堀鉄吉 (同年10月19日)・郡茂徳 (昭和9年5月10日)  高等法院長 竹内佐太郎 (昭和8年9月5日) 高等法院檢察官長 伴野喜四郎 (昭和8年9月5日) 台北州知事 野口敏治 (昭和8年8月8日)  高雄州知事 西沢義徴 (昭和8年8月8日) 台東庁長 本間善庫 (昭和8年2月2日) 花蓮港庁長 政所重二郎 (昭和9年9月1日) 澎湖庁長 大磐誠三 (昭和8年2月2日)

昭和10年1月1日～翌年9月2日

総督官房会計課長 [兼] 山岸金三郎 (9月2日)

総督官房外事課長 坂本龍起 (9月2日)

理蕃課長 鈴木秀夫 (9月2日)  
財務局長 嶺田丘造 (昭和11年2月14日)

農務課長 一番ヶ瀬佳雄 (5月30日)

文教局長 深川繁治 (4月1日)

高等法院長 齋藤三郎 (11月13日)

台北庁長 今川淵 (昭和11年2月26日)  
台中州知事 日下辰太 (1月15日)  
新竹州知事 増田秀吉 (9月2日)  
台南州知事 藤田慎治郎 (昭和11年2月26日)  
高雄州知事 内海忠司 (9月2日)  
台東庁長 大磐誠三 (9月2日)  
花蓮港庁長 藤村寛太 (9月2日)  
澎湖庁長 福元岩吉 (9月2日)

を台中州知事、服部仁藏同府営林局長を新竹州知事、枝徳二台南厅长を台南州知事、富島元治同府警務局長を高雄州知事、江口良三郎蕃務警視を花蓮港厅长にそれぞれ任じた。<sup>32</sup> これを受け、同日、総督府は、山形要助同府技師を土木局長、同年一月二五日、末松借一郎同府財務局長を内務局長、阿部滂同府参事官・財務局稅務課長を財務局長、川崎卓吉内務局長を警務局長にそれぞれ任命した。<sup>33</sup> 続いて、翌年七月一日、総督府では、下村総務長官が更迭されると、同年九月と一〇月に、川崎警務局長が同府殖産局長、相賀台北州知事が警務局長、齋藤愛二通信局長が税関長、高田富藏同府判官が台北州知事、池田同府事務官が専売局長、吉岡荒造同府事務官が台南州知事、吉田平吾省内省調度頭が同府通信局長、常吉徳寿大蔵省専売局参事官が新竹州知事にそれぞれ任じられ、高田殖産局長、枝台南州知事、山形土木局長が依願免官を余儀なくされた。

このうち、最も大規模な異動と更迭を行ったのは、川村竹治、太田政弘、及び南弘総督任期内であつた。

川村は、昭和三年六月一五日、同日免官された上山総督を継ぎ、総督に命じられ、そして翌月五日着任した。同月二一日、総督府は、一斉に総督府局長と知事の人事大更迭を実施した。同日、総督府は、木下交通局総長、本山警務局長、三浦台北州知事、佐藤台中州知事、及び宇賀専売局長をそれぞれ免官し、新たに警視庁官房主事大久保留次郎を同府警務局長に、同府高橋殖産局長を台北州知事に、内田隆専売局長を殖産局長に、生駒高常総督官房文書課長を台中州知事に、元新竹州知事常吉徳寿を専売局長に、それぞれ任命した。<sup>34</sup>

太田総督は、昭和六年一月一六日、昨年の一〇月に霧社で起こつた「霧社事件」の政治責任をとり辞任した石塚総督の後を受け、任命された。辞令が下つた翌日、人見次郎総務長官が免官され、兵庫県知事高橋守雄が総督府総務長官に命じられた。同月二〇日、石井保警務局長と水越幸一台中州知事が免官され、これを受け、佐賀県知事井上英が同府警務局長に、高雄州知事太田吾一が台中州知事に任命され、太田高雄州知事が転任した後、空席となつ

た高雄州知事に、同月二二日をもって山形県内務部長平山泰が充てられることになった。続いて、同年五月八日、総督府は、局長知事クラスの官僚人事の大更迭を行い、百済文輔殖産局長、杉本良文教局長、片山三郎台北州知事、名尾良辰台南州知事、及び田端幸三郎新竹州知事をそれぞれ免官し、拓殖省殖産局長殖田俊吉が同府殖産局長に、福岡県内務部長大場鑑次郎が同府文教局長に、宇賀四郎が台北州知事に、総督府事務官野口敏治が新竹州知事に、総督府事務官横光吉規が台南州知事にそれぞれ任命された。<sup>35)</sup> この一連の人事更迭を受け、総督府課長クラス人事も異動を余儀なくされる。同月一六日、警務局では、理蕃課長森田俊介が衛生課長に、同局警視石川定俊が理蕃課長に、財務局では、角田広次が同局税務課長に、玉手亮一が金融課長に、殖産局では、増田秀吉が農務課長に、中田栄次郎が商工課長に、能沢外茂吉が山林課長兼鉱務課長に、劉明朝が水産課長に、内務局では、小川嘉一が土木課長に、文教局では、赤堀鉄吉が学務課長に、それぞれ命じられた。<sup>36)</sup>

南弘は、昭和七年三月二日、太田総督の辞任を受け、台湾総督に命じられた。南総督は、任期が昭和七年三月二日から同年五月二七日までのわずか二箇月二四日間であったが、着任後まもなく小栗内務局長の免官に続き、かつてない総督府勅任官級の官僚の大異動を実施した。

南の総督辞令を発せられた同月一五日、総督府は、白勢黎吉交通局総長、三宅福馬交通局理事・通信部長、池田蔵六財務局長、大場鑑次郎文教局長、平山泰台北州知事、猪股松之助新竹州知事、太田吾一台中州知事、横光吉規台南州知事を免官し、新たに千葉県知事堀田鼎を同府交通局総長に、元東拓理事・陸軍一等主計岡田信を財務局長に、元新竹州知事田端幸三郎を専売局長に、元総督府事務官竹下豊次を台中州知事に、中瀬拙夫専売局長を台北州知事に、総督府地方理事官内海忠司を新竹州知事に、今川淵を台南州知事に、内務省社会局書記官安武直夫を文教局長に、総督府税関長西沢義徴を総督府地方理事官・台北市尹に、増田秀吉事務官を同府税関長に、深川繁治事務

官を交通局長・通信部長に、それぞれ命じた。<sup>37)</sup>

この時期は、内地の政党政治による頻繁な内閣交替を受け、台湾でも、総督、総務長官はもちろん、総督府局長、各州知事ないしは課長にいたるまで、総督の更迭毎に激しい異動のなされることが特徴である。このうち、内地府県知事、中央省庁官僚からの総督府局長、知事への就任により、内地と台湾との間に高等官、特に勅任官の人事交流が活発化する一方、従来、内地から官僚を派遣し、総督府の属、課長から起用し、一定勤務期間を経た後の府内局長、県知事、庁長へという出世コース、いわゆる徐々に形成された総督府なりの府内人事交流体系が崩壊しはじめる。

(3) 昭和一七年「行政簡素化実施要領」と台湾総督府官僚

昭和一七年六月一六日、東条内閣は、閣議で「行政簡素化実施要領」を決定した。「行政簡素化実施要領」の方針は、「行政各庁ノ事務ヲ能フ限リ簡素且協力ナラシムルト共ニ人員ヲ整理」することと機構改正である。このうち、中央省庁、地方府県、作業庁、及び朝鮮、台湾といった外地機関等すべての官庁に務める勅任官、奏任官、判任官、及び雇傭員、嘱託員を、中央官庁が三割、地方官庁が二割、作業庁が一割の標準で、減員することになった。<sup>38)</sup>同年八月三一日、閣議は、台湾総督府側が提出した「台湾総督府内行政簡素化実施要領」案を決定した。

台湾総督府が提出した「台湾総督府内行政簡素化実施要領」は、機構改正、勅任定員の減員、減員率の適用からなる。趣旨は、「行政ノ計画性総合性ノ強化並ニ国土ニ対スル施設ノ統一的实施ノ必要ニ応ゼシムル為」と、「電力及道路橋梁ニ関スル事務ヲ交通局ヨリ国土局ニ移管スルト共ニ可及的ニ課ノ廃合ヲ実施」<sup>39)</sup>するため、内務局、法務局、及び企画部の廃止と総務局、国土局の新設、及び米穀局の改称にあった。また、総督府は、内務局長、米穀局長、法務局長、企画部長、審議室事務官、及び水利事業技師六人の総督府勅任官定員の減員、総務局長、

国土局長、食糧局長の三人の増員、差引三人の勅任官の減員を行った。官吏減員の方針は次の通りである。<sup>40)</sup>

(前略)

総督府ニ付テハ規模小ナルガ為地方庁的或ハ作業庁的事務ヲ多量ニ含メルヲ以テ各事務ノ性質ニ応ジ之ヲ分  
類シ中央庁ニ該当スルモノニ付テハ二割五分、地方庁ニ該当スルモノニ付テハ二割、作業庁ニ該当スルモノ  
ニ付テハ一割ヲ減ズ

交通局及専売局ハ大体地方鉄道局、地方通信局又ハ地方専売局程度ト解セラルルモ其ノ事務ノ内容ニ応ジ之  
ヲ中央庁、地方庁、作業庁ニ分類シ中央庁ニ該当スルモノニ付テハ二割五分、地方庁ニ該当スルモノニ付テ  
ハ一割、作業庁ニ該当スルモノニ付テハ八分ヲ減ズ

地方庁ニ付テハ雇傭員ノ多数ガ本島人ナル現状ニ鑑ミ待遇職員ヲモ含メタル州庁ノ地方庁該当ノ分ノ一割五  
分、作業庁該当ノ分ハ七分減トシ郡市ハ作業庁該当トシ七分減トス

税関ニ二割ヲ減ズ

法院ハ別紙ノ如ク内地朝鮮ニ比較シ高等官判任官共甚シキ負担過重ノ実情ニ在ルノミナラス之ヲ減員スルト  
キハ裁判機關トシテノ構成モ不可能トナル現状ニ在ルモ特ニ中央庁ニ於テ五分、地方及作業庁ニ於テ三分ヲ  
減ズ

監獄ハ八分ヲ減ズ

この方針に基づき、総督府本府及び各部署、地方庁官吏の定員を次のように決定した。<sup>41)</sup>



区分	官制定員	実質上ノ定員	減員数	減員後ノ定員
勅任	一一二	一一二	三	九
奏任	一五七	二四七	四三	二〇四
判任	一三〇二	一一八二	一九〇	九九三
嘱託	一一二	一一三	四五	一七八
雇員	三四三八	三四三八	五七七	二八六一
傭人	四三七九	四三七九	八三〇	三五四九
計	九六一	九四八二	一六八八	七七九四

このように、総督府は、高等官四六人、判任官一九〇人、嘱託四五人、雇傭員一四〇七人、合わせて一六八八人を減員することになった。

これに応じ、東条内閣は、同年一月一日、総督府官制を改正した。同日、総督府は、米穀局、内務局、法務局、及び企画部を統合し、食糧局長、総務局長、国土局長、法務部長、及び本府各課長クラス全員を新たに任命した。<sup>42)</sup> いうまでもなく、この総督府官制改正は、かつて明治三〇年、あるいは明治三四年の官紀振粛のための、また、大正八年の総督任用資格を改正するための総督府官制改正とは全く異なる背景のもとで展開したのである。周知のように、日本は、昭和六年九月の「満州事变」、昭和十二年七月に勃発した日中戦争に続き、昭和一六年二月、対英米宣戦を布告し、全面戦時体制に突入した。その一方、昭和一一年九月、政府は、中川総督を更迭し、後備役の海軍大将小林躋造を総督に命じ、文官総督の就任に終止符を打った。

この総督府官制改正により総督府官僚異動の辞令を発した前日、すなわち昭和一七年一〇月三〇日、中央政府は、総督府高等官僚川村直岡を陸軍司政長官に、同府事務官櫻井英夫、同府事務官・財務局金融課長筧勝家、同府地方理事官淵ノ上忠義・毛利寛・木下二・吉村文一・千葉元江、同府理事官植村義夫・吉宗一馬、台北州郡属原口武松、高雄州郡属加納武清、総督府属兼新竹州属中田太一郎、新竹州属石川行雄、台南州郡属箕出刈権、台中州郡属関本鉄雄、三上磯次郎、総督府専売局副参事竹内文蔵を陸軍司政官に、総督府技師吉岸喜久男、倉屋正孝、伊藤左右衛門、総督府地方技師田中喜造、総督府技師兼林業試験所技師岩田芳、総督府農業試験所技師兼総督府技師内山久、総督府技手稲村宗三、総督府専売局技手小林義夫、総督府専売局技手兼総督府工業研究所技手近藤登他一九人を陸軍技師に、それぞれ任命した。<sup>43)</sup>

この総督府官僚の転任辞令が示したように、昭和一一年九月、武官総督制度の復帰は、総督府人事にも新しい展開をもたらした。文官総督期における総督府官僚、特に高等官の頻繁な異動に終止符を打つ一方、総督府官僚の人事異動の新たな方向を示した。

確かなことは、附表3が示したように小林総督の就任を契機とし、総務長官が総督の更迭毎に異動する、あるいは官制改正時を除く、総督府局長から課長にいたるまでの大規模な「更迭劇」に終止符が打たれた。その一方、総督府と内地府県、中央省庁との間における官僚転勤が活発化するとともに、総督府官僚が新占領地に陸海軍司政長官、司政官として、赴任することが多くなった。

附表3 - 1 小林総督任期内総督府主要人事異動一覧

小林総督任期内(昭和11年9月2日 - 昭和15年11月27日)	
就任時点の総督府主要人事	昭和11年9月2日 - 同年12月31日
総督官房秘書課長 榊山保一 総督官房文書課長 高橋衛 総督官房調査課長 川村直岡 総督官房法務課長 山本真平  総督官房会計課長 山岸金三郎 総督官房営繕課長 井手薫 総督官房外事課長 坂本龍起  総務長官 平塚広義 警務局長 石垣倉治 警務課長 森田俊介 保安課長 坂口主税 衛生課長 高橋秀人 理蕃課長 鈴木秀夫 財務局長 嶺田丘造 主計課長 中島一郎 税務課長 江藤昌之  金融課長 山岸金三郎 殖産局長 中瀬拙夫 特産課長 奥田達郎 農務課長 一番ヶ瀬佳雄 商工課長 須田一二三 山林課長 西村高兄 水産課長 劉明朝 鉱務課長 [兼] 西村高兄  内務局長 小濱浄鈺 地方課長 石井龍猪 土木課長 木原圓次 地理課長 [兼] 石井龍猪  文教局長 深川繁治 社会課長 玉野代治郎 学務課長 郡茂徳 編修課長 三屋静 専売局長 田端幸三郎 交通局総長 堀田鼎 高等法院長 齋藤三郎 高等法院檢察官長 伴野喜四郎 台北州知事 今川淵 台中州知事 日下辰太 新竹州知事 増田秀吉 台南州知事 藤田俱治郎 高雄州知事 内海忠司 台東庁長 大磐誠三 花蓮港庁長 藤村寛太 澎湖庁長 福元岩吉	総督官房秘書課長 [兼] 高橋衛 (9月5日) 総督官房人事課長 山本真平 (10月6日) 総督官房文書課長 須田一二三 (10月20日) 総督官房調査課長 [兼] 山本真平 (10月6日) 総督官房法務課長 中村八十一 (12月19日)  総務長官 森岡二郎 (9月2日) 警務局長 二見直三 (9月24日) 警務課長 細井英夫 (10月20日) 保安課長 [兼] 細井英夫 (10月20日) 衛生課長 加藤重喜 (10月20日)  殖産局長 田端幸三郎 (10月16日)  商工課長 井田憲次 (10月20日) 山林課長 玉手亮一 (10月20日)  鉱務課長 [兼] 玉手亮一 (10月20日) 米穀課長 [兼] 井田憲次 (10月20日) 内務局長 山県三郎 (10月16日) 地方課長 西村高兄 (10月20日) 土木課長 石川定俊 (10月20日) 地理課長 [兼] 西村高兄 (10月20日)  文教局長 島田昌勢 (10月16日) 社会課長 慶谷隆夫 (10月20日) 学務課長 広谷致員 (10月20日)  専売局長 今川淵 (10月16日) 交通局総長 泊武治 (10月16日)  台北州知事 藤田俱治郎 (10月16日)  新竹州知事 赤堀鉄吉 (10月16日) 台南州知事 川村直岡 (10月16日)  澎湖庁長 林田正治 (10月16日)

昭和12・13年中	昭和14年 1月 1日 ~ 同年 6月30日
<p>総督官房調査課長 [兼] 木原圓次 (昭和12年 9月 29日)・木原圓次 (翌年 1月25日)</p> <p>総督官房会計課長 佐々波外七 (昭和12年 9月29日)</p> <p>総督官房外事課長 加藤三郎 (昭和12年 8月31日)                      総督官房臨時情報部長 [兼] 森岡二郎 (昭和12年 8月)</p> <p>保安課長 下村鉄男 (昭和13年11月24日)</p> <p>理蕃課長 宮尾五郎 (昭和12年 9月29日)</p> <p>税務課長 [兼] 山岸金三郎 (昭和13年10月 7日)                      ・中平昌 (同年12月17日)</p> <p>山林課長 劉明朝 (昭和12年 7月16日)                      水産課長 [兼] 松野孝一 (昭和12年 7月16日)                      鉱務課長 玉手亮一 (昭和12年 7月16日)</p> <p>地理課長 倉内孝 (昭和12年11月 4日)                      防空課長 [兼] 西村高兄 (昭和12年11月 4日)</p> <p>編修課長 加藤春城 (昭和13年 5月 23日)</p> <p>高等法院長 伴野喜四郎 (昭和12年12月27日)                      高等法院檢察官長 古山春司郎 (昭和12年12月27日)</p> <p>花蓮港庁長 高原逸人 (昭和13年10月 7日)</p>	<p>総督官房外務部長 千葉葵一 (3月25日)</p> <p>鉱務課長 佐々木金太郎 (1月30日)</p> <p>地方課長 鈴木秀夫 (4月21日)</p> <p>防空課長 満実俊美 (4月21日)</p> <p>台北州知事 戸水昇 (1月28日)</p> <p>新竹州知事 林田正治 (1月28日)</p> <p>高雄州知事 赤堀鉄吉 (1月28日)                      台東庁長 佐治孝徳 (1月28日)</p> <p>澎湖庁長 今田卓爾 (1月28日)</p>

附表3-2 小林総督任期内総督府主要人事異動一覧

小林総督任期内 (昭和11年9月2日～昭和15年11月27日)	
昭和14年6月30日現在	昭和14年7月1日総督府官制改正～翌年2月28日
総督官房人事課長 山本真平 総督官房文書課長 須田一二三 総督官房調査課長 木原圓次  総督官房法務課長 中村八十一 総督官房会計課長 佐々波外七 総督官房営繕課長 井手薫 総督官房外務部長 千葉葵一 総督官房臨時情報部 森岡二郎 総務長官 森岡二郎 警務局長 二見直三 警務課長 細井英夫 保安課長 下村鉄男 衛生課長 加藤重喜  理蕃課長 宮尾五郎  財務局長 嶺田丘造 主計課長 中島一郎 稅務課長 中平昌  金融課長 山岸金三郎 殖産局長 田端幸三郎 特産課長 奥田達郎 農務課長 一番ヶ瀬佳雄 商工課長 井田憲次 山林課長 劉明朝 水産課長 [兼] 松野孝一 鉱務課長 佐々木金太郎  米穀課長 [兼] 井田憲次  内務局長 山県三郎 地方課長 鈴木秀夫  土木課長 石川定俊 地理課長 倉内孝  防空課長 満実俊美 文教局長 島田昌勢 社会課長 慶谷隆夫 学務課長 広谷致員 編修課長 加藤春城	総督官房人事課長 須田一二三 (12月27日) 総督官房文書課長 清水七郎 (12月27日) 総督官房企画部長 木原圓次 (7月1日)・西村高兄 (12月27日)  総督官房会計課長 安達左京 (12月27日)  衛生課長 [兼] 宮尾五郎 (7月1日)・[兼] 慶谷隆夫 (12月27日) 理蕃課長 慶谷隆夫 (12月27日) 經濟警察課長 [兼] 細井英夫 (昭和15年2月17日) 財務局長 中島一郎 (7月24日) 主計課長 [事] 中島一郎 (7月24日)・高橋衛 (7月31日)  金融課長 塩見俊二 (昭和15年1月31日) 殖産局長 松岡一衛 (12月27日) 特産課長 玉手亮一 (12月27日) 農務課長 佐々木金太郎 (7月24日)  水産課長 高橋尚秀 (7月1日) 鉱務課長 梅谷修三 (7月24日) 物価調査課長 [兼] 井田憲次 (昭和15年2月17日) 米穀局長 [事] 田端幸三郎 (7月1日)・山本真平 (12月27日) 総務課長 矢野謙三 (7月1日) 米政課長 佐藤勝也 (7月1日) 業務課長 松野孝一 (7月1日)  地理課長 [兼] 高橋秀夫 (12月25日)・豊沢勇治 (12月27日)  社会課長 立川義男 (12月27日) 学務課長 森田俊介 (12月27日)





第一課長 小野田快雄 (3月6日)	第一課長 [兼] 大田修吉 (10月28日)・森田民夫 (11月16日)
第二課長 山本毅一郎 (3月6日)	第二課長 大田修吉 (10月28日)
	新竹州知事 宮木広大 (5月25日) 台南州知事 一番ヶ瀬佳雄 (5月25日)
	澎湖庁長 鶴友彦 (7月30日)

昭和16年1月8日～同年12月31日	昭和17年1月1日～同年10月31日
<p>総督官房人事課長 西村徳一 (1月8日) 総督官房文書課長 西村高兄 (1月8日)</p> <p>警務課長 小沢太郎 (2月13日)・下村鉄男 (5月14日)・宮尾五郎 (6月6日) 保安課長 後藤吉五郎 (9月6日) 衛生課長 [兼] 小沢太郎 (2月13日)・[兼] 土光加寿男 (5月14日)</p> <p>殖産局長 石井龍猪 (5月14日)</p> <p>農務課長 高原逸人 (1月31日)</p> <p>商工課長 本多保太郎 (1月31日) 山林課長 [兼] 梅谷修三 (6月6日)・[兼] 山下仁 (8月26日) 水産課長 長谷川茂雄 (1月31日)・[兼] 真室亜夫 (3月31日) 鉱務課長 山下仁 (8月26日)</p> <p>米穀局長 奥田達郎 (5月14日) 総務課長 山岸金三郎 (6月6日)</p>	<p>総督官房文書課長 [兼] 西村徳一 (7月3日)</p> <p>総督官房情報課長 森田民夫 (1月22日)・立川義男 (4月15日)</p> <p>警務局長 山内逸造 (7月7日)</p> <p>衛生課長 [兼] 宮尾五郎 (2月24日)・曾田長宗 (8月26日) 理蕃課長 [兼] 宮尾五郎 (2月24日) 経済警察課長 [兼] 後藤吉五郎 (2月24日)・齋藤茂 (8月7日)</p> <p>税務課長 豊沢勇治 (8月7日) 金融課長 筧勝家 (2月24日) 殖産局長 須田一二三 (10月14日) 特産課長 松野孝一 (2月24日)・藤田淳教 (8月7日) 農務課長 [兼] 松野孝一 (2月24日)・松野孝一 (8月7日) 商工課長 [兼] 小沢太郎 (7月4日) 山林課長 豊岡茂雲 (9月1日)</p> <p>水産課長 [兼] 小沢太郎 (6月5日)・小沢太郎 (8月7日)</p> <p>物価調整課長 小沢太郎 (4月15日)・星野力 (8月7日) 総務課長 鈴樹忠信 (8月7日)</p>



米政課長 佐藤勝也 業務課長 松野孝一  内務局長 石井龍猪 地方課長 鈴木秀夫 土木課長 西村徳一 地理課長 豊沢勇治 防空課長 大越隆三 文教局長 梁井淳二 社会課長 立川義男 学務課長 森田俊介 編修課長 加藤春城 法務局長 中村八十一  民刑課長 遠井金三九 行刑課長 稲田喜代治 外事部長 千葉恭一 第一課長 森田民夫 第二課長 大田修吉   専売局長 三輪幸助 交通局総長 泊武治 高等法院長 伴野喜四郎 高等法院檢察官長 古山春司郎 台北州知事 川村直岡 台中州知事 奥田達郎 新竹州知事 宮木広大 台南州知事 一番ヶ瀬佳雄 高雄州知事 赤堀鉄吉 台東庁長 藤田淳教 花蓮港庁長 高原逸人 澎湖庁長 鶴友彦	交通局総長 副見喬雄(12月3日)
--	-------------------

附表3 - 4 長谷川総督任期内総督府主要人事異動一覽

長谷川総督任期内 (昭和15年11月27日 ~ 昭和19年12月30日)	
昭和17年10月31日現在	昭和17年11月1日総督府官制改正 ~ 同年12月31日
総督官房人事課長 西村徳一 総督官房文書課長 [兼] 西村徳一 総督官房会計課長 安達左京 総督官房営繕課長 大倉三郎 総督官房情報課長 立川義男 総務長官 齋藤樹 警務局長 山内逸造 警務課長 宮尾五郎 保安課長 後藤吉五郎 衛生課長 曾田長宗 理蕃課長 [兼] 宮尾五郎 経済警察課長 齋藤茂	総督官房人事課長 西村徳一 (11月1日)・根井洗 (12月28日) 総督官房文書課長 小沢太郎 (11月1日) 総督官房情報課長 立川義男 (11月1日) 【総務長官 齋藤樹】 【警務局長 山内逸造】 警務課長 宮尾五郎 (11月1日) 保安課長 後藤吉五郎 (11月1日) 【衛生課長 曾田長宗】 理蕃課長 [兼] 宮尾五郎 (11月1日) 経済警察課長 齋藤茂 (11月1日)・[兼] 後藤吉五郎 (12月28日)

米政課長 田中国一 (6月6日)	米穀課長 [兼] 山岸金三郎 (3月20日) ・那須重徳 (4月15日)
内務局長 森部隆 (5月14日)	業務課長 [兼] 山岸金三郎 (2月24日)
地方課長 清水七郎 (1月8日)	食糧課長 田中国一 (3月20日)
土木課長 大田周夫 (1月8日)	
兵事防空課長 大越隆三 (7月13日)	地理課長 [兼] 清水七郎 (8月7日)
	兵事防空課長 黒沢平八郎 (8月7日)
社会課長 堀克夫 (6月6日)	文教局長 西村高兄 (7月3日)
学務課長 細井英夫 (6月6日)・梅谷修三 (8月26日)	
	法務局長 [事] 齋藤樹 (10月23日)
民刑課長 稲田喜代治 (5月14日)	
行刑課長 堀田繁勝 (5月14日)	
外事部長 蜂谷輝雄 (1月8日)	第一課長 [兼] 大田修吉 (1月13日)
第一課長 佐藤勝也 (6月6日)	
企画部長 須田一二三 (1月8日)	企画部長 [事] 齋藤樹 (10月14日)
企画課長 鈴木信太郎 (1月8日)	
統計課長 [兼] 鈴木信太郎 (1月8日)	
労務課長 山口一夫 (1月8日)	労務課長 塚本一郎 (8月7日)
物質課長 齋藤茂 (1月8日)	物質課長 山口一夫 (8月7日)
専売局長 木原圓次 (5月14日)	専売局長 佐治孝徳 (7月3日)
高等法院長 池内善雄 (11月20日)	高等法院檢察官長 中村八十一 (10月23日)
台北州知事 三輪幸助 (5月14日)	台北州知事 梁井淳二 (7月3日)
台中州知事 森田俊介 (5月14日)	
	新竹州知事 鈴木秀夫 (7月3日)
高雄州知事 坂口主税 (5月14日)	台南州知事 宮木広大 (7月3日)
花蓮港庁長 広谷致員 (1月30日)	台東庁長 山岸金三郎 (8月7日)
澎湖庁長 川添修平 (6月6日)	澎湖庁長 大田政作 (8月7日)

昭和18年1月1日～同年11月31日
総督官房情報課長 [兼] 小沢五郎 (3月31日)・森田民夫 (8月21日)
警務課長 田中国一 (3月31日)
理蕃課長 [兼] 田中国一 (3月31日)
經濟警察課長 鈴木利茂 (5月28日)

財務局長 中島一郎

主計課長 高橋衛

稅務課長 豐沢勇治

金融課長 篁勝家

殖産局長 須田一二三

特産課長 藤田淳教

農務課長 松野孝一

商工課長 [兼] 小沢太郎

山林課長 豊岡茂雲

水産課長 小沢太郎

鉱務課長 山下仁

物価調整課長 星野力

米穀局長 山本真平

總務課長 鈴樹忠信

米穀課長 那須重徳

業務課長 山岸金三郎

食糧課長 田中国一

内務局長 森部隆

地方課長 清水七郎

土木課長 大田周夫

地理課長 [兼] 清水七郎

兵事防空課長 黒沢平八郎

文教局長 西村高兄

社会課長 堀克夫

学務課長 梅谷修三

編修課長 加藤春城

法務局長 [事] 齋藤樹

民刑課長 稲田喜代治

行刑課長 堀田繁勝

外事部長 蜂谷輝雄

第一課長 [兼] 大田修吉

第二課長 大田修吉

企画部長 [事] 齋藤樹

企画課長 鈴木信三郎

統計課長 [兼] 鈴木信三郎

勞務課長 塚本一郎

物質課長 山口一夫

専売局長 佐治孝徳

交通局総長 副見喬雄

高等法院 池内善雄

高等法院檢察官長 中村八十

台北州知事 梁井淳二

台中州知事 森田俊介

新竹州知事 鈴木秀夫

台南州知事 宮木広大

高雄州知事 坂口主税

台東庁長 山岸金三郎

花蓮港庁長 高原逸人

澎湖庁長 大田政作

兵事防空課長 黒沢平八郎 (11月1日)

【財務局長 中島一郎】

主計課長 高橋衛 (11月1日)

稅務課長 豊沢勇治 (11月1日)

會計課長 安達左京 (11月1日)

営繕課長 大倉三郎 (11月1日)

金融課長 林益夫 (11月1日)

【殖産局長 須田一二三】

總務課長 藤田淳教 (11月1日)

商政課長 田中国一 (11月1日)

鉱務課長 石渡達夫 (11月1日)

農務課長 佐野孝一 (11月1日)

山林課長 豊岡茂雲 (11月1日)

水産課長 星野力 (11月1日)

食糧局長 奥田達郎 (11月1日)

總務課長 鈴樹忠信 (11月1日)

米穀課長 那須重徳 (11月1日)

食糧課長 大山網隆 (11月1日)

總務局長 森部隆 (11月1日)

總務課長 鈴木信三郎 (11月1日)

地方課長 清水七郎 (11月1日)

物質動員課長 山口一夫 (11月1日)

勞政課長 塚本一郎 (11月1日)

統計課長 [兼] 鈴木信三郎 (11月1日)

【文教局長 西村高兄】

社会課長 堀克夫 (11月1日)

学務課長 梅谷修三 (11月1日)

【編修課長 加藤春城】

国土局長 [事] 齋藤樹 (11月1日)

總務課長 山下仁 (11月1日)

電力課長 佐々木英一 (11月1日)

道路課長 北川幸三郎 (11月1日)

土木課長 大田周夫 (11月1日)

【外事部長 蜂谷輝雄】

第一課長 [兼] 大田修吉 (11月1日) 調査課長

山口俊二 (12月27日)

第二課長 大田修吉 (11月1日) 管理課長

大田修吉 (12月27日)

法務部長 稲田喜代治 (11月1日)

民刑課長 [事] 稲田喜代治 (11月1日)

行刑課長 堀田繁勝 (11月1日)

財務局長 高橋衛 (10月6日)  
主計課長 塩見俊二 (10月1日)  
会計課長 [兼] 塩見俊二 (11月13日)

商政課長 天岩旭 (3月31日)  
鉱務課長 矢野謙三 (11月2日)

食糧局長 中平昌 (3月29日)

米穀課長 田中保 (3月31日)  
食糧課長 福沢清 (8月21日)

労政課長 [兼] 鈴木信三郎 (8月21日)・満実俊美 (10月1日)

社会課長 柴山峯登 (6月24日)

編修課長 石井権三 (3月31日)  
錬成課長 [兼] 柴山峯登 (10月1日)  
国土局長 奥田達郎 (3月29日)・[事] 齋藤樹 (11月13日)

行刑課長 [事] 稲田喜代治 (4月9日)・村上達 (4月30日)

台北州知事 坂口主税 (11月13日)

新竹州知事 藤村寛太 (3月29日)・江藤昌之 (8月7日)  
台南州知事 宮尾五郎 (3月29日)  
高雄州知事 高原逸人 (11月13日)

花蓮港庁長 稲田穰 (3月29日)

附表3 - 5 長谷川・安藤総督任期内総督府主要人事異動一覧

長谷川総督任期内 (昭和15年11月27日 ~ 昭和19年12月30日)	
昭和18年11月31日現在	昭和18年12月1日総督府官制改正
総督官房人事課長 根井洸 総督官房文書課長 小沢太郎 総督官房情報課長 森田民夫 総務長官 齋藤樹 警務局長 山内逸造  警務課長 田中国一 保安課長 後藤吉五郎 衛生課長 曾田長宗 理蕃課長 [兼] 田中国一 経済警察課長 鈴木利茂 兵事防空課長 黒沢平八郎 財務局長 高橋衛 主計課長 塩見俊二 税務課長 豊沢勇治 会計課長 [兼] 塩見俊二 営繕課長 大倉三郎 金融課長 林益夫 殖産局長 須田一二三 総務課長 藤田淳教 商政課長 天岩旭 鉱務課長 矢野謙三 農務課長 佐野孝一 山林課長 豊岡茂雲 水産課長 星野力 食糧局長 中平昌 総務課長 鈴樹忠信 米穀課長 田中保 食糧課長 福沢清 総務局長 森部隆 総務課長 鈴木信三郎 地方課長 清水七郎 物質動員課長 山口一夫 労政課長 満実俊美 統計課長 [兼] 鈴木信三郎 文教局長 西村高兄 社会課長 堀克夫 学務課長 梅谷修三 編修課長 石井権三 鍊成課長 柴山峯登 国土局長 [事] 齋藤樹 総務課長 山下仁 電力課長 佐々木英一 道路課長 北川幸三郎 土木課長 大田周夫	【総督官房人事課長 根井洸】 【総督官房文書課長 小沢太郎】 【総督官房情報課長 森田民夫】 総督官房地方監察課長 清水七郎 (12月1日)  総督官房統計課長 [兼] 小沢太郎 (12月1日) 【総務長官 齋藤樹】 【警務局長 山内逸造】 【警務課長 田中国一】 経済警察課長 [兼] 鈴木利茂 (12月1日) 兵事課長 鈴木利茂 (12月1日) 防空課長 黒沢平八郎 (12月1日) 【保安課長 後藤吉五郎】 【衛生課長 曾田長宗】  【財務局長 高橋衛】 【主計課長 塩見俊二】 【税務課長】 山下仁 (12月1日)  【会計課長】 楽満金次 (12月1日) 【営繕課長 大倉三郎】 【金融課長 林益夫】  農商局長 須田一二三 (12月1日) 農務課長 松野孝一 (12月1日) 耕地課長 荒木安宅 (12月1日) 山林課長 藤田淳教 (12月1日) 水産課長 星野力 (12月1日) 商政課長 [兼] 天岩旭 (12月1日) 食糧部長 中平昌 (12月1日) 庶務課長 鈴樹忠信 (12月1日) 米穀課長 田中保 (12月1日) 食品課長 福沢清 (12月1日) 鉱工局長 森部隆 (12月1日) 物質動員課長 山口一夫 (12月1日) 国民動員課長 満富俊美 (12月1日) 工業課長 鈴木信三郎 (12月1日) 鉱務課長 矢野謙三 (12月1日) 電力課長 佐々木英一 (12月1日) 土木課長 大田周夫 (12月1日) 企業整備課長 天岩旭 (12月1日)  【文教局長 西村高兄】 【学務課長 梅谷修三】 【編修課長 石井権三】

昭和19年 1月 1日 ~ 同年12月30日	(昭和19年12月30日 ~ )
<p>総督官房人事課長 [兼] 小沢太郎 (11月20日)</p> <p>総督官房情報課長 福島停 (9月19日)</p> <p>総督官房地方監察課長 [兼] 小沢太郎 (3月20日)</p> <p>警務課長 [事] 山内逸造 (5月7日)・鈴木利茂 (5月25日)・鈴木斗人 (12月16日)</p> <p>経済警察課長 [兼] 成岡喜寿 (5月25日)・[兼] 濱崎良三 (12月28日)</p> <p>兵事課長 成岡喜寿 (5月25日)・濱崎良三 (12月28日)</p> <p>防空課長 松田光治 (5月9日)・大田修吉 (8月8日)</p> <p>保安課長 南八男 (8月2日)</p> <p>防空施設課長 早川透 (3月15日)</p> <p>会計課長 田中保 (12月16日)</p> <p>金融課長 林吉一 (5月9日)</p> <p>用品課長 [兼] 塩見俊二 (5月5日)</p> <p>農務課長 松田光治 (12月16日)</p> <p>山林課長 星野力 (2月14日)・加藤重喜 (4月13日)・白仁賢一 (12月16日)</p> <p>水産課長 [兼] 星野力 (2月14日)・星野力 (4月13日)・[兼] 加藤重喜 (5月9日)・[兼] 白仁賢一 (12月16日)</p> <p>食糧部長 [事] 須田一二三 (8月26日)・松野孝一 (12月16日)</p> <p>庶務課長 [事] 中平昌 (2月14日)・白仁宝一 (5月9日)・安川万 (12月28日)</p> <p>米穀課長 [事] 松野孝一 (12月16日)</p> <p>鉱務課長 真室亜夫 (6月28日)</p> <p>土木課長 辻畑泰輔 (2月14日)</p> <p>文教局長 森田俊介 (3月20日)</p> <p>学務課長 大田周夫 (2月14日)</p> <p>編修課長 後藤義光 (4月1日)</p>	<p>総督官房文書課長 鈴木信三郎 (昭和19年12月30日)</p> <p>総督官房地方監察課長 梅田修三 (3月26日)</p> <p>総務長官 成田一郎 (1月6日)</p> <p>警務局長 沼越正己 (1月12日)</p> <p>警備課長 大田修吉 (9月10日)</p> <p>経済警察課長 [兼] 山本浅太郎 (7月27日)</p> <p>兵事課長 山本浅太郎 (7月27日)</p> <p>財務局長 根井洸 (5月23日)</p> <p>食糧部長 [事] 須田一二三 (8月8日)</p> <p>庶務課長 [兼] 鈴木忠信 (7月27日)</p> <p>米穀課長 鈴木忠信 (7月27日)</p> <p>食品課長 木原四郎 (7月27日)</p> <p>鉱工局長 [事] 成田一郎 (1月12日)・森田俊介 (2月28日)</p> <p>鉱務課長 立川義男 (3月26日)</p> <p>文教局長 [事] 成田一郎 (2月28日)</p>

外事部長 蜂谷輝雄  
調査課長 山口俊二  
管理課長 大田修吉  
法務部長 稲田喜代治  
民刑課長 [事] 稲田喜代治  
行刑課長 [事] 稲田喜代治

専売局長 佐治孝徳  
交通局総長 副見喬雄

高等法院長 池内善雄  
高等法院檢察官長 中村八十一

台北州知事 坂口主税  
台中州知事 森田俊介  
新竹州知事 江藤昌之  
台南州知事 宮尾五郎  
高雄州知事 高原逸人  
台東庁長 山岸金三郎  
花蓮港庁長 稲田穰  
澎湖庁長 大田政作

【社会課長 柴山峯登】  
【錬成課長 柴山峯登】

【外事部長 蜂谷輝雄】  
【調査課長 山口俊二】  
【管理課長 大田修吉】  
【法務部長】 [空席]  
【民刑課長】 [空席]  
【行刑課長】 [空席]

港務局長 稲田穰 (12月1日)

花蓮港庁長 慶谷隆夫 (12月1日)

二 技能系高等官僚と総督府人事

(1) 台湾領有初期の総督府技術系官僚

明治二九年三月一六日、橋口文藏総督府殖産部長は、  
水野民政局長宛に次のような上申書を提出した。<sup>(14)</sup>

民殖第一四九号

柘地殖民八本島経営上ノ要務タルハ申ス迄モ無之候処本  
邦ニ於テ殖民上経験アル者ハ甚タ僅少ニシテ小数ノ日子  
間ニ於テ海外ニ歴遊シ殖民地ト景況ヲ調査シタル者ノ如  
キハ決シテ十分ノ実歴アル者トハ難申候然ルニ北海道庁  
技師農学士柳本通義ハ明治一三年札幌農学校ヲ卒業シ爾  
来移住民係ト為リ殖民地撰定主任ト為リ十余年間専ラ柘  
殖ノ業務ニ従事シ其経歴アルハ勿論ニ有之且ツ人物モ温  
厚ニシテ部下ヲ統御スルノ材能アル者ニ付当地ヘ採用致  
度見込ヲ以テ同人ノ意向問合セ候処本人ハ徳義上道庁外  
ニ転任ノ義ハ自分ヨリ表面希望ハ致シ兼候得共若シ總督  
府ヨリ公然道庁ニ御照会相成道庁長官承諾ノ上ハ御地ノ  
為メ鞠躬尽力可致旨申越候本

<p>外事部長 [事] 齋藤樹 (12月30日)</p> <p>管理課長 松田光治 (8月8日)・桜井憲三 (12月16日)</p> <p>法務部長 稲田喜代治 (1月12日)・村上達 (6月7日)</p> <p>民刑課長 村上達 (1月12日)・[事] 村上達 (67日)</p> <p>行刑課長 海老沢広江 (1月12日)</p> <p>専売局長 中平昌 (8月26日)</p> <p>港務局長 丸岡道夫 (6月7日)・市来吉至 (12月16日)</p> <p>台北州知事 西村高兄 (3月20日)</p> <p>台中州知事 清水七郎 (3月20日)</p> <p>台東庁長 鈴樹忠信 (2月14日)</p> <p>花蓮港庁長 加藤重喜 (12月16日)</p>	<p>・西村徳一 (3月22日)</p> <p>学務課長 真室亜夫 (3月26日)</p> <p>援護課長 浜崎良三 (7月27日)</p> <p>教学課長 松山儀茂 (7月27日)</p> <p>外事部長 [事] 成田一郎 (1月6日)</p> <p>・守屋和郎 (9月15日)</p> <p>総務課長 慶谷隆夫 (9月22日)</p> <p>渉外課長 [兼] 満実俊美 (9月22日)</p> <p>交通局総長 小菅芳次 (1月12日)</p> <p>港務局長 [兼] 高原逸人 (3月3日)</p> <p>高等法院長 高野正保 (8月9日)</p> <p>高等法院檢察官長 下秀雄 (9月3日)</p> <p>台北州知事 高橋衛 (5月23日)</p>
---	---

人八目下年俸八百円ナルモ出張巡回多キ為メ実収入八千円二超へ候由就テ八道庁長官へ御内議ノ上年俸千円ヲ以テ当府技師二御採用相成移民上ノ事務拡張致度此段上申候也

明治二十九年三月十六日

総督府殖産部長橋口文蔵 [朱印]

総督府民政局長水野遵殿

これは、橋口殖産局長から北海道庁技師柳本通義を総督府に任用した旨を記した上申書である。この上申書の中に登場する柳本通義は、安政四年四月二八日、伊勢国(現在三重県)桑名寺町藩主松平氏の家来柳本通徳の長男として生まれた。少年時代の柳本は、郷土藩学校立教館と桑名義塾、岸塾(苟新塾)、ブラウン塾、逢坂学校、東京英語学校を転々とした後、明治九年札幌農学校に入学した。明治一三年、柳本は、同学校を卒業した後、北海道庁に配属され、同庁の七重勸業試験場、函館支庁勸業課、北海道庁第二部地理課、農商課と植民課等を経



て、北海道植民地調査、選定及び土地区画事業を務めていた。<sup>45)</sup> 橋口殖産局長は、柳本が札幌農学校に在学中の校長であり、かつて柳本が務めていた北海道庁第二部の部長との繋がりがあった。

その後、総督府の承諾を得た殖産部は、北海道庁に問い合わせをし、四月二一日、水野民政局長に、「北海道庁技師柳本通義当府へ御採用相成度旨橋口殖産部長ヨリ上申有之候二付テ八尚本人ノ人物北海道庁財務部長酒匂農学士へ問合候処最モ適任之旨回答有之候依テ総督府民政局技師(拓殖課長)高等官六等七級俸二採用方至急御取計相成度別紙相添へ此段上申候也」<sup>46)</sup>と具申した。これに基づき、同月二三日、総督府は北海道庁長官宛に次のように打電し、<sup>47)</sup> 同庁柳本の渡台を要請した。

明治二十九年四月十三日

主任

総督 「樺山資記」花押

人事課長

民政局長 「水野遵」花押

北海道庁長官へ照会案

貴庁技師柳本通義当局技師二採用致度御差支ナキ御回答相成度此段及御照会候也

年月日

民政局長

「欄外 「四月十三日発済」との書き込み」

翌日、原保太郎北海道長官は、書簡で柳本の台湾転任を承諾する。これに基づき、同月一七日、総督府は柳本の

任用辞令書を起案し、拓殖務大臣に稟申することになった。

柳本は、同年四月、札幌を出発し、故郷桑名に寄つてから渡台した。着任した同月、柳本は、総督府府殖産部拓殖課長に命ぜられた。柳本は、滞台の間に、主に同府民政部拓殖課長と恒春庁長を務め、明治四〇年七月に退官し故郷桑名に帰還したのである。

柳本と同時期に渡台し、且つ同じ札幌農学校卒の総督府技術系官僚には、新渡戸稲造、横山壮次郎、藤根吉春、萱場三郎、加藤重任及び小野三郎<sup>(48)</sup>等がある。このうち、新渡戸は、児玉総督と後藤民政長官の招きで、明治三四年渡台し、同年五月一四日、同府拓殖課長に命じられ、さらに同年一月総督府官制改正により設置された殖産局長に就任し、台湾産業政策に多くの助言を与えた技能系官僚である。

おりしも明治二九年三月三一日に公布され、翌日に施行された「台湾総督府民政局官制」は、技師を委任官とし、民政局長、事務官、参事官の次に置き、「各部二分属シ上官ノ命ヲ承ケ技術ニ関スル事ヲ掌ル」<sup>(50)</sup>ことにし、総督府高等文官の中に位置づけた。

この時期に、前述の柳本技師の外、加藤尚志、阿川光裕、高橋昌、有田正盛、冲龍雄、遠藤可一、高津慎、長谷川謹介、新元鹿之助、新渡戸稲造らが総督府民政部課長、製菓所長、殖産局長に命じられ、総督府執行部に進出し、同府の経済政策決定に参与した。しかしながら、技師の定員数は、領有初期の一四人から、明治三〇年には二〇人となったが、その後、明治三一年六月総督府官制改正時に一五人となり、明治三四年一月総督府官制改正時の一八人、明治三五年一月総督府官制改正時の一六人と推移し総督府高等文官の定数中においては依然少数の存在であった。

## (2) 大正期における総督府技能系官僚

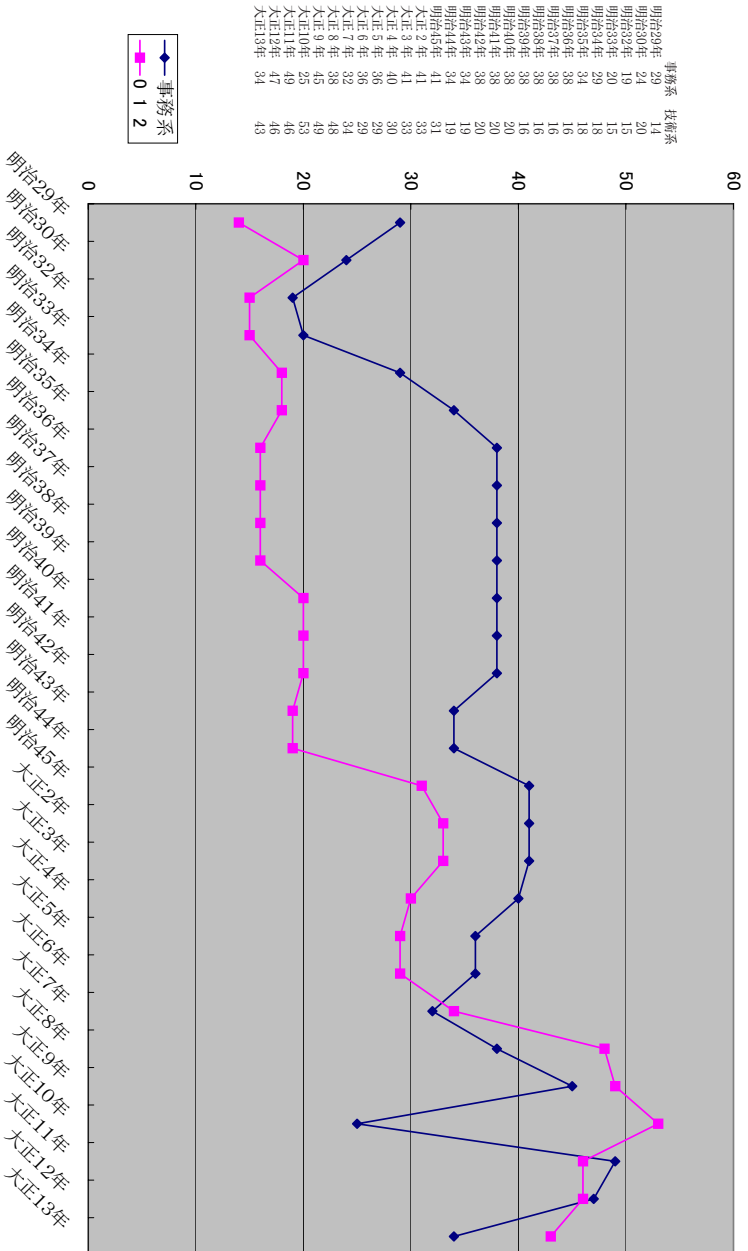
大正期に入ると、この状況は一変する。特に大正七年には総督府の技師の定員数が事務系官僚を凌駕し、技師の大幅な増員がなされた。

次の第4 1表は、領有初期から大正一三年頃までの総督府本府における事務系官僚と技師の割合を示したグラフである。この表が示しているように、明治四五年頃までは、総督府本府高等官の定員において、事務系官僚が圧倒的優位であったのに対し、大正期には、技師の定員が一転して事務系官僚を上回ったことがわかる。さらに、明治四三年からは、移民事務、林野、林野試験、及び土地整理等のために設置した臨時職員に、技師を始めとする技能系官僚の増加が目立ち始めた。中でも、大正九年五月に施行された「台湾総督府部内臨時職員設置制」により、総督府は、国勢調査、区の制度調査、地租調査、海洋調査、蚕業奨励、茶業奨励、蔗苗検査、包蓆、緬羊、鋳業、鉱物及び地質調査、林野及び土地改良、水利及び港湾事務等の一六分野に、統計官、税務官、技師等の臨時職員を設けた<sup>51)</sup>。技師の増員は二三人にのぼり、臨時職員の中で最も多い増員であった。これは、発足した原敬内閣が内地にわたり実行した「民力の発達に資し住民福祉の増進」<sup>52)</sup>を期せんがための施策の一環であったと考えられる。ところが、この内外地の技能官僚増員の中でも、総督府の技師と技手の定員とその割合は、内地北海道と他の外地より比較的高かった。第4 2表は、大正一一年現在の内地たる北海道、他の外地である朝鮮、樺太等の官僚定員と技能官僚数、及びその割合を比較したものである。

一方、土木局、及び殖産局の土木課、営繕課、水産課、農務課、糖務課長という技術的な専門知識を必要とする職位は、従来の総督府の技師兼任から総督府事務官専任へと転換する傾向が見られ始めた。

ここに、台湾統治初期における最も大規模な官制改正とされる明治三四年一月後の総督府殖産局及び土木局人

第4表 - 1 総督府事務系官僚と技術系官僚の定員比較表



出典：「台湾総督府官制」改正で規定された定員数の合計

事と大正八年六月行われた総督府官制改正後における総督府殖産局、及び土木局人事を比較すると、次の第5表が示す通りである。

このうち、明治三四年の殖産局、土木局の局長と課長の人事では、土木局経理課長が事務嘱託の今井周三郎が充てられている以外、総督府局長と課長は、新渡戸、高橋を始めとする総督府技師が就任していた。これに対し、大正八年六月の総督府官制改正以降、総督府殖産局、土木局の局長、課長人事において、殖産局鉱務課長福岡、土木局土木課長山形、営繕課長近藤を除き、殖産局長高田、同局糖務課長藤野、庶務課長立川、商工課長田坂、土木局長相賀、同局庶務課長小西らは、いずれも文官試験に合格した事務官であった。

大正期に総督府技師の定員は、事務官より大幅上回る一方、多くは試験場、研究所といった現場に配属され、台湾統治の中枢からは遠のく傾向が見られた。

第4表 - 2 内外地官僚定員中の総督府技師と技手定員  
(大正11年現在)

区分	官僚定員	技師・技手定員	割合(%)
北海道	1292	414	32.04
朝鮮総督府	947	567	59.87
台湾総督府	943	439	46.55
樺太庁	326	123	37.73
関東庁	540	49	9.07
南洋庁	249	49	19.69

表注：

本表中における北海道庁、朝鮮総督府等の官吏と技師・技手の定員は、それぞれ官制中の定員と勅令により設置された臨時職員中の技師と技手を含む。なお、官僚定員は、本府における定員である。

臨時職員の設置は、朝鮮が大正9年10月、勅令第497号、台湾が大正9年5月、勅令第132号、樺太庁が大正9年5月、勅令第133号、関東庁が大正9年10月、勅令第501号、南洋庁が大正11年3月、勅令第108号による。表中の技師と技手は、いずれも官制中の技師と技手（北海道庁は産業技師と産業技手、及び衛生技師と衛生技手）を含む。

第5表 総督府殖産局・土木局人事比較表  
 明治34年・大正8年

明治34年11月1日現在	大正8年6月28日現在
殖産局長 [心] 新渡戸稲造	殖産局長 高田元治郎
農商課長 横山壮太郎	糖務課長 藤野幹
拓殖課長 柳本通義	庶務課長 阿部嘉七
権度課長 [兼] 柳本通義	農務課長 立川連
	商工課長 田坂千助
	鉦務課長 福留喜之助
	水産課長 [兼] 田坂千助
土木局長 [心] 高橋辰次郎	土木局長 相賀照郷
土木課長 高橋辰次郎	庶務課長 小西恭介
営繕課長 福田東吾	土木課長 山形要助
経理課長 [心] 今井周三郎	営繕課長 近藤十郎

出典：内閣官報局『官報』、及び台湾総督府『府報』

（3）技能官僚への待遇  
 明治三十九年一月二十七日、総督府は、次の通り内閣総理大臣宛の稟申案を立案した。<sup>53</sup>

明治三十九年一月十七日立案

専売局長 「中村」是公 (朱印)

財務局長 祝「辰巳」(朱印)

秘書課長 大津「麟平」(朱印)

民政長官 「後藤」新平 (朱印)

總 督 「児玉源太郎」(花押)

阿片煙膏製造法改良ニ関スル特別行賞ノ件

台湾總督府専売局技師 鈴木益定

右阿片煙膏製造上ニ関シ特殊ノ功績有之候ニ付此際行賞ノ御詮議致成可然哉稟申案ヲ具シ此段仰高裁

稟申案

金五千「朱筆にて削除」一万円

台湾總督府専売局技師鈴木益定

右本島阿片煙膏製造法改良ニ関シ功績不少候ニ付頭書之通賞与金給与致度候ニ付御認可相成度別紙調書相添此  
段稟申候也

年 月 日

総督

内閣総理大臣宛

内務大臣へ副申案

一名 台湾総督府専売局技師鈴木益定賞与稟申書  
其筋へ御進達相成度候也

年 月 日

総督

内務大臣宛

これを受信した内務省は、翌月一二日、総督秘書官宛に、次のように打電した。<sup>54)</sup>

センバイキヨクギシスズキエキテイシヨウヨノケンニンカセラル

これを訳せば、次のとおりである。

専売局技師鈴木益定賞与ノ件認可セラル



このように、総督府側から具申された鈴木技師の賞与の件は認可された。

さて、総督府の稟申によつて特別賞与を付与されることとなつた総督府専売局技師鈴木益定は、明治三三年六月二二日、当時の総督府製薬所囑託から同所技師に命じられ、高等官七等を叙され、一一級俸を下賜された。<sup>(55)</sup> 明治三四年五月、総督府は、従来の製薬所、塩務局、及び樟脳局を併合し、新たに専売局を設置した。同月、鈴木は、新たに設置された専売局勤務を任じられ、同局製薬課長を任命された。当時、総督府が専売とする阿片の輸入地は、主に印度(インド)と波斯(ギリシヤ)からである。総督府は、その輸入された阿片の質により、印度産を一等品、波斯産を二等と三等品に分け、製薬所の工場で精製を加え、阿片吸食者に供給していた。ところが、印度と波斯の阿片は、天候の不調で生産高が不安定であつたため、阿片の「吸食者一般ノ需用ヲ充タス能ハサルノミナラステ煙政経営上ノ困難ヲ馴致スルノ趨勢アル」とされた。そこで台湾総督府は、明治三三年九月、鈴木を英領印度と波斯のシラジへ派遣し、阿片精製法の改良調査を命じた。同年、印度と波斯の阿片精製の改良について調査を終えて帰府した鈴木技師は、阿片「製造上改良ノ術ヲ攻究セシムル所アリシニ波斯産ヲ以テ印度産ニ代用スルノ方法ヲ発見シタルヲ以テ爾来右ノ方法ニ依リ一等煙膏ハ一半八印度産一半八波斯産ヲ混和代用スル」阿片精製法の研究に成功する。このことにより、総督府は、専売用の阿片精製コストを大幅に削減でき、明治三八年度だけでも、既に「十五万余円ノ利益ヲ収ムルニ至レリ尚又之ト同時ニ支那産ヲ以テモ代用シ得ルノ方法ヲ成就シ現ニ同様原料ニ充用シツツアリテ之レカ為メ一ヶ年約五十三万余円ノ利益ヲ生スルニ至」ることとなつた。<sup>(56)</sup> これが、鈴木技師への特別賞与の理由であつた。総督府は内務省と協議した上、同年三月五日、鈴木技師宛に「阿片煙膏製造法改良ニ関シ勲勞不勲ニ付金一萬円ヲ賞与ス」との賞与案を起案し、鈴木技師に特別賞与を付与することを決定した。<sup>(57)</sup> 当時の総督府判任官の俸給額が九級俸、年俸一八〇円であることと比較すれば、鈴木技師への賞与が、確かに特別な賞与で

あつたことが理解されよう。

この鈴木技師の賞与事例が示したように、総督府本府、各部署、試験場、研究所、学校に務める技師、医師、教授といった技能系官僚は、総督府事務系官僚より優遇されていた。中でも、昭和期に入ってから、技能系官僚の俸給等級、官位官等は、総督府内の他の事務官より際立っている。

このうち、例えば、勅任官である台北帝国大学総長は、年俸額が五八〇〇円から六二〇〇円となり、最高年俸額は総務長官より多い。台北帝国大学教授と各学校教授は、官等が六等から二等まで、年俸額が一三〇〇円から四五〇円までとされ、総督府内事務官と同じ待遇とされた。総督府内技師は、奏任技師のほか、勅任技師もあり、勅任技師の年俸額は四三〇〇円から五三三〇円であり、最高年俸額は各局長、州知事よりも多い。もちろん、これは大正中期から内外地にわたる官僚全体の増給であり、総督府技能系官僚のみの待遇が向上したわけではないが、定員数が限定される総督府高等官だけに、技能系官僚の地位向上は、目立った存在であることは間違いないだろう。

### 三 総督府文官普通試験と総督府文官官僚

#### (1) 台湾総督府の文官普通試験

明治三十二年二月一三日、総督府官吏五〇名、巡查五〇名、民間人三〇名、地方官庁官吏八三名、合計二一三名の受験者が参加した総督府文官普通試験は、総督府製菓所構内で行われた。<sup>(60)</sup>これは、台湾領有をして以来、最初の判任文官任用のための文官普通試験であつた。

この試験の依拠する規則として、明治三十一年一〇月、総督府は、「台湾総督府文官普通試験細則」を制定していた。その趣旨は、次の通りである。<sup>(61)</sup>

第一条 文官普通試験ヲ分ケ筆記試験及口述試験トス

口述試験ハ筆記試験ニ合格シタル者ニ就キ之ヲ行フ

第二条 筆記試験ハ左ノ科目ヲ用ヅテ之ヲ行フ但口述試験ハ第四号及第五号ノ科目ヲ用ヅテ之ヲ行フ

一 読書

二 作文 仮名交リ文(書牘記事若ハ論説)

三 数学 珠算又ハ筆書

四 法律大意 殊ニ台湾ニ関スル行政法

以上ノ科目ハ試験ノ際選択取捨スルコトヲ得ス

五 経済学大意

六 地理 本邦及外国地理大意

七 歴史 本邦及外国歴史大意

八 簿記

九 土語 会話及和文土訳土文和訳

十 外国語 会話及和文欧訳欧文和訳

以上ノ科目ハ受験者ヲシテ其中ニ就キ予メ一科目ヲ選択セ

シメ之ヲ試験ス

第三条 試験ノ科目期日場所等ハ一箇月前ニ官報及台湾ニ於テ発行スル新聞紙一種以上ニ公告スヘシ但口述試

験ノ期日場所ハ三日前ニ之ヲ本人ニ通知スヘシ

第四条 受検志願者ハ別記書式ニ依リ調製シタル願書ニ履歷書ヲ添ヘ公告シタル期日マテニ文官普通試験委員  
長ニ差出スヘシ

第五条 試験手数料ハ登記印紙ヲ用テ試験願書ニ貼付スヘシ但試験ヲ受ケサルコトアルモ之ヲ還付セス

第六条 筆記試験ハ受験人総員ヲ一室又ハ数室ニ入レ文官普通試験委員監視シテ之ヲ行フ

答案ハ楷書又ハ行書ニテ明瞭ニ記スヘシ

第七条 口述試験ハ文官普通試験委員三人以上列席シテ受検人一人毎ニ試問シテ即答セシム

第八条 受験者ハ総テ文官普通試験委員長ノ揭示其他試験委員ノ命令ヲ遵守スヘシ

第九条 試験点数ハ百点ヲ以テ満点トシ其得点各科目平均六十点未満又ハ一科目四十点未満ノ者ハ不合格トス

第十条 各科目ノ得点ニ基キ試験合格者ヲ定ムルハ文官普通試験委員ノ多数決ニ依ル可否同数ナルトキハ文官

普通試験委員長之ヲ決ス

第十一条 試験合格者ノ氏名ハ官報及台湾ニ於テ発行スル新聞紙一種以上ニ公告スヘシ

第十二条 試験ニ関スル必要ナル手續ハ文官普通試験委員長之ヲ定ム

(書式 中略)

このように、文官普通試験の実施手順が定められ、その、必須科目は最初の読書、作文、数学、法律大意に「土語」を加えた六科目であった。

出題は、読書に漢文、数学に珠算と筆算、法律に民法、刑法、及び行政法、作文には台湾に関する時局論が多かった。このうち、受験生の難関でもあり、尚かつ総督府文官普通試験中に問題数が最も多い課目は、「土語」であっ

た。

ここに、総督府が行った明治四二年の「土語」試験問題を例とすれば、それは次のようなものであった。<sup>62</sup>

(和文土訳)「発音八振仮名ヲ以テ表スヘシ」

一寸御尋ト申シマス総督府ヘハド 行キマスノデスカ

先達テハ上リマシテ大變御邪魔シマシタ

余リ氣ニ入ツタ品ガアリマセンカラ御氣ノ毒デスカヨシマセウ

御歸リニナツタラ御宅ノ皆様ニ宜敷ク願ヒマス

心配シテモ無駄デスカラオアキラメナサイ

(土文和訳)

此個做了較工夫

頭到尾適々、了一千銀

講是如此講、無得確

我打算、伊敢無甚要去、不知怎樣、汝罔去探聽看觀

我此幾年真歹時運、見創事情見無彩工、真哮喘

(土文和訳) 「広東語」

此個做了較細軟

從頭到尾合々式々花了一千銀

講是如此講還沒定規

俺想伊敢沒恁個愛去不知樣般備探下呢看々

（土文和訳）

為治之道首在任用得人際茲時事多難需才孔亟允宜博訪周諮以備擢用内大員各有以人事君之義平時見聞所及如有器識宏達才守兼優之員素所深悉者著各舉所知出具切實考語乘公薦不得瞻徇情面用副朝廷延攬真才至意

（和文土訳）

人一人前ノ事ハ何デモ遣ツテ除ケルト云フ人物デモ一定ノ本領ナク大局ニ当ツテ惑フ様ノモノハ畢竟手ノ人タルヲ免レナイ之ニ反シテ別ニ是レト云フ長所ハナイ様デモ大局ニ明ルク腹ノドツシリシタ人物ハ所謂頭ノ人タルヲ失ハナイ今ノ世ノ中ハ手ノ人ハ随分多イガ頭ノ人ト来テハ実ニ暁天ノ星ダ

このように、「土語」試験とは、福建語と広東語による和文土訳と土文和訳の問題であつた。この種の試験問題には、振仮名で「土語」の発音表記を示させる問題、すなわち話し言葉の土文和訳試験問題が多いことから、総督府が、本島人と接する機会が最も多い判任官僚となるべき受験生に、文章能力よりも会話能力を求めていることが理解される。これは、内地にはない最も台湾らしい台湾文官試験の特色といえよう。

（2）台湾総督府判任官採用と総督府文官普通試験委員会

明治三四年一二月、台湾総督府地方官官制の改正が施行されると、新たに発足した阿猴庁は、総督府に次のような同庁属員採用について具申した。<sup>(63)</sup>

## 秘号外

## 阿猴庁属員採用之義二付内申

新二任セラルヘキ			現		状
官名	俸給	官名	分掌事務	資格	氏名
属	四級	台南県弁務署主記	東港弁務署一課長	特別任用	太田原発次郎
同	五級	台南県属	税務	特別任用	中根範
同	同	同	同	試験合格	前川見三
同	六級	台南県弁務署主記	阿猴庁弁務署三課長	師範学校卒業	浮州徹
同	同	同	同一課長	特別任用	兵頭幹夫
同	同	同	東港弁務署会計・税務	同	橋本忠太郎
同	七級	同	阿猴庁弁務署税務	尋常中学校卒業	橋口諭吉
同	同	同	同	特別任用	上村重隆
同	同	同	同署阿里港支署収入官吏	同	淵昭熊吉
同	同	台南県属	税務	試験合格	渡部義光
同	同	台南県通記	警察部	試験合格	大石興
同	同	台南県属	庶務	試験合格	荒木藤吉
同	同	同	税務	試験合格	小川要七
同	八級	台南県弁務署主記	阿猴弁務署会計	特別任用	岡本武馬
同	同	同	同署内埔支署収入官吏	同	大場俊三
同	同	同	同署会計	同	宮本魁介
同	同	同	同署庶務	同	旭伊之助
同	同	同	同署税務	同	梶内又三郎
同	同	同	同	試験合格	加藤英造
同	同	同	東港弁務署会計	特別任用	大井直一
同	同	同	同署税務	同	藤本円藏
同	同	同	同署会計	同	服部八十藏
同	同	台南県属	税務	試験合格	渡利友吾

(台南活版舎印行用紙 罫線縦13行)

ここに示されたいように、新設された阿猴庁官僚には、文官試験または中学校卒業、いわゆる文官普通資格者が九人、特別任用者が一四人あった。つまり、阿猴庁の判任官僚に、特別任用により任用された官僚が占めた割合は、遙かに文官普通資格者よりも多かつた。

一方、総督府文官普通試験は、当初の総督府本府人事課長、財務局長らからなる総督府文官普通試験委員会が主導した文官普通試験から、州へと拡張し、試験の規模が拡張する傾向が見

られた。

大正七年一月、寺内内閣は、「高等試験令」をもって、既存の外交官及領事官試験、裁判所判事検事官試験と委任官試験を併合し、文官試験制度に大改革を施した。このなかで、寺内内閣は、文官普通試験制度を改正し、新たに「普通試験令」と「高等試験委員及普通試験委員官制」を公布、各府県と機関に独自の文官普通試験委員会を設立することが明文化された。「普通試験令」は、次の通りである。<sup>64</sup>

勅令第八号

普通試験令

- 第一条 特別ノ規程アルモノヲ除クノ外判任文官ノ任用資格試験ハ普通試験ト称シ本令ニ依リ之ヲ行フ
- 第二条 普通試験ハ各官庁ノ須要ニ応シ其ノ庁ノ普通試験委員之ヲ行フ其ノ期日及場所ハ予メ官報ヲ以テ之ヲ公告シ東京以外ノ地ニ於テ行フ試験ニ在リテハ尚其ノ地方ノ新聞紙ニ公告ス
- 第三条 普通試験ヲ受ケムトスル者ハ手数料トシテ二円ヲ納ムヘシ
- 第四条 普通試験ハ中学校ノ科目中五科目以上ニ就キ中学校卒業ノ程度ニ於テ之ヲ行フ  
前項ノ外各官庁所掌ノ事務ヲ斟酌シ別ニ科目ヲ加フルコトヲ得
- 前二項ノ科目ハ普通試験委員之ヲ定メ高等試験委員ノ承認ヲ經ヘシ
- 第五条 高等試験令第三条及第一八条乃至第二〇条ノ規定ハ普通試験ニ之ヲ準用ス
- 第六条 普通試験ニ関スル細則ハ普通試験委員之ヲ定メ高等試験委員ニ報告スヘシ



ここで、明治二六年一〇月に公布された「文官試験規則」と比較すれば、「普通試験令」は、明らかに次の変化を挙げることができる。大正七年一月行った文官試験改革は、従来の「文官試験規則」中の高等試験と普通試験を、それぞれ「高等試験令」と「普通試験令」との二つの法令で規定した。新たに設立された普通試験委員が各官庁所掌の事務を斟酌しながら、試験科目を従来の「尋常中学校ノ科程ヲ標準トシ」から「中学校ノ学科目中五科目以上ニ就キ中学校卒業ノ程度ニ於テ行フ」にして、判任官試験の出題範囲が具体化し、普通試験委員の「自由裁量権」が狭くなった。

また、同日公布された勅令第九号「高等試験委員及普通試験委員官制」は、従来の高等官高等試験、文官普通試験を管轄した文官高等試験委員、文官普通試験委員という組織が高等試験委員と普通試験委員に改称され、さらに、その「委員長及委員八中央官庁ニ於テ八其ノ庁ノ高等官ノ中ヨリ地方官庁ニ於テ八其ノ庁ノ官吏及官立公立ノ学校教員ノ中ヨリ長官之ヲ命」じ、「委員長八職員ヲ監督シ普通試験委員ニ属スル一切ノ事務ヲ統理」し、「普通試験委員ノ事務ニ関シ書記ヲ置ク各官庁判任官ノ中ヨリ長官之ヲ命入」ると、文官試験組織の明確化を図ろうとした。

この改正に応じ、総督府は、同年、新たに末松借一郎財務局長を委員長、楠正秋参事官と木村通総督官房秘書官を委員、属関善之助と岡村勝次郎を書記とした普通試験委員を発足させた。その後、大正一三年、本府文官普通試験委員会を拡張し、各州文官普通試験委員会を発足させた。その委員会の成員は、次の通りである。<sup>(66)</sup>

総督府本府 委員長： 賀来佐賀太郎（総務長官）

委員： 吉田平吾（逓信局長）

相賀照郷（内務局長）

小林音八(総督官房秘書官)

下村充郎(参事官)

横光吉規(鉄道部事務官)

書記：  
吉富保之(属)・古沢勝之(属)

台北州  
委員長：  
高田富藏(台北州知事)

委員：  
東忠藏(州事務官)

本間善庫(州事務官)

篠崎正(州理事官)

野口敏治(州理事官)

高橋秀人(州警視)

書記：  
石原巖(州属)・瀧口三平(州警部)

新竹州  
委員長：  
佐藤勸(新竹州知事)

委員：  
三浦碌郎(州事務官)

太田吾一(州事務官)

岩満重(州理事官)

書記：  
広沢進(州属)・佐々木幸喜(州属)

台中州  
委員長：  
常吉徳寿(台中州知事)

委員：  
本山文平(州事務官)

猪股松之助(州事務官)

角田広次(州理事官)

松田茂(州警視)

書記：  
甲木豊吉(州属)・徳永卯助(州警部)

台南州  
委員長：  
松井栄堯(台南州知事)

委員：  
伊藤兼吉(州事務官)

能沢外茂吉(州事務官)

増田秀吉(州理事官)

赤堀鉄吉(州理事官)

書記：  
林彌輔(州属)

高雄州  
委員長：  
富島元治(高雄州知事)

委員：  
飯田盛敏(州事務官)

草野義一(州事務官)

渋谷信吾(州理事官)

名和仁一(州理事官)

書記：  
宮間肅(州属)・半田恭平(州警部)

この総督府文官普通委員会は、常置された委員と書記のほか、試験を行った時に、臨時委員と書記を置くことが

あり、さらに、総督府高等文官の人事異動により、文官普通委員会の委員も変わる。

この文官普通委員会と改正以前の総督府文官普通試験委員との組織とその成員を比較すれば、次の変化が明らかになる。従来の普通試験委員制度は、参事官長、財務局長を委員長としていたが、改正後の委員会の委員長は、総務長官の兼任とし、通信局長、内務局長等の総督府高等文官を委員とした。改正後、総督府本府、各州において普通試験委員がそれぞれ発足し、独自の普通試験が行われるようになり、文官普通試験の権限が各州に移行した。こうした変化の背景は、大正八年八月、原内閣期の内外地に行った施政方針にある。同年八月、原内閣は、台湾総督府官制改正を行い、従来の陸海軍大将、中將に限定されていた台湾総督の任用資格を撤廃し、文官の任用も可能となった。これに依りて、総督府民政部を撤廃し、従来武官総督の下に置かれた民政長官を総務長官と改称した。一方、同年一〇月、田健治郎は、任期中病死した明石総督に代わって、台湾統治史上最初の文官総督に命じられた。このような台湾統治方針の転換中において、原内閣は、さらに大正一三年一二月に、勅令四三三号を以て台湾総督府地方官制を改正し、官治、自治行政併用の地方分権の実を挙げようとし、州知事に郡、市の判任官の任用権限を付与した。総督府は、かつてない文官普通試験の制度改正を迎えた。

### (3) 階級社会中の総督府判任文官

周知のように、総督府文官官僚中に総督が親任官、台北帝国大学総長、総務長官、及び交通局長、一部の技師、及び地方州知事等が勅任官、総督府部局課長らが奏任官とする高等官の下には、数多くの技手、属、書記らといった判任官がある。こうした高等官と判任官といった法的な意味での官吏のほか、総督府は、専門業務を携わる嘱託、官吏の補助的な業務に従事する雇員、及び肉体労働に従事する傭人を雇っていた。

ところが、同じ総督府官制定員外の嘱託員と雇員といっても、俸給などの待遇が異なっている。一般的に言えば、

嘱託は、専門的知識を身につけ、総督府から委託された業務に務め、その資格が特別芸術を有するものとして<sup>(6)</sup>いるが、実際において総督府の嘱託員の多くは、総督府から退官した高等官、内地から招聘した学者、または専門家からの採用が多い。

待遇は、総督府の自由裁量に属し、同じ嘱託でも異なっているが、報酬は、全体的に判任官と雇員より遙かに高い。例えば、明治三二年、総督府民政部学務課の嘱託として採用された小川尚義は、月手当額が一〇〇円であったが、同じ嘱託として採用した同課の栗野伝之丞は、月手当額が六〇円であった。これに対し、総督府高等官である八級、九級、一〇級、一一級及び一二級の年俸額は、それぞれ一〇〇〇円、九〇〇円、八〇〇円、七〇〇円と六〇〇円であり、判任官の最高級である一級、二級と三級の月俸額がそれぞれ六〇円、五〇円と四五円であった。但し、判任官に比べ、嘱託は、勤務期間が一定し、一旦委託された業務を終えたら、離任しなければならない。また、判任官の「常備軍」といわれる雇員については、雇用資格の規定がないが、一応総督府官吏の補助的な業務に従事するとされ、月俸制で俸給額は傭人より高い。

一方、雇員から判任官への昇進は、普通試験、または「満五年以上雇員トシテ同一官庁ニ勤続シタル者ハ文官普通試験委員ノ銓衡」が必要であり、また、判任官から高等官への昇進は、特別任用以外、高等官への「登龍門」である文官高等試験をクリアすることが必須であった。文官高等試験は判任官にとっては高等文官へ昇進するため乗り越えなければならぬ出世の壁である。もし運良く、総督府の特別任用令によって、判任官から高等官の「高所」に上がったとしても、この判任官出身の「特選組」の待遇は、俸給上、官等上において、文官高等試験合格をした「エリート組」とはくらべものにならないくらい低い。言い換えれば、判任官出身の「特選組」高等官の待遇は、必ずしも履歴と勤務期間とは繋がらない。例えば、大正一三年の時点で、官歴が一年足らずの佐治孝徳は、東京帝

大卒業生、かつ文官高等試験合格者として、二四才の若さで高等官七等年俸一六〇〇円を以て総督府内務局事務官に配属された。また、佐治とはほぼ同じ年の同局地理課事務官、就職してから三年目を迎えようとしていた林繁三は、高等官六等で年俸一八〇〇円を以て勤めている。これに対し、明治二四年七月、明治法律学校を卒業し、明治三一年渡台、総督府撫墾署、台南庁、斗六庁、嘉義庁等を歴任し、そして大正一〇年七月、ようやく台南州虎尾郡守の椅子に坐った森直吉は、年俸額が四級二七〇〇円とされ、林事務官との俸給格差は九〇〇円あるが、森のような「特選組」にとつては、郡守が「頭打ち」の昇進であった。

魚返煥乎も、その数多くの総督府判任官中で活躍した代表的な一例であろう。魚返煥乎は、明治二九年三月、陸軍省雇員として渡台し、<sup>(69)</sup>そして同年五月、総督府民政局総務部衛生課に配属された。明治三七年、判任官から高等官へ昇進し、衛生課での業務を兼務しながら、臨時防疫課の防疫事務官を兼任した高等官に昇進した後、官等が高等官官等七等から六等へ、俸給が一〇級から九級へ上がった頃、海港検疫官として、基隆海港検疫所長の兼任を命じられた。しかし、魚返は、明治四三年の辞任まで、総督府海港検疫官と基隆海港検疫所長にあつたが、さらなる上等への栄転をすることができなかった。

以上見てきたように、学歴、官等及び官歴により高等官、判任官、嘱託、雇員、傭人といったピラミット型の官僚社会は、台湾においても次第に形成されていった。判任官の出世において、高等官への昇進は乗り越えなければならぬ高い「敷居」であつた。

## 四 総督府とパーキンソン (Parkinson) の法則

## (1) 肥大化しつつあった総督府

『官公吏通義』という冊子が、昭和八年九月、台湾島内で発行された。著者は、元郡守であった瀬戸山兼斌であった。瀬戸山は、明治一八年四月、鹿児島県大島郡加藤里志の三男とし生まれ、生後まもなく、同県瀬戸山瀬助の養子となり、瀬戸山兼斌を名乗った。明治三八年九月、澎湖庁雇員として渡台し、同庁通信事務員を拝命した。その後、澎湖庁から基隆郵便電信局通信手、総督府通信属、総督府秘書課属、台北州地方理事官などを経て、昭和三年、台北州地方理事官から同州内の海山郡守に栄転し、旗山郡守、中壠郡守を転々した後、昭和七年三月、退官し、台北市川端町に自宅を構え、台湾に定住した。退官後、悠々自適な生活を送っていた瀬戸山は、自らが会長となり、自宅の近所に台湾法制研究会を発足させた。

昭和一〇年一月、瀬戸山は、「衆望ヲ担ヒテ」台北市會議員に立候補し、当選した。その後、昭和一四年一月、市議に出馬し、再選を果たした。<sup>70)</sup>『官公吏通義』は、この間の昭和八年に長年の総督府官吏生活の経験を生かして書いたもので、刊行した翌年再版するほど売れた書籍であった。

さて、『官公吏通義』は、官吏概念と人事及事務との二編に分かれ、官吏に関する憲法の条章、官吏任用上の根拠、官等俸給、官吏の分限、官吏服務、賞賜、懲罰、待遇職員、雇員及事務囑託等に分類され、台湾総督府の現存文官制度と官僚制度の諸問題点を踏まえ、纏められた力作である。瀬戸山は、同書において、台湾総督府の行政機能に影響を及ぼす要素として、「部下信任」、「部下たるの道」、「上長官は部下及監督下に在る官吏を愛護する」こと、「国家觀念の導入」、「人材の検討」、「上級官庁の強弁は事務の進展を阻害し官庁の機能に影響する」ということ、「上級官庁の不始末を下級官庁に移管する」こと、「下級官庁の権限を拡張し全幅の機

能を果たす」ことを列記した。このうち、地方庁の非効率化と「官庁事務の運用障碍の因」として、「大正九年地方官官制を改正し地方分権を強調したりと雖とも依然中央集権に墜しつつある」こと、「知事の職能が事前監督に縛られ、督府の属僚に迄叩頭せざれば地方官庁の仕事は円満に運用し得」ないこと、「郡役所と州との關係に於て中央集権振が累加せんか、郡は無用の存在」となってしまうこと、「郡守は部下の進退を知事に内申する権限は与えられて居るが、郡守が果たして之を行使用して居るやを疑はし」<sup>(71)</sup>いことを指摘した。まさに長年台湾統治中に派生した総督府版のパーキンソン (Parkinson) の法則の指摘であった。

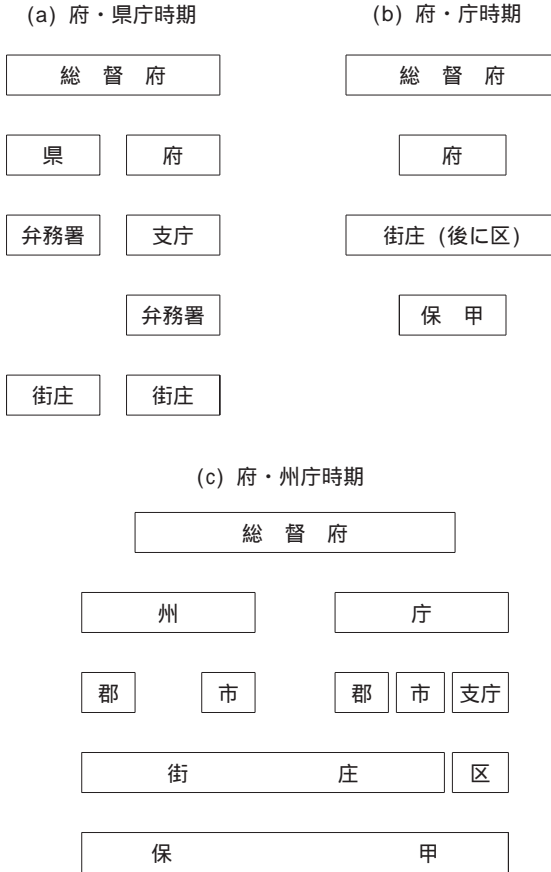
地方庁の非効率化の諸原因の一つとして、領有してまもなく開始された頻繁な総督府官制改正とそれに伴う機構の肥大化があげよう。

周知のように、台湾を領有してからの五〇年の間、総督府地方官官制だけで、大幅な改正が九回にもものぼる。これは、軍政時代(明治二八年～明治二九年四月)、三県一庁時代(明治二九年四月～翌年五月)、六県三庁時代(明治三〇年五月～翌年六月)、三県三庁時代(明治三二年六月～明治三三年一〇月)、三県四庁時代(明治三三年一〇月～翌年一一月)、二〇庁時代(明治三四年一一月～明治四二年一〇月)、一二庁時代(明治四二年一〇月～大正九年七月)と、官治行政と自治行政併用時代(大正九年七月～昭和二〇年)と大別できる。<sup>(72)</sup>これにより、総督府の統治構造は、次の第1図で示した通り、府・県庁時期(明治二九年四月～明治三四年一一月)、府・庁時期(明治三四年一一月～大正九年七月)と府・州庁時期(大正九年七月～昭和二〇年)となっている。

また、明治二九年四月から明治三四年一一月までの五年間、維持された総督府、県庁、弁務署さらに街庄との四段縦式指揮体系は、五回の改正を繰り返した。このうち、県及び庁は、数が増減したり、行政区画を変更したにすぎず、大きな改正を見せなかったが、単に総督府と弁務署との間に介在する一種の取次機関に過ぎず、却って地方



第1図 台湾総督府行政指揮命令図



事務の敏活と効率を欠くとされた。このことが明治三四年において地方官制を改正した最大の背景となった。<sup>73)</sup>

こうした行政区画上の縦式多重構造が抱えた問題は、大正九年七月に行われた総督府地方官制改正にも影が見えられる。周知のように、大正九年七月、総督府は、従来総督府の下に配置された地方庁制度を州、郡、市、庁制度に改めた。この改正に伴い、台湾統治構造は、総督府・州・市・郡と支庁・街庄といった

四段の指揮構図をなされ、所謂州、市、街庄を地方公共団体とした官治と自治併用型の行政体系に移行した。ところが、この改正は、主に州、市と街庄の協会の設置と市の地方費の新設を趣旨とする、所謂官治と自治併用的な地方官制の改正のため、州知事、市尹、街庄長と郡守の人事、州・市・郡・庁の事務維持費などにおいて依然として、総督府からの強力な指揮監督下に入っていた。その結果、台湾統治初期に起こった四段縦式指揮体制により生じた「取次機関」である県庁の問題は、同じく郡と支庁といった中間機関に存在し、その存在の必要性が極めて薄くなり、郡が無用な存在であるとする前述の瀬戸山の論著に指摘されるに至った。

この総督府地方官官制の改廃と同じくして、総督府官制も頻繁に改廃された。ここに、総督府が廃庁するまでのおよそ五〇年間にわたる総督府官制及び地方官官制が改正された回数を集計すると、次の第6表の通りである。

この表が示しているように、台湾統治の五〇年間において、当局は、合わせて六七回にわたり総督府官制を改正した。このうち、職員の増減を除けば、総督府官制改正は、明治期に一四回、大正期に八回、昭和期に一一回もあり、年平均で見ると、それぞれ〇・八八、〇・五三と〇・五五回となり、明治期が最も回数が多い。これに対し、総督府地方官官制改正は、明治期に一八回、大正期に一四回、昭和期に九回もあり、年平均の改正回数は、それぞれ〇・八八、

第6表 台湾総督府官制改正集計表

項	目	明治期 (16ヶ年)		大正期 (15ヶ年)		昭和期 (20ヶ年)	
		改正	年平均(%)	改正	年平均(%)	改正	年平均(%)
総督府官制	回数	20	1.25	16	1.07	31	1.55
	実質	14	0.88	8	0.53	11	0.55
地方官官制	回数	18	1.13	14	0.93	29	1.45
	実質	14	0.88	5	0.33	9	0.45

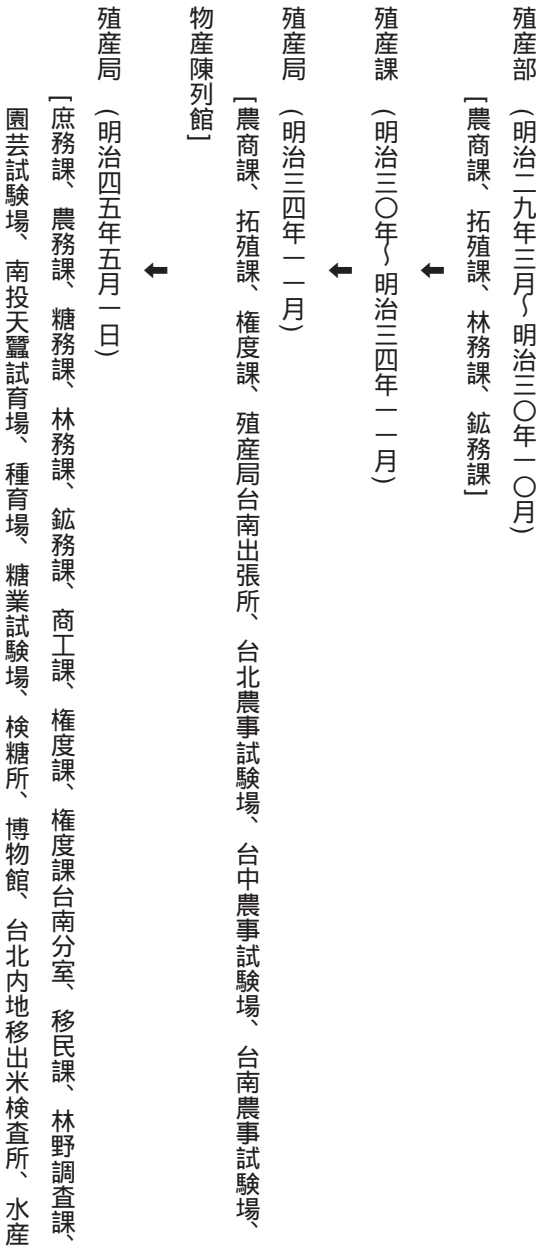
出典：『官報』

備考：表中の「実質」とは、職員の増減の改正を除いた数。

○・三三と○・四五回となる。総督府官制と地方官官制が頻繁に改正されたことが伺える。

これらの台湾総督府官制改正によって、総督府局と課及び各部署は拡張された。中でも、殖産局の拡張が目立っている。総督府が発足して以来の殖産局の沿革は次の通りである。

第2図 殖産局沿革一覽



試驗船凌海丸、林業試驗場、林業試驗場嘉義支場、林業試驗場恒春支場、吉野村移民指導所、旭村移民指導所

殖産局 (大正八年五月一日)

〔庶務課、農務課、糖務課、林務課、鉞務課、商工課、商工課台南分室、水産課、林野整理課、園芸試驗場、園芸試驗場嘉義支場、種畜場嘉義支場、獸疫血清製造所、獸疫血清製造所台北支所、養蠶所、茶樹栽培試驗場、糖業試驗場、大南庄蔗苗養成所、後里庄蔗苗養成所、商品陳列館、宵裡水産試驗所、鹹水養殖試驗場、林業試驗場、林業試驗場嘉義支場、林業試驗場恒春支場、熱帶纖維植物苗圃、嘉義樹苗養成所〕

殖産局 (昭和二年七月一日)

〔特産課、農務課、商工課、山林課、度量衡所、度量衡所台南分室、養蠶所、植物検査所 (植物検査所基隆分所、植物検査所新竹分所、植物検査所高雄分所、植物検査所台南分所)、獸疫血清製造所、大南庄蔗苗養成所、後里庄蔗苗養成所、東部蔗苗養成所、鳳梨種苗養成所、商品陳列館、茶検査所、米穀検査所 (米穀検査所基隆出張所、米穀検査所宜蘭出張所、米穀検査所台北出張所、米穀検査所台中出張所、米穀検査所中壢出張所、米穀検査所新竹出張所、米穀検査所大甲出張所、米穀検査所台中出張所、米穀検査所彰化出張所、米穀検査所員林出張所、米穀検査所斗南出張所、米穀検査所嘉義出張所、米穀検査所高雄出張所、米穀検査所屏東出張所)、鹹水養殖試験場、淡水養殖試験場、水産試験場、

営林所（営林所嘉義出張所、営林所羅東出張所、営林所台中出張所、営林所台北出張所、営林所新竹出張所、営林所旗山出張所、営林所恒春出張所、営林所東部出張所）一

この殖産局の沿革が示したように、殖産局は、最初民政局の部、課から局へ格上げされるに従って、局内部署も最初の農商課、拓殖課、権度課、及び附屬の殖産局台南出張所、台北農事試験場、台中農事試験場、台南農事試験場、物産陳列館に充実し、昭和初期に至ると、特産課、農務課、商工課、山林課、度量衡所、養蠶所、植物検査所、獣疫血清製造所、蔗苗養成所、鳳梨種育苗養成所、商品陳列館、茶検査所、米穀検査所、鹹水養殖試験場、水産試験場、営林所等の四〇箇所余りの出張所を設けた。ちなみに、昭和一八年二月の總督府官制改正にとつて、殖産局は、食糧局と併合し、新たに農商局となった。

(2) 硬直化しつつあつた總督府官制と總督府官僚

こうした總督府部署の頻繁な改廢の対象は、主として、總督府内の經濟関連部署であつた。明治三二年、總督府は、塩務局、樟脳局を相次いで發足させ、台湾での食塩、樟脳、及び樟脳油専売を実施した。さらに二年後、總督府は、従来の樟脳局、塩務局及び製薬所を併合し、新たに總督府専売局を設置した。

また、先の明治三三年八月、總督府は、基隆港の整備をするため、臨時台湾基隆築港局官制を公布した。進んで、明治四一年七月、總督府は基隆築港局と台湾臨時工部業務統合を行い、新たに總督府臨時工部が發足した。しかし、總督府臨時工部が發足して、およそ一年後の明治四二年一〇月、新たに民政部土木局に統合され、さらに土木局そのものも後に土木部に変更された。そして、總督府土木部は、明治四四年、三年も経ずして、再び總督府作業所と臨時工部に分離された。

この頻繁な総督府官制改正の中で、総督府は、経済事業の振興をするため、臨時部署を設けた。記述の台湾臨時工事部のほか、総督府は、明治三三年八月、臨時台湾土地調査局、同年一〇月、臨時台湾旧慣調査会、明治三五年六月、臨時台湾糖務局、明治三八年五月、臨時台湾戸口調査部をそれぞれ設置した。

このうち、臨時台湾土地調査局は、最も存続が長かった臨時部署であった。同局は、明治三三年八月、従来の「複雑にして多岐に亘る」<sup>(74)</sup>台湾土地納税制度と土地の整理をするため設けられたものであった。設立された当初、臨時台湾土地調査局は、局長、次長、事務官、技師、監督官、属及び技手が置かれ、後藤民政長官と同府事務官中村是公がそれぞれ同局長と次長に命じられた。事務官は、岡本武輝・園部倭・赤堀廉藏・高雄晋・前田前・佐藤謙太郎の六人を専任とし、台中県弁務署長家長泰吉郎・山名金明・里見義正、台中県弁務署長矢野武平・関口隆正ら一六人が同局の兼任事務官に命じられた。このほか、池田文友・平井勢次郎・高橋龍之助・青木正元ら一七人が専任監督官に命じられ、さらに同局局長官房、庶務課、会計課、監督課、調査課、測量課、図根課及び台北支局に専任属と技手が七八〇人あまりが配置された。このうち、同局は、幾つかの改正を経て、明治三八年三月、専任事務官、技師、監督官らが二八人、専任属、技手らが五一三人となり、合わせて五四一人あまりの定員とされ、総督府民政部定員に匹敵するほどの膨大な職員を抱えた。

もともとこの土地調査事業は、児玉総督と後藤民政長官の任期の中で、縦貫鉄道、築港との三大事業とされ、明治三八年までに、台湾全島六三万三千六五甲あまりの土地調査を完了し、一段落を終えた。このため、この臨時台湾土地調査局は、いよいよ廃局を迎えなければならないこととなった。

これより先の明治三七年頃から、総督府は、臨時台湾土地調査局専属職員を減員し、総督府本府、及び地方庁官吏兼任に入れ替えた。さらに廃局を迎えようとしていた明治三八年始め頃、総督府は、同局の事務官・属・技手ら

の兼任を免官にしたり、総督府の他の部署へ転任させたりして同局の人事を異動した。明治三十八年三月二日、総督府は、中村局長を総督府専売局長兼総督府事務官に、同局事務官兼監督官久芳直介を総督府税務官に、同局監督官兼技師野呂寧を総督府技師に、同局技師徳見常雄を総督府技師に、同局監督官兼事務官高橋龍之助・横山虎次を総督府税務官に、同局事務官高雄晋を総督府専売局事務官に転任させた。<sup>6)</sup> また、同日、総督府は、同局兼任事務官、技師、属、技手の兼任を解いた上、同局専任属、技手を同府他部署へ転任させることを決定した。同日付の異動は、次の第7表が示した通りである。

このうち、台湾総督府は、臨時台湾土地調査局属の縫田栄太郎、後藤政次郎、渋谷誠、籠加寿恵、中村宗太郎、及び技手の田中兵太郎、狩野儀三郎、小沢寛治を総督府財務局に、属浦本継太郎、中元寺長憲、菊地正朔を

第7表 臨時台湾土地調査局専任職員転任一覧表  
- 明治38年3月31日現在

氏名	前職	転任先
縫田栄太郎	属	府属・財務局
後藤政次郎	属	府属・財務局
渋谷誠	属	府属・財務局
籠加寿恵	属	府属・財務局
田中兵太郎	技手	府技手・財務局
狩野儀三郎	技手	府技手・財務局
小沢寛治	技手	府技手・財務局
小倉信一	属	府属・総督官房文書課
浦本継太郎	属	台北庁属
中元寺長憲	属	台北庁属
中村宗太郎	属	府属・財務局
森田賢藏	技手	彰化庁技手
矢山百三	技手	斗六庁技手
本山理太郎	属	総督府法院書記
竹村諫	属	府属
白石喜代治	属	苗栗庁属
池田活之祐	技手	府技手
長谷部一郎	雇	府属・総務局
広瀬鉄次郎	属	府属
菊地正朔	属	台北庁属
三木徹二郎	技手	府技手・警察本署

出典：台湾国史館台湾文献館蔵『明治三十八年台湾総督府公文類纂 四』01120、及び『明治三十八年台湾総督府公文類纂 六』01122。

台北庁属に、属の小倉信一を府属とし総督官房文書課に、雇員長谷部一郎を府属として総督府総務局に、技手三木徹二郎を府技手として総督府警察本署にそれぞれ配属した。

このように、総督府は、臨時台湾土地調査局が廃局される間に、同局局長、事務官、技師を始めとした監督官属、技手らの府内転任を行っていた。しかし、総督府は、本来臨時台湾土地調査局の廃局に伴い廃官又は免官すべき臨時台湾土地調査局職員を大いに府内各部署へ転任させたため、臨時的に設置した総督府部署が廃庁したとしても、総督府職員は減員されておらず、もとより膨張しつつある総督府官僚をさらに肥大化させることとなった。その結果、総督府は、まさにパーキンソンが指摘したように、官僚機構は、事務の有無に関係なく、官吏が一定の割合で増加するといった行政 法則に陥った。

### (3) 台湾社会中の総督府官僚

台湾総督府は、もとより旧韓国政治構造を吸収し、成立した朝鮮総督府と異なり、旧政権の政治基盤を根から潰し組織されたものである。このため、本島人の選挙権はおろか、特に統治前半期において、台湾総督府評議会のような諮問機関への本島人の参与さえも認められなかった。

一方、本島人の官吏への任用に関しては、昭和六年五月一六日、総督府事務官劉明朝が同府殖産局水産課長に命じられているが、管見の限り、本島人出身者としての初めての総督府高等官であった。劉は、明治二八年七月、台湾新営郡に生まれ、領有以後に生まれた世代である。大正一一年三月、東大法学部を卒業した劉は、同年一月、高等文官試験に受かった後、総督府専売局翻訳官として総督府専売局勤務を命じられた。その後、地方理事官として新竹州勸業課長、同州種畜場長を経て、昭和六年五月、総督府事務官として本府に復帰し、同府殖産局水産課長に命じられた。昭和二年七月、同局山林課長に転任し、その後、熱帯特用樹栽培事務所長、淡水河、曾文溪等の



河川森林治水事務所長を経て、昭和一六年六月、総督府税関長として高雄税関長に栄転した。翌年七月、劉は、勅任事務官に任じられ、高雄税関長から退官した。<sup>(76)</sup> 劉明朝のほか、文官高等試験に合格し、総督府高等官として任用された本島人に、劉茂雲（豊岡茂雲）・林旭屏・林秀旭（松林秀旭）・黄介騫・張水蒼（長村蒼樹）・楊基詮（小柳基詮）・莊維蕃・林益謙（林益夫）・林伯可（小田原伯可）・林德欽（林恭平）等が挙げられる。<sup>(77)</sup> このなかで、かつて総督府殖産局山林課長として任用された豊茂雲こと劉茂雲は、明治二八年九月、台南州台南市に生まれ、ちょうど日本が台湾を領有した後に生まれた。大正一三年二月、東京商科大学卒業をし、同年一月、文官高等試験を合格した劉は、同年帰台して通信書記兼府属として総督府に勤めた。その後、高雄州務部勸業課長、台南州内務部勸業課長、高雄税関監視部長、同税関長事務取扱を経て、昭和一四年四月、総督府農業試験所事務官兼府事務官として、統治中枢に進出した。劉は、再び州事務官として新竹州産業部長に任じられ、地方を経験してから、昭和一七年九月一日、山下仁の後を受け、総督府殖産局山林課長に命じられた。<sup>(78)</sup> また、劉とほぼ同じ時期に総督府財務局金融課長として任用された林益謙こと林益夫は、明治四四年六月に生まれ、大正三年、父母に連れられ東京に移住した。林は、昭和五年、東大法学部に入學し、在学中に高等試験司法科を合格し、昭和八年に同学を卒業した同年、高等文官試験を合格したエリートであった。そして、卒業した翌年四月、総督府属として総督府財務局金融課の勤務を命じられ、昭和一二年一月、地方理事官に昇進し、曾文郡守となった。そして、その二年後、総督府事務官に命じられ、再び総督府殖産局金融課に復帰し、昭和一七年一〇月、同局金融課長に栄転した。<sup>(79)</sup>

この本島人の高等官任用の事例が示しているように、総督府高等官僚への本島人の登用に端緒を開いたとされる昭和一七年頃以降においても、本島人の総督府官僚への任用は、きわめて稀なことであった。

総督府官僚への本島人登用の厚い壁は、文官試験に合格することとそのためのものである。この内、明治三三

年から開始された台湾総督府文官普通試験は、本島人の受験、すなわち総督府判任官への登用が認められている。ところが、本島人の受験生は、「土語」のかわりに国語を試験科目としたほか、内地人と同じ試験科目を受験していたため、合格者はそれほど多くなかった。

次の第8表は、総督府文官普通試験の本島人の合格者一覧である。この集計が示したように、総督府が、明治四一年五月二〇日から同月二三日までに台北警察官及司獄官練習所内、台南公館で行った総督府文官普通試験において、新竹庁の彭永海、台南庁の郭蔡淵、台中庁の葉清耀、

第8表 総督府文官普通試験中の本島人合格者一覧表  
(単位：人)

年次	合格者	割合(%)	年次	合格者	割合(%)
明治41年	4 (35)	11.42	大正14年	9 (53)	16.98
明治42年	1 (47)	2.11	大正15年	1 (39)	2.56
明治43年	3 (65)	4.61	昭和2年	6 (55)	10.91
明治44年	1 (34)	2.94	昭和3年	13 (63)	20.63
明治45年	0 (40)	0	昭和4年	12 (70)	17.14
大正2年	2 (33)	6.06	昭和5年	5 (64)	7.81
大正3年	1 (21)	4.76	昭和6年	7 (40)	17.50
大正4年	1 (30)	3.33	昭和7年	13 (64)	20.31
大正5年	3 (42)	7.14	昭和8年	11 (65)	16.92
大正6年	4 (51)	7.84	昭和9年	5 (62)	8.06
大正7年	2 (51)	3.92	昭和10年	7 (64)	10.93
大正8年	4 (60)	6.67	昭和11年	8 (62)	12.90
大正9年	1 (53)	1.89	昭和12年	8 (61)	13.11
大正10年	1 (63)	1.59	昭和13年	17 (58)	29.31
大正11年	3 (46)	6.52	昭和14年	17 (65)	26.15
大正12年	9 (62)	14.51	昭和15年	35 (81)	43.21
大正13年	14 (80)	17.50	昭和16年	29 (60)	48.33

出典：台湾総督府『府報』明治41年から昭和16年までの総督府文官普通試験合格者、又は総督府普通試験合格者名簿より集計したものである。

表注：括弧内の数は、その年の総督府文官普通試験又は総督府普通試験合格者の総数である。なお、昭和17年以後から、同『府報』の欠号、又は本島人の改名により、本島人の普通試験合格者の集計不能となった。

台北庁の邱振成の四人が最初の本島人文官普通試験合格者である<sup>(80)</sup>。それ以来、大正一一年までは、本島人の総督府普通文官試験の合格者数は、一回あたり一人から四人の間となり、試験の合格者数に占める割合も多くて7%であり、伸び悩んでいた。だが、大正二二年以降は、本島人の文官普通試験の合格者が九人から一〇人台へ、そして、その総数に占める割合も一〇%から最大四三%余りへ増加した。大正一二年は、ちょうど台湾領有から二五年目にあたり、台湾領有後に生まれた本島人が国語教育を行う国語教習所、又は国語学校等を卒業した頃でもあった。このことが本島人の合格者の急成長を遂げられた背景であると考えられる。

以上のように、本島人の総督府高等文官と普通文官への登用は、全体的に見て、数的にはそれほど多くなかった。本島人にとっては、総督府官僚は、依然として雲の上の遠い存在であった。

一方、台湾の人口比において、内地人は始終少数の存在であった。明治三八年に台湾総督府が行った第一次臨時人口調査によれば、明治三八年現在、台湾における総人口は二九六五二九八人で、その内、本島人は二九〇五九八四人、内地人は五三三一五人であり<sup>(81)</sup>、本島人对内地人の割合は五六対一であった。また、昭和一〇年に行った国勢調査において、本島人と内地人はそれぞれ四八八三四六五人と二七〇六七四人に増加したが<sup>(82)</sup>、その割合は、一八対一と、内地人は、依然として島内の「少数種族」であった。ところが、一七歳から六四歳までの内地男子九一八三四人は、少なくとも五割ぐらいが総督府本府、各部署等に、勅任官、奏任官、判任官、嘱託及び雇員として務めていると考えられる。

結局、島内の「少数種族」である内地人の官僚は、総督府本府、各部署、並びに地方州庁等の要衝を占めていた。かれらは、島内に立法、行政、司法等のすべての公共権力を握る唯一の勢力であった。

## 五 総督府の文官懲戒

### （1）領有初期における総督府官僚の懲戒

明治二九年六月二九日、総督府は、「台湾総督府官吏ノ服務懲戒賞罰八内地規則ニ依リ取扱ノ件」との府議決定を総督府各部署、及び地方県庁に通牒した。その趣旨は、「官吏服務懲戒又ハ賞罰等ニ関スル内地現行ノ諸法令ハ八官吏タル身分若クハ職務ニ伴フモノナル力故ニ特別ノ規定ヲ要セス当然台湾ニ行ハルルモノ」とし、「前項決定ノ上八官制上指揮監督ヲ為スヘキ官吏ノ職權八法令ノ明文ニ拘泥セス相当台湾総督府職員之ヲ行フモノ」と、<sup>(83)</sup> 総督府官吏の懲戒につき内地現行の諸法令を適用することとなった。

おりしもこの時期おける内地の官僚懲戒に関する主な適用法令は、明治九年四月に公布された太政官達第三四号「官吏懲戒例」であった。同懲戒例は、全一〇条からなり、主に官吏懲戒の種類、官吏懲戒の手続きを規定した。その趣旨は次の通りである。<sup>(84)</sup>

第一条 自今私罪ヲ除クノ外八官吏職務上ノ過失八本属長官ニ於テ懲戒ノ有スヘシ

第二条 懲戒ノ法三種トス第一 譴責第二 罰俸第三 免職

第三条 譴責ハ懲戒ノ輕キモノトシテ本属長官ヨリ譴責書ヲ付ス

第四条 罰俸ハ半月ヨリ少カラス三月ヨリ多カラサルノ間俸ヲ奪フ

第五条 懲戒ヲ以テ免職スル者ハ本属長官ノ意見ニ從ヒ其奏任ハ具状奏請シテ之ヲ免シ位記ヲ返上セシム

但懲戒ニ由ルニアラスシテ免職スル者ハ長官旨ヲ諭シ本人ヨリ辭職ノ願ヲ差出サシメ然後ニ免許スヘシ

第六条 諸省長官ハ所属判任官ヲ懲戒ス

第七条 府県委任官八太政大臣之ヲ懲戒ス府県並警視庁判任官八其長官之ヲ懲戒ス

第八条 四等以下ノ判事八司法卿之ヲ懲戒ス府県官判事ヲ兼ル者ノ其所属判任官ニ於ルハ他ノ委任以上府県官ノ叶議ヲ得タル後之ヲ懲戒ス

第九条 府県長官警視長官其所属判任官ヲ懲戒スルニ其譴責ヲ専行スルコトヲ得ルヲ除クノ外其罰俸免職ヲ行フハ便宜処分シテ速ニ内務卿ニ届出ヘシ

府県官判事ヲ兼ル者所属判任官ノ罰俸免職ヲ行フハ便宜処分シテ速ニ司法卿ニ届出ヘシ

第一〇条 其有心故造私罪ニ入ル者ハ職務上ノ罪ト雖モ之ヲ司法官ニ移シ本属長官專ニ処分スルコトヲ得ス職務上ノ過失

同例と後に新たに制定された官吏懲戒令とを比較すれば、同例は、あまりにも簡素であり、かつ懲戒対象について規定も曖昧であった。さらに所属部下に対する懲戒の裁量権は長官に属していた。すなわち、官僚の指揮権と懲戒権は、所属長官に握られたことから、懲戒の公平性等の幾つかの欠陥があることを指摘しなければならない。

ともあれ、この懲戒例が台湾に適用されたことから、台湾総督府における同府所属官僚に対する懲戒権限は、その長官である総督に付与され、その懲戒対象は、「官吏職務上ノ過失」があつたとされる同府判任官であつた。このほか、当時総督府巡査と看守は、雇員とされ、通常、定義される文官官吏に該当しておらず、巡査の懲戒処分の際して、上記の懲戒例を適用することができないため、明治二十八年一月一日、総督府は、「巡査懲戒例」を制定した。さらに翌年八月二十四日、新たに「巡査看守懲罰例」を制定し、その巡査看守に対する懲戒処分の権限は、同じく総督に付与することとなつた。

巡査懲戒に關して、例えば、明治二八年一〇月、田中綱常台北県知事は、樺山資紀総督宛に次のような具申を行っている。<sup>(88)</sup>

台北警第二十一号

巡査懲罰之義二付上申

月俸拾弍円

巡査心得山下正夫

右八明治二十八年十月二日泥酔ノ余リ不都ノ始末本人ノ手続書ニ対シ警部心得土屋東外二名ヨリ意見書ヲ副へ上申候ニ付取調候処事実相違無之此際嚴ニ処罰セサレハ将来一般ノ取締上不都合之義ニ付懲戒ノ為メ相当減俸之御処分相成候様致度書類相副へ此段具申候也

明治二十八年十月四日

台北県知事 田中綱常〔台北県公印〕

台湾総督樺山資紀殿

これは同県巡査心得山下正夫への懲戒に關する具申書である。同具申書に添付した同県庁詰大稻埕部心得土屋東らの意見書によれば、同年一〇月二日、大稻埕詰巡査心得山下は、台北城内の知人と邂逅して、「酒杯ヲ進メラレ歸路二三ノ知友ニ行逢ヒ折能クニ師団長南進ニ就テ送別宴上薩テ琵琶ノ余興アルニ依リ同行セヨト進メラレ候ニ付共々赴キ同席上ニ於テ又酒杯ヲ進メラレ候共得量ヲ度リ、泥酔状態となつた。帰途についた山下は、人力車夫と賃錢を交渉し、トラブルを起こした。さらにたまたま附近を通過した軍属に暴言と暴行を繰り返したあげく、驅

けつけた憲兵隊員に連行された。この事件を受け、総督府は翌日辞令を起案し、山下に対する懲戒を決定した。同辞令書によれば、<sup>(86)</sup>

「欄外注」永久二ノ九号七葉 白浦「朱印」

明治廿八年十月七日發送済

明治廿八年十月五日

警保課

内務部長「朱印」

民政局長「水野遵」花押

文書課長

民第四三二二号

巡查懲罰ノ件

巡查心得十二円俵

山下正夫

右者明治廿八年十月二日酩酊不都合ノ所為アリタルヲ以テ懲罰之義台北県知事ヨリ上申ニ付取調候処監督警部具陳書中泥酔ノ余リ車夫軍夫ニ対シ粗暴ノ所為有之憲兵屯所へ引致セラレ憲兵士官ノ訊問ヲ受ケ云々憲兵申立タル旨記載有之候当該監督者取調上ノ結果ヲ見ルニ泥酔中ノ所為ニシテ故意ニ出タルモノニ無之云々トアリ其事實相成候致ノミナラス本人手續書ノ如キモ漠然其要領ヲ得ス然リト雖トモ泥酔失体ノ所為アリタルハ争フヘカラサル事実ニシテ且憲兵ノ申立ト真実ノ事ト認ヒ致候ニ付官吏懲戒例ニ準拠シ罰俵一ヶ月ヲ科セラレ可然哉

追テ台北県知事上申書中減俸ノ処分申出相成候当官吏懲戒例中減 俸ノ定メ無之ニ付本案ノ通取調候

案

巡查心得 山下正夫

右明治廿八年十月二日酩酊粗暴ノ所為ヲ為シ憲兵屯所へ引致セラレタルハ職務上不都合ニ付罰俸一ヶ月分ヲ科ス

年 月 日

民政局長水野遵

と、山下巡查心得に対し罰俸一ヶ月分を科することを決定した。もとより、総督府事務官、参事官、府内、及び各部署の局長、課長、総督府警部、及び法院判官らという高等文官の免官または懲戒処分について、総督府は、その処分決定権を持っておらず、その懲戒案件を内閣に上申しなければならない。上記の懲戒令が示したように、総督府は、雇員、巡查、電信書記、教諭、属という判任文官に対する免官、罰俸といったいわゆる懲戒権を握っていた。ここに、領有初期において、総督府が所属官吏に対し行った懲戒案件を集計すれば、次の第9表が示した通りである。ここに、この間では、総督府は、所属判任文官に対する懲戒案件の中では、たとえば、明治三二年中、あわせて九六件あった。このうち、総督府は、総督府郵便電信書記に対する懲戒案件が多いことがわかる。いうまでもなく、これは、郵便電信書記がその「事務ハ特別ノ技術ニ属シ且他ノ事務ニ比シ幾層煩雜ナル為メ自ラ錯誤ヲ生シ易キニ依ルモノ」<sup>(87)</sup>からであるが、総督府属、書記官という総督府行政官僚に対する懲戒が少なかったとも言えよう。ところが、これは、総督府に所属していた判任文官の多くは、忠実に職務を遂行し、懲戒すべくところがないわ



けではない。記述の  
よ様に、明治三〇年  
頃、総督府法院が摘  
発した民政局財政部  
通信部、地方弁務署  
等に所属していた官  
僚の不正、腐敗、恐  
喝取財等の不祥事が  
示したように、この  
時期において、総督  
府所属の官僚の一部  
は、決して懲戒すべ  
くところがないわけ  
ではなく、所属官吏  
に対する監督不行届  
ひいては所属官吏の  
不正、腐敗に対して  
あまり糾弾をしなかつ

第9表 領有初期総督府官吏懲戒集計一覧  
(明治28年～明治31年)

年次	免官・免職	罰俸	譴責	その他	小計
～ 明治29年	雇員1人	雇員1人 警部心得1人 巡查心得6人		呵責5人 (巡查心得)	14人
明治30年	巡查1人 電信書記2人 教諭1人 事務官3人 判官4人	電信書記2人 典獄1人 事務官2人 雇員1人	雇員5人 電信書記31人 知事1人 属1人 事務官3人 典獄1人 検察官2人 巡查1人 弁務署長1人	(注1) 誠告7人 訓誡2人 訓諭2人 警告1人 処分免除3人	81人
明治31年	警部1人 判官2人	警部1人 看守長3人 電信書記2人 教諭1人	典獄看守長3人 電信書記3人 事務官1人 府属1人 弁務署長1人 雇員1人	(注2) 誠告3人 注意1人 訓誡2人	26人
合計	15人	21人	59人	26人	121人

出典：台湾国史館台湾文献館蔵『台湾総督府公文類纂』（明治28年から明治31年まで）、台湾総督府民政部『台湾総督府民政成蹟提要』（明治29年度～明治30年度）による集計。

表注(1)：諭告7人は電信書記5人、典獄1人及び知事1人。訓誡2人は電信書記。訓諭2人は電信書記。警告1人は電信書記。処分免除3人に支庁長1人と事務官2人。

表注(2)：誠告3人は警部、注意1人は典獄、訓誡2人は弁務署長と税関長。

たというだけである。

結局、領有初期において、総督府は、所属官僚の腐敗、不正行為に対し、あまりにも懲戒処分をせず、却ってこの総督府官僚の腐敗を過激な摘発をした総督府法院に対し、不平不満を漏らし、さらなる行政司法の軋轢を加速させたのではなからうかと考えられる。

(2) 「文官懲戒令」の発布と総督府文官普通懲戒委員会の発足

明治三二年、内地と総督府にとつては、文官制度上における画期的な時期を迎えた。同年三月、当局は、それまで、それぞれ施行されていた文官任用、服務、規律、懲戒法令等を整理し、新たに「文官任用令」、「文官分限令」、及び「文官懲戒令」を制定した。新たに施行された「文官任用令」は、改めて文官官僚を親任官、勅任官、委任官、及び判任官に分け、さらに親任官を除く勅任官、委任官といった高等文官への任用に一定の任官資格が必要であることを規定した。これにより、総督府の文官中、総督、総務長官、各部局長、課長、技師、学校教授、校長、地方県庁知事、庁長、警部長、警部、警部補等が高等官とされ、技手、通訳生、属等が判任官とされた。この法律上に認められた総督府文官官僚のほか、総督府囑託、雇員、傭人、巡査と巡査補は依然として、その文官官僚の定義外に置かれていた。

「文官懲戒令」は、上記の法律上に認められた文官を対象とし、中央に文官高等懲戒委員会、中央省庁、地方府県及び総督府等に、文官普通懲戒委員会を設け、所轄範囲内の判任文官懲戒案件を審議することになった。このほか、総督府は、「文官懲戒令」の対象外とされた判官、巡査と巡査補、囑託及び雇員について、それぞれ懲戒法令を制定した。法院判官について、総督府は、明治三一年七月、律令第一八号を以て「法院判官懲戒令」を発布し、総督府法院判官が「職務上ノ義務ニ違背シタルトキ又ハ官職上ノ威信ヲ失フヘキ所為」<sup>85</sup>に対し、総督府法院内判官

から構成する総督府法院判官懲戒委員会より審議することとなった。総督府巡査の懲戒に関する法令は、改廃を繰り返した。もともと総督府は、明治二八年一〇月一八日、「巡査懲罰令」を制定した。しかし、翌年八月、総督府が制定した「巡査看守懲罰例」に取って代わった。続いて明治三七年五月、総督府は、改めて「巡査巡査補懲罰内規」を制定し、巡査懲罰権限が本属長官に移行することになった。進んで、明治四〇年四月、中央政府が「官吏待遇者ノ懲戒ニ関スル件」を公布したのに伴い、総督府は、再び巡査懲戒令を改正し、新たに「巡査巡査補及判任官待遇監獄職員懲戒規程」を公布した。このほか、総督府は、雇員と汽船職員に対し、それぞれ懲戒令を制定した。

さて、明治三二年三月、かかる内外地にわたる深刻な官吏腐敗と不正に鑑み、政府は、「文官懲戒令」を制定した。同懲戒令は、三五条からなり、文官が懲戒される懲戒類別、手続き、及び文官懲戒委員会の設置に関しては、明治九年の「官吏懲戒例」より遙かに充実した。このなかにおいて、文官官僚は「親任式ヲ以テ叙任スル官及法令ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外官吏八本令ニ依ルニ非サレハ懲戒ヲ受クルコトナシ」とし、文官官吏の身分を保証した上、文官官僚は、「職務上ノ義務ニ違背シ又ハ職務ヲ怠リタルトキ」、「職務ノ内外ヲ問ハス官職上ノ威厳又ハ信用ヲ失フヘキ所為アリタルトキ」、懲戒対象になるとした。また、従来の免職、罰俸、譴責との懲戒処分を免官、減俸、譴責と改正した。<sup>(90)</sup>

この文官懲戒令の大規模な改正に伴い、同年、台湾総督府は、本府、各地方県庁にそれぞれ文官普通懲戒委員会を設けた。この文官懲戒委員会は、次のようなメンバーからなる。<sup>(91)</sup>

台湾総督府文官普通懲戒委員会

委員長：児玉源太郎(台湾総督)

委員：石塚英蔵(総督府参事官長)

大島久満次(総督府参事官)

中山成太郎(総督府参事官)

小野政治(総督府陸軍幕僚副官)

北川信従(台北地方法院検察局検察官長)

秘書官：大島富士太郎(総督府参事官)

地方県庁

台北県文官普通懲戒委員会

委員長：村上義雄(同県知事)

委員：竹島慶四郎(同県書記官)

西美波(同県警部長)

山名金明(同県税務官)

筒井明倫(同県典獄)

台中県文官普通懲戒委員会

委員長：木下周一(同県知事)

委員：渡辺長謙(同県書記官)

高橋徳三郎 (同県稅務官)

高屋常三郎 (同県典獄)

書記長：松下敏雄 (同県知事官房秘書掛長)

台南県文官普通懲戒委員会：(不明)

宜蘭庁文官普通懲戒委員会

委員長：西郷菊次郎 (同庁長)

委員：木村大介 (同庁書記官)

堀俊明 (同庁警部長)

台東庁文官普通懲戒委員会：(不明)

澎湖庁文官普通懲戒委員会：(不明)

因みに、總督府本府に設けられた文官普通懲戒委員長は、後に同府民政長官、それから總務局長へ権限を委任したが、その委員会の委員は、警務局長、通信局長、内務局長、秘書官、參事官、各官署の事務官等の總督府主要高等官僚から構成された。一方、總督府地方庁に置かれた文官普通懲戒委員会は、地方官制改正により、庁体制、それから州庁体制に改められたが、その委員長、及び委員は、本府と同様に同部署内の高等文官より構成された。

この文官懲戒に関する法令が改正される中、最も大きな変化を遂げたのは、文官に対する懲戒の手続きにほかならない。明治三四年六月、總督府は、大島久満巴を文官普通懲戒委員長代理とする文官普通懲戒委員会を開いた。審査の対象は、職務の不都合により免職処分とされた元台南県巡查小林彦次郎であった。小林は、台南県で免職処

分を受けた後、文官懲戒令により一旦免職処分された官吏が免職辞令日から起算し二年間官職に就いてはいけないう規定を知りながら、その免職処分を故意に隠蔽し鳳山庁に職を求め、属として任じられていた。小林が鳳山庁に勤務する属でありながら、職歴詐称が台南県に拘わっているため、鳳山庁は、本人の手続書を添付したうえで、同氏に対する懲戒上申書を総督府文官普通懲戒委員会に具申した。これに応じ、同年六月六日、総督府文官普通懲戒委員会が開かれ、小林に対する不正を審議することになった。この日、同府文官普通懲戒委員長である後藤民政長官が上京中なので、同職務を代理する総督府警察本署長大島が、同委員会に出席した。大島委員長代理のほか、総督府事務官持地六三郎、大津麟平らも出席した。この席上において、同委員会は、小林本人の手続書と鳳山庁上申書、及び総督府の要求書に基づき、小林の「所為八文官懲戒令第二条第二号該当スルモノタルヲ認め依テ同令第三条二適用」されるとし、小林に対し、免官処分との決議をなした。翌日、総督府秘書課は、同委員会の決議に基づき、鳳山庁属小林に対し、「文官懲戒令ニ依リ本官ヲ免ス」との辞令書を起案し、懲戒処分が行われた。<sup>92</sup>

このように、総督府判任官の懲戒手続きの流れは、過失を犯した官僚本人より手続書、「始末書」または「待罪書」の提出を求める。これに基づき、その官僚を直接指揮監督する長官が、調書を起案し、官僚人事を管掌する総督府人事課または秘書課、あるいは庁人事掛に具申する。さらに庁人事掛、または総督府人事課は、懲戒法令に照合し、譴責すべし案件であれば、懲戒委員会長の問を経て、譴責または誠告辞令書を起案し、発令する。免官、免職又は減俸に該当する案件について、庁人事掛、または総督府人事課は、上記の書類と自ら起案した懲戒要求書を添付し、その文官普通懲戒委員会宛に具申し、官僚の懲戒審議を求める。これを受理した文官普通懲戒委員会は、審議会を開き、懲戒決議案をまとめ、庁人事掛、または総督府人事課へ回付する。庁人事掛、または総督府人事課は、懲戒辞令案を起案し、本人に辞令交付をし、さらに『庁報』又は『府報』に掲載することになる。

いずれにしても、領有初期における総督府文官官僚の懲戒に比べれば、「文官懲戒令」が施行されることに伴い、総督府文官懲戒委員は、所属文官官僚に対する懲戒の手續において、慎重になった。

(3) 総督府文官懲戒の公表 総督府からの抵抗

一方で、総督府は、所属文官に対する懲戒基準を時期に応じて幾つか変更したため、その懲戒種目、官僚懲戒件数、及びその人数に大きな変動をもたらした。明治三年から、「文官懲戒令」が総督府に施行して以来、総督府が取り扱った総督府文官官僚への懲戒件数をあげると、次の第10表の通りである。

この表に示されているように、総督府が行った所属官僚懲戒は、懲戒された官僚数から大まかに三段階に分けられる。その区分は、明治三二年、「文官懲戒令」が施行されてから明治四五年までを第一段階、大正元年から昭和三年ごろまでを第二段階、昭和三年ごろから総督府解体まで第三段階とすることができよう。このうち、第一段階において、総督府は、毎年度四〇人余りの同府官僚を懲戒した。このなかで、総督府の官僚懲戒のピークと言える明治三四年から明治四一年までの間に、総督府が官僚の過失・職務怠慢・威信失墜行為に対し懲戒処分とした者は、一〇〇人以上にもなっており、特にその官僚の威信失墜を招いたとして懲戒された者は明治三六年から明治四〇年までの間に、それぞれ一三人、二人、二人、四六人、一三人であったことが分かる。これは、同時期における総督府官僚がどれほど官僚の服務規律違反をしていたかという深刻さが伺える傍ら、総督府が服務規律を違反した所属官僚に対する懲戒の厳しさも伺えよう。たとえば、大正一四年一月、総督府は、府令第二号を以て、大正一〇年四月に施行された「台湾総督府巡查判待遇監獄職員、判任待遇街庄長区長及区書記懲戒規程」を改正した。そのなかで、総督府は、判任官とする巡查、判任官待遇とする監獄職員、及び街庄長区長らに対する懲戒において、従来

の減俸額の一箇月以上一〇箇月以下、且つその月俸百分の三〇以内から、「一箇月以上五箇月以下月俸百分ノ三十

第10表 総督府文官官僚懲戒一覧統計表 明治32年～昭和17年

年次	件数	種 類			事 由					訓 戒	不問・免除	
		免官・免職	減俸	譴責	過失	怠慢	威信失墜	監督怠慢	義務違反			職務放棄
明治32年	96	8	3	85								
明治33年	79	1	1	77								
明治34年	124	5	8	111								
明治35年	171	16	13	142							訓戒53	
明治36年	174	9	10	155	132	29	13				訓戒59	
明治37年	200	11	25	164	141	38	21				訓戒100	
明治38年	107	11	12	84	70	16	21				訓戒95	
明治39年	125	6	40	79	48	31	46				訓戒97	
明治40年	160	52	37	71	40	50	13	8	49		訓戒56	
明治41年	110	4	45	62	25	36	3	18			訓戒46	
明治42年	88		30	58	13	35	3	21	16		訓戒37	
明治43年	99	6	28	65	25	31	10		10		訓戒58	
明治44年	107	7	10	90	23	49		20	9		訓戒82	
明治45年大正1年	84	4	14	66	10	46		15	13		訓戒85	22
大正2年	98	5	6	87	9	69		10	12		訓戒99	74
大正3年	143	3	27	113	9	94	6	21	13		訓戒100	10
大正4年	62	3	4	55		46		9	7		訓戒103	62
大正5年	91	3	14	74		31	8	35	17		訓戒96	44
大正6年	96	2	12	82		36	5	40	15		訓戒181	14
大正7年	76	2	8	88		20	2	43	11		訓戒182	10
大正8年	81	2	9	70		17	1	42	21		訓戒146	7
大正9年	84	9	14	61		42	1	28	13		訓戒66	7
大正10年	73	4	14	37		53		12	8		訓戒34	6
大正11年	23		2	21		9		14			訓戒24	6
大正12年	45	2	5	38		27		17	1		訓戒15	9
大正13年	16		3	13		14			2		訓戒12	27
大正14年	23	1	15	7		22				1	訓戒3	
大正15年昭和1年	9		7	2		9					訓戒5	3
昭和2年	4		4			4					訓戒2	12
昭和3年	6		3	3							訓戒4	7
昭和4年												
昭和5年	14	1	8	5							訓戒7	
昭和6年	12		9	3							訓戒3	
昭和7年	11		4	7							訓戒7	
昭和8年	7		4	3							訓戒5	
昭和9年	17		4	13							訓戒3	
昭和10年	6		3	3							訓戒24	
昭和11年	12		2	10							訓戒6	
昭和12年	8		4	4							訓戒17	
昭和13年	6		3	3							訓戒24	
昭和14年	18	1	9	8							訓戒19	
昭和15年	9	3	1	5							訓戒3	
昭和16年	3		3								訓戒2	
昭和17年	7			7							訓戒5	

表注： 本表は台湾総督府編各年度『台湾総督府事務成績提要』（台湾成文出版社 1985年復刻）により作成する。本表中の官吏懲戒件数はいずれも総督府が取り扱う本府及び所属部署の判任官への懲戒統計であったため、各地方県庁（後州庁）文官普通懲戒委員会が行われた官吏懲戒統計は本表中に集計されなかった。



以内」に変更した。この改正の最大の原因は、「従来の規程は減俸は最大限俸給三箇月分に相当し甚だ高率に失する傾あり内地及朝鮮の例を見るも何れも一箇月分に過ぎず」とされたことによる。明治期における総督府官僚の服務規律違反に対する懲戒の厳しさを伺わせる。

ところが、官僚懲戒の第二段階とされる大正元年から昭和三年までの間は、第一四表が示したように、明治期における総督府官僚の懲戒数よりやや下落し、さらに懲戒案件中、最も統治問題にかかわる官僚威信失墜問題による懲戒件数は、明らかに減少する傾向が見える。もちろん、官僚の威信失墜による懲戒件数が減少したものの、同時期における官僚懲戒数の減少背景は、この間、明治天皇・大正天皇の御逝去と新天皇の御即位大典によって、官僚服務規律に違反した官僚が懲戒を免除され、または不問とされたからとも考えられる。

おりしも中央政府は、明治天皇・大正天皇の御逝去と大正天皇と昭和天皇の御即位大典を控え、それぞれ大正元年一〇月、大正四年一月、大正一三年一月、昭和二年二月と翌年一月と五回にわたり官吏または官吏待遇者の服務規律の違反行為に対し、懲戒または懲罰の処分を「将来二向テ其ノ懲戒又ハ懲罰ヲ免除ス未ダ処分ヲ受ケザル者ニ対シテハ懲戒又ハ懲罰ヲ行ハズ」と、服務規律に違反した官僚に対し、その懲戒または懲罰を免除することとなった。これに基づき、総督府は、それぞれ服務規律に違反した総督府官吏の懲戒または懲罰を免除し、または不問とした。このため、同時期に総督府文官の懲戒件数は、減少したものの、實際上免除または不問とされた官僚の懲戒件数を合わせると、第一段階とされる明治三二年から明治四五年にかけての官僚懲戒件数と余り変わらなかつたと考えられる。

以上のように、この時期は、前時期と同じく、総督府官僚が官吏服務の規律違反を犯すという深刻な状況を示したが、住民からの信頼、乃至統治の根幹に係わる威信失墜案件が減少し、官僚自身の勤務意識向上が目立っていた

ことが明らかになっている。

一方、総督府は、義務化された同府官僚の懲戒辞令案の公表に積極的ではなかった。明治三二年、「文官懲戒令」が施行された同年一月、内務大臣秘書官は、総督府宛に、「文官懲戒令」により同府文官普通懲戒委員会が決議をした文官懲戒辞令案を総督府及び庁の刊行物に公表すべしとの通牒を發した。<sup>95</sup>つまり、内務省は、台湾総督府文官普通懲戒委員会が議決した文官懲戒辞令案の公表を求め、これに基づき、同年二月四日、総督府は、後藤民政長官の名で各庁長宛に次のように通牒を發した。<sup>96</sup>

高等官ノ懲戒処分八自今総テ官報ニ掲載シ其高等懲戒委員会ノ決議ヲ経タルモノハ決議書ノ全文ヲ官庁事項内  
へ掲載スヘキコトニ相成間貴庁判任官ノ懲戒処分ニ就テモ本文ニ準シ(貴庁公報ヲ登載スヘキ機関(府県報ノ  
類)へ便宜掲載相成可然ト存候此段及通牒候也

中央文官高等懲戒委員会により行つた台湾総督府高等文官への懲戒辞令案、総督府文官普通懲戒委員会により審議した所属官僚の懲戒辞令案を台湾総督府の『府報』に、各庁文官普通懲戒委員会が議決された文官懲戒辞令案を各庁の『庁報』に公表することを決定した。

ところが、官吏の懲戒を公表すべき旨を通牒した総督府が府内の官吏懲戒案件について、総督府の『府報』に初めて掲載したのは、明治三五年四月であつた。<sup>97</sup>そして、総督府『府報』は、台湾総督府文官普通懲戒委員会が議決した官吏懲戒の案件全案をそのまま『府報』に掲載しなかつた。たとえば、明治三八年三月、総督府民政部が作成した明治三六年度分の『台湾総督府民政事務成績提要』によれば、同年度において、総督府は、「文官懲戒令」に

違反した総督府官僚に対し、九人を免官・免職し、一〇人を減俸処分とし、一五五人を譴責し、合わせて一七四人を懲戒処分とした。このうち、「過失二因ルモノ」が三三人、「懈怠二因ルモノ」が二九人、「不行跡二因ルモノ」が一三人となる<sup>(98)</sup>。しかし、明治三六年度に発行された台湾総督府『府報』をみると、同年の台湾総督府『府報』には、「文官懲戒令」に違反した総督府文官官僚に対し懲戒した案件は、免官又は免職が二人、譴責が一八人、減俸が六人の合わせて二六人しか掲載されていなかった<sup>(99)</sup>。つまり、総督府『府報』は、同年度における総督府の官僚懲戒案件の総数の六分の一しか公表していないことになる。総督府の所属官僚の懲戒案件を『府報』掲載することに対しての消極的な姿勢を垣間見ることができよう。

このうち、台湾総督府は、大正五年一〇月九日、各官衙長官宛に「近來新聞雜誌等ニ於テ官吏ニ対シ賄賂收受等ノ非行ヲ以テ誹毀ノ言説ヲ為スモノ有之候処本ト官吏ノ名譽八当人一箇ノモノニ無之政府ノ威信ニ係リ忽諸ニ附スヘカラサルモノニ候ヘ八若シ無実ノ事ヲ以テ名譽ヲ毀損セラレタリト認ムル時八之力恢復擁護ノ手段ヲ講スヘキ八当然ノ義ニシテ法律亦其ノ規定アル次第ニ有之候ニ付此ノ義爾今一層御留意ノ上本府ノ名譽ニ苟モ缺クル所ナキ様仮借ナク威信ノ保持ニ力メラルル様致度尚貴部下ニ対シテモ同様御諭旨相成度右依命申進ム」と通牒を発し<sup>(100)</sup>、続いて、翌年四月九日、総督府は、各官衙長官宛に、

#### 職員ノ懲戒処分中府報ニ掲載セサル事項

##### 一 判任官ノ譴責

- 二 左記各号ノ一二議論スル場合ニ於ケル高等官ノ譴責並高等官及判任官ノ減俸免官ニ対スル懲戒委員会ノ決議文

- 一 犯罪即決違法処分ニ関スル懲戒事件
- 二 官職上ノ威厳又ハ信用ヲ失フヘキ所為ニ対スル懲戒処分ニシテ外部ニ発露スルトキハ将来職務執行上阻害ヲ来スノ虞アル場合
- 三 前項ノ外必要ト認ムル場合但シ其都度決定ヲ仰ク

との通牒を発し、文官官僚の懲戒案件の『府報』掲載への制限が設定された。このように、本来、官僚自身の服務規律遵守と住民らに対し官僚の清廉をアピールする目的を有する懲戒辞令案を『府報』に掲載することに対して、総督府が始終「拒絶反応」または抵抗的な姿勢をとっていることが浮き彫りにされた。

### 第三節 総督府文官官僚の生活の諸相

#### 一 総督府文官官僚の特典

##### （一）台北市内の官舎街

かつて明治二八年六月、渡台をし台南県等の勤務を経て、台北市内に老後生活を送った熊本県出身の村崎長昶は、その「五十年前の色彩」において、<sup>18)</sup>

(前略)

「台北」城内は艋舺(万華)大稻埕に比し最も新しく開けた町で、まづ城内の西の一角に官衙を設け、それに連接して半強制的に商家を建築させたので、当時はまだなかなか揃はぬ場所が多く北門通り今の京町筋が少々繁華な通りで数軒の西洋雑貨店が既に店を開いて居たが、其他は各街共軒並み戸を締めた儘住民はまだ帰つて来ず、見たところ住宅と売淫屋が多く店舗らしき構へは極く少なかった。

(中略)

此の時分、石坊街(今の栄町一丁目)から府後街(今の表町)へ行くには田圃の畦道を通らねばならぬ、夜などは到底歩けなかつた。城門を出ると南門外東門外すべて水田で農家がちらほら見える位である。北門外は停車場と僅かの家屋で大稻埕と連絡する迄で、北門町から北は皆水田である

と、当時の台北城周辺の状況を述懐していた。穏やかで、それほど大きくはない町に、急遽、数多くの総督府官吏、内地の商売人が押し寄せ、充分な食料品の調達はおろか、最低限の住まいさえも確保し難い状況が想像されよう。当時、単身赴任をした「高等官待遇者のみは兎に角屋内に、判任官待遇以下は皆野外に天幕を張つて其の中に起臥するといふことになつた」<sup>⑧</sup>。高等官が宿泊した屋敷と言っても、せいぜい「土塊作りの建物で、飽もかけぬ福州材の床の上に北投莫産を敷いて並んで寝て居られた」<sup>⑨</sup>。台北周辺の治安がだいぶ回復したことによつて、総督府所属の官吏は、ようやく台北城内に借りた民家を集団官舎にして、官等別に部屋を割り当てられた。それにしても総督府は、民政局長水野が一人用部屋を確保できたが、同じ勅任官であつた高野台湾総督府高等法院長が総督府財務部長山口宗義と同じ部屋に割り当てられるほど総督府官吏の宿舎は不足していた。このうち、台北県知事に命じられ

た橋口文蔵は、赴任当初、台北城内の「支那風官衙の一部」を知事官邸とし、「修理シタルモノニシテ、十畳二七畳ノ二間アルノミ。其側ニ瓦ヲ舗キタル応接所、其先キ二下女、下男ノ部屋ト台所トアリ」、橋口一家が「狭隘ナル二間中ニ令夫人及多数ノ令子女ト共ニ起臥シ、炎熱ノ候ナド八随分堪へ難カリシ」状態であつた。

このため、明治二九年一月一四日、総督府は、台湾事務局に「総督府官舎新築ノ件」を具申し、官舎の新築計画を立て、さらに翌年四月一四日、「警察庁舎及宿舍建築ノ標準」を制定し、総督府高等官、判任官、及び警察官官舎の建設に取りかかつた。進んで、この官舎建設は、文官官僚の急激な増員に対して、遅れている事実に鑑み、総督府は、明治四〇年六月、訓令第一一八号を以て官僚の「宿舍料支給額標準規程」を制定し、宿舍料を支給することになつた。同標準規定によれば、<sup>(17)</sup>

奏任官三等乃至五等

旧慣調査会委員

月俸又八月手当二百円以上ノ嘱託員

月額四十円以内

奏任官六等乃至七等

月俸又八月手当百五十円以上ノ嘱託員

月額三十五円以内

奏任官八等

旧慣調査会補助委員百円以上ノ者

月俸又八月手当百円以上ノ嘱託員及雇員

月額三十円以内

判任官二級俸以上

旧慣調査会補助委員百円未滿ノ者

旧慣調査会書記及通訳月額八十円以上

月額二十五円以内

判任官五級俸以上

旧慣調査会書記及通訳月額五十円以上

月額二十円以内

判任官七級俸以上

旧慣調査会書記及通訳月額四十円以上

月額十五円以内

判任官三十円未滿

旧慣調査会書記及通訳月額四十円未滿

月額十円以内

判任官俸給令ニ依ラサル判任官ニ宿舍料支給ノ要アルトキ八前各項ノ標準ニ準拠シ支給スルコトヲ得

本令ニ定ムル以外ノ事項ニ関シテ八明治三十八年七月訓令第七九号嘱託員雇員及傭員宿舍料支給規程ヲ準用ス

と、総督府は、官舎の入居が困難であるため、官等は、判任官以上、または月手当は百円以上の嘱託員雇員等を対象とし、宿舍料補助額標準を設定し、宿舍料を支給することになった。この宿舍料支給規程は、明治四三年と大正九年、二回の改正を重ね、宿舍料補助の対象が勅任官から日給七〇銭未満の雇員、及び事務嘱託員にまで拡大した。

一方、総督府が大規模な官舎と庁舎を建設したのは、明治三二年、児玉総督と後藤民政長官が就任してからのことであつた。明治三一年三月、総督府民政局長として赴任した後藤は、赴任してまもなく、台湾鉄道、築港、土地調査の三大事業、並びに給水事業、監獄署改築、官舎建築の二附帯事業、総額六千万円の台湾事業公債法案を起案し、<sup>(10)</sup>政府に上申した。政府は、台湾事業公債法案を政府議案として、同年一月七日、開会された第一三回帝国議會に提出した。開会された同日、台湾公債法案の第一読会において、後藤民政長官は、政府委員として列席し、その席上において議員の質問に応じ、官舎修築理由を明かした。その趣旨は、次のとおりである。<sup>(11)</sup>

(前略)

民間ノ人ハ不十分ナ家ニ這入ツテ居ル、是ハ義務ヲ負ツテ往クノデナク、自分ノ志望ヲ持ツテ行クノデアルカラ、明日去ラウトモ、明後日去サウトモ、随意ナモノデアリマスガ、政府ノ役人ハ、成ルベク永住サセネバナラヌト云フコトガアルカラ、家ハ十分ニシテ遣ラネバナラヌ、元ト其処ニハ大イナル違ヒガアルノミナラズ、此一輩帯水ヲ隔テテアル所ノ彼ノ植民地ヲ見テモ、政府ハ役人ヤ何カニハ、随分「コンゴタイプル」ノ装置ヲシテ皆与ヘテアル(中略)兎ニ角彼処ニ於テハ、官宅ハ健康ヲ保ツニ適當ナダケノコトヲシテ遣ツテ、サウシテ總テノ快樂ヲ殺イデアル地方アリマスカラ、良イ家デモ貸シテ、安心シテ居ラレルヤウニシテ遣ラネバナラヌ



いうまでもなく領有初期において、台湾の風土病と地方病に苦しめられた総督府官僚は、台湾での定住より、生計のため一時渡台する思いを持っていたものが少なくない。ここに、後藤民政長官が明かにしたように、この時期において、総督府は、総督府官僚に内地より高い待遇を与えるほか、内地人児童向けの尋常小学校と官舎を建設し、総督府官僚の台湾における安住環境を作ろうとした。ちなみにこの法案は、議会においての議決を経て、明治三二年三月に公布された。これに基づき、総督府は、同年四月に起工式を行い、まずは総督官邸の修築に取り掛かった。総督官邸は、明治三三年に落成する予定であったが、「天候其他種々ノ障害ニ遭ヒ為ニ予定ノ通り本年度内工事ノ竣成ヲ見ル能ハスシテ」として、<sup>(10)</sup> 明治三四年九月二六日にようやく竣工した。続いて、総督府民政長官の官舎をはじめ、台北地方法院長官舎・同檢察官長官舎・総督府民政部丁官舎と丙官舎・塩務局官舎・総督秘書官官邸・宜蘭庁・苗栗庁・新竹庁・斗六庁等の庁舎を次々に竣工させ移転式を行った。

明治四〇年五月二七日、総督府は、五万円の高額な懸賞金で、総督府庁舎設計図をコンペし、新庁舎を修築することにした。<sup>(11)</sup> 明治四二年四月三〇日、辰野金吾・伊東忠太・野村一郎・妻木頼黄などの建築家からなる総督府庁舎審査委員会は、二八名の応募作品から鈴木吉兵・長野宇平治・片岡安・森山松之助・松井清足・桜井小太郎・福井房一らの七名の作品を選させたが、一等の当選者がなかったため、二等に長野、三等に片岡を当選させた。また、総督府新庁舎の工事主任に任じられた森山技師は、長野の設計図面をベースにし、総督府庁舎の象徴とする中央の塔を六〇メートルまで高め、伝統的な辰野式(フリー・クラシック)の赤煉瓦造の建築設計図を調製した。明治四五年六月一日、総督府は、この長野と森山の設計図に基づき、地鎮祭を行い、<sup>(12)</sup> 大正二年、総督府新庁舎を着工した。総督府庁舎は、「大正七年度に完成と同時に移転する筈で、当初五箇年継続事業、工費二百五十万円の予定であつ

たが、両次の繰延と共に総工費二百七十五万八千三百七十円を要し、総建坪二千百余坪の五層楼天を摩し<sup>(10)</sup>、大正九年一月に竣工した。延べ九年もかけ、総工費が二八〇万円もかかった総督府新庁舎は、外観から西洋ルネサンス式の建築風と和風を生かしながら、四角形と三角形の破風様式と高さ六〇メートルもある中央の尖塔の構造となる。総督府庁舎は、総督の執務室のほか、総督官房室、内務局、文教局、財務局、殖産局及び警務局の執務室等があり、部屋総数が一五二、職員数一五〇〇名あまりが収納できる大庁舎である。当時の台湾において、日本を表す象徴的な建築であった。

## (2) 総督府文官服制

明治二九年七月三〇日、総督府は、総督府事務官杉村濬を総督府文官服制調査委員長とし、同府事務官遠藤剛太郎・木村匡・木下新三郎・平野貞次郎・高橋虎太を文官服制調査会委員とし、総督府文官服制の調査を開始した<sup>(11)</sup>。明治三十一年、総督府は、同調査委員会の報告に基づき、「台湾総督府文官服制」を起案し、総督を始め、総督府高等文官、判任官の制服着用と制服様式を規定した。同服制の規定によれば、総督府文官官僚は、その官等に応じ、その制服が地質、生地、肩章様式、佩剣、劔帯、劔緒、及び外套等の地質、製式までが細かく規定された<sup>(12)</sup>。こうした結果、台湾総督府では、警察官と行政官、総督府税関職員、総督府法院判官、検察官、及び書記官は、制服の着用が義務とされた。

さて、総督府文官服制の制定理由は、明治三十三年、総督府が編纂した『台湾総督府民政部成績提要』によれば、次のようであった<sup>(13)</sup>。

(前略)

抑官吏タルモノ平生ニ於テ其ノ威嚴ヲ保ツニアラスンハ何ヲ以テカクク職務ニ忠実ニシテ庶民ノ信賴ヲ得ンヤ去レハ其制服ヲ定メ平素ニ於テ省ルトコロアラシムルモノ亦以テ威嚴ヲ保持シ信賴ヲ得ル方法ノ一タラスンハアラス殊ニ本島ノ如キ清国政府ノ時代ニ於テ夙ニ服制ノ設アリテ大ニ庶民ト異ナラシム然ルニ一旦帝国ノ領土ニ歸スルヤ一般文官ニ服制ノ設定ナキヲ以テ為ニ住民ハ官吏タルノ標識トシテ認ムヘイモノナク官民ノ区分明確ナラス随テ奸結ノ徒ハ切リニ官吏ト詐稱シテ良民ヲ欺クモノ往々ニシテ少ナシトナサス於是此等ノ弊ヲ防キ兼テ官吏ノ分階ヲ明了ナラシメ住民ヲシテ益官吏ノ尊重スヘキヲ知ラシムルト同時ニ官吏ニ於テモ亦平生ニ於テ其威容ヲ保持セシメント欲スルニアリ

つまり、台湾総督府は、総督府文官官僚の制服着用を通じ、威嚴の保持、官民の区分、官吏間の階級の可視化、住民からの尊重を求めようとした。総督府文官制服は、の官僚間の階級の見分けをするためという、官僚内部の厳しい階級意識を維持させるほか、は、住民との区分を明確化しようとしたものであった。つまり、総督府が求めた総督府行政官・警察官・司法官の制服の着用によって、総督府官僚と住民、さらには支配者と被支配者という階級構造に区分されることになった。

また、この総督府文官官僚の制服の着用が義務化されることに伴い、翌年四月三〇日、総督府は、「台湾総督府文官礼式」を制定した。その趣旨は、次の通りである。<sup>(10)</sup>

第一条 此礼式ニ於テ台湾総督府文官ト称スルハ台湾総督府高等文官判任文官ヲ謂ヒ上官ト称スルハ勅任官、奏任官及判任官ニ區別シタル階級ノ上ナルモノヲ謂フ

第二条 台湾総督府文官ニシテ制服ヲ着用シタル者ハ此礼式ニ依リ上官ニ対シテハ敬礼ヲ行ヒ上官ハ之ニ答礼シ同班者ハ互ニ敬礼ヲ交換スヘシ

第三条 敬礼ヲ分テ室内敬礼及室外敬礼ノ二トス

第四条 室内ノ敬礼ハ敬スヘキ人ニ対シテ正面シ姿勢ヲ正シ左右ノ手ヲ垂下シ其眼ニ注目シテ体ノ上部ヲ少シク前ニ傾ク若シ帽ヲ持ツトキハ右手ニシ其前庇ヲ摘ミ之ヲ垂直ニ提ケ帽ノ内部ヲ内股ニ対セシム刀ヲ佩フルトキハ柄ヲ後ニシ両環ノ間ヲ握ル

第五条 上官ノ居室ニ入ルトキハ其席ヲ離ルルコト五六歩ノ所ニ於テ敬礼ヲ行フヘシ若上官数名アルトキハ先其最高級ノ人ニ敬礼シ次テ他ノ一同ニ敬礼スルモノトス其居室ヲ去ルトキモ亦同シ

第六条 上官ヨリ官位記辞令書ノ類ヲ受クルトキハ第四条ノ法ニ依リ敬礼ヲ行フノ後適宜前進シ帽ヲ左脇ニ挟ミ右手ヲ副テ披見シ直ニ之ヲ収メ旧位ニ復シ再度敬礼ヲ行ヒ退去スヘシ

第七条 室外ノ敬礼ハ敬スヘキ人ニ対シテ正面シ姿勢ヲ正シ左手ヲ垂下シ右手ヲ拳ケ諸指ヲ接シテ食指ト中指ヲ帽ノ前庇ノ右側ニ当テ掌ヲ稍外面ニ向ケ肘ヲ肩ニ齊クシ其眼ニ注目ス刀ヲ佩フルトキハ刀ノ柄ヲ後ニシ両環ノ間ヲ握ル

第八条 途上ニ於テ上官ニ行遇ヒ又ハ其傍ヲ通過スルトキハ頭ヲ少シク受礼者ノ方ニ向ケ第七条ノ法ニ依リ敬礼ヲ行フヘシ但判任官以下ハ停止シテ敬礼ヲ行フヘシ

附則

第九条 台湾総督府文官以外ノ者ヨリ敬礼ヲ受ケクルトキハ之ニ答礼スヘシ

第十条 此礼式ハ特ニ規定アルモノニハ之ヲ適用セズ

第十一条 本令八明治三十二年五月一日ヨリ施行ス

このように、制服を着用する総督府文官官僚の間において、判任官が高等官に対し、奏任官が勅任官に対し、下級が上司に対し、室内外を問わず敬礼をしなければならぬとされた。総督府文官官僚は、官等・俸給・制服・手当てだけでなく敬礼によっても官僚の階級を区切られた。こうして、台湾では、総督府官僚と住民、総督府高等官と判任官を、目視で確認できる服装で区分けされた。

一方、四季を通じ気温が高く、特に炎天下の夏に冷房施設が発達しなかった台湾では、総督府文官官僚がその文官制服の着用を義務とされたことは決して楽なことではなかった。このため、総督府文官官僚たちは、あまり文官制服の着用規則通りに着用しなかつたようである。明治四三年二月二日、大島民政長官は、各部局に対し、次のように訓達をした。<sup>14)</sup>

文官ノ服装ニ関シテハ服装規則アリ礼式ニ付テハ又其ノ規定アリ加之明治三十四年二月、同三十八年十二月官秘第七二三号及同四一年九月秘己第三五五号等数回ノ通達アルアリテ殆ント間然スル所ナシ然ルニ斯ク周到ナル訓示アルニ拘ラス尚ホ且ツ服装ヲ紊シ礼式ヲ等閑ニ付シ恬トシテ省ミサル者往々之レアリ現ニ雨天ノ際ニ傘ヲ翳シ高履ヲ穿テ、炎暑ノ候ニ冬袴ヲ着用スル者アリ殊ニ甚シキハ上衣ヲ着用セス或ハ之ヲ着用スルモ襪衣ヲ着セスシテ前釦ヲ外シ胸部ヲ露出シタル儘地方ヲ出張巡回スル者若クハ室外ニ於テ脱帽屈身ノ敬礼ヲ行フ者其他成規ニ違フ者枚挙ニ違アラス実ニ官吏タルノ威信ヲ失フヘキ所為ナリト謂フヘシ右八服制々定ノ主旨ヲ没却スル者ニシテ甚タ慨嘆ニ堪ヘサル次第ナリ、是レ各員自重心ノ足ラサルニ因ルト雖モ畢竟スルニ部下監督ノ任

二在ル上官タル者ノ取締緩慢ナルノ致ス所ニ歸セサルヲ得ス仍テ此際部下一同ニ無漏懇諭嚴達ノ上毎ニ其ノ服装卜礼式卜ニ注意シ若シ尚ホ違背スル者アラハ假借ナク相当処分セラルヘシ、右依命内達ス

このように、総督府は、府内の各部局・地方庁長官に所属官僚の文官制服の着用の徹底を促した。つまり、総督府は、文官官僚の威厳保持のほか、文官官僚間の階級意識、いわゆる既存の勅任文官・奏任文官・判任文官との上下等級関係の秩序を文官官僚の日常生活の礼儀中に植えつけることねらっていたことが伺えよう。

いずれにしても、内地では祝日しか着用しない文官大礼服を珍しく見られる内地民間人と、古来からずっと民族的な服装を着用してきた本島人にとつて、生地が良質で、製式が洋風な総督府文官制服は、魅力的で、かつ特別な存在に映っていたことはまちがひなからう。結局、文官制服の着用は、総督府文官官僚と内地民間人、ひいては本島人との間に「けじめ」を付け、特に「台」字入りの肩章、袖章と、それに佩劔をつけた文官制服を着用した総督府文官官僚らは、台湾において、特権者集団ないし雲上の存在であつたはずである。

### (3) 総督府官僚らの俸給

台湾領有初期、総督府文官らにとつて、台湾での炎天下はともかく、身に危険されることは、やはり「匪徒」の襲撃と熱帯風土病であらう。

「匪徒」による被害は、特に領有初期において多かつた。このうち、明治二九年に起こつた学務官僚の被害事件の影響は大きかつた。明治二九年一月一日、総督府学務部員数人は、帰府する途中、八芝蘭方面に蜂起した数百の「匪徒」と遭遇し、総督府学務部部長榎取道明・関口長太郎・井原順之助・平井数馬・桂金太郎・同部員判任官待遇者陸軍通訳中島長吉の六名が殺害された<sup>(3)</sup>。また、明治三四年一月二四日、樺仔脚支署に襲撃した事件のなかで

は、同支署長上田稔以下一名が死亡した。このほか、昭和五年一〇月、内外に震撼させた台湾霧社原住民の蜂起事件の中に、総督府官僚の被害も多かった。この事件では、台中州能高郡守小笠原敬太郎を始め、台中州理番課顧問菅野政部ら一四〇名余りの内地官民が事件に巻き込まれ、殺害されたことがあった。

領有初期に「匪徒」の襲撃に巻き込まれ、総督府官僚が殺害されたほか、常に総督府官僚らの脅威となっていたのは、熱帯地方である台湾のマラリア、ペスト等の風土病による罹病ないし死亡であった。このうち、明治二九年一〇月一四日、台湾総督に命じられた乃木は、親族、友人らの反対に思い切って、「部下の者も家族を同伴して行って落付心を起させ度いと思ふ」とし、<sup>(28)</sup>年配な母親と家族を連れて台湾に赴任した。ところが、老齢であった乃木の母寿子が渡台してから僅か一箇月後、マラリアに罹り、六九歳で他界を余儀なくされた。マラリア、ペスト等の地方風土病による官僚の死亡数は、管見の限り、正確に集計できない。

明治三〇年度における所属文官遺族に支給する死亡賜金辞令案を見ると、同年中、総督府は、総督府属五名、技手三名、殖産局農夫一名、電信書記一名、法院書記一名、雇員一名、総督府属兼法院書記一名、合わせて一四名の総督府在勤文官死亡者の遺族に対し、死亡賜金を支給していた。<sup>(29)</sup>この死亡者のなかに、「匪徒」または「蕃族」により殺害されたが、それとも風土病または伝染病による死亡かは、いずれも不明のままである。いずれにしても、当時、総督府官僚にとっては、台湾での勤務は、つねに身に危険をもたらす職場であった。

一方、内地文官より身の危険に晒される総督府文官官僚らにとって、唯一の魅力的な点は、内地より物価が安いことと格別な俸給と手当である。

明治二九年三月三十一日、伊藤内閣は、勅令第一〇〇号をもって「台湾総督府職員加俸支給規則」を公布した。これは、台湾総督府職員に対し、「毎月俸給月額十分ノ三二相当スル金額ヲ支給ス」（同規則第二条）ることとし、

「加俸八新任、増俸、減俸トモ総テ発令ノ翌日ヨリ日割ヲ以テ計算ス」(同規則第三条)とした。また、総督府官僚は、「非職、廃官、退官及死亡ノトキ八当月分加俸ノ全額ヲ支給ス」(同規則第四条)<sup>(18)</sup>とされた。この規則に基づき、同年六月六日、総督府は、「職員加俸支給細則」を制定し、さらに明治三一年六月一八日、同細則を改正した。つまり、総督府官僚は、毎月の月俸額の一〇分の三に相当する金額が加俸されるうえ、「満二年間台湾総督府文官ヲ勤続シタル者ニ八前項ノ金額ノ外更ニ俸給額二十分ノ一ニ相当スル金額ヲ増給シ滿二年以上八一箇年ヲ加フル毎二十分ノ一ヲ増給シ加俸全額俸給額十分ノ五ニ至リテ止ム」とされた。<sup>(19)</sup> 総督府に二年以上勤務している総督府文官官僚は、上記の加俸額のうち、さらに月俸額の一〇分の一を加俸すると改められたのである。もともと、総督府文官の俸給額は、内地文官官等等級表により定められていたが、内地から昇等または昇級されたうえ、総督府に任用されたため、総督府文官官僚の俸給は、内地官僚より高かった。

ここに、東京帝国大学法科大学を同期卒業した祝辰巳と若槻礼次郎二人の官歴と俸給額を比較してみることにしたい。祝と若槻は、明治二九年四月、祝が渡台するまでは、ほぼ同じ官歴を経験していた。若槻は慶応二年に生まれ、祝は明治元年に生まれた。祝は、若槻より二歳の年下であった。二人は、第一高等学校を経て、明治二一年、東京帝国大学法科大学に入学し、明治二五年七月、東京帝国大学法科大学を卒業した。そして同年七月、二人とも試補として大蔵省に入省し、翌年一一月、同省属となった。明治二七年三月、祝は、沖縄県へ沖縄収税長として赴任した。同月、若槻も、瀬戸内海を渡つて、愛媛県に愛媛収税長として赴任した。ここまでは、第11表が示しているように、祝と若槻は、学歴から職歴、官等及び年俸が同じであった。

ところが、明治二九年四月、祝が台湾へ赴任したのをきっかけとし、二人の官等とその俸給額に差が見られるようになった。同年四月、祝は、沖縄県から台湾総督府へ転任し、台湾総督府事務官・財務局調査課長兼税関課長に



命じられた。同月、高等文官五等に昇等し、俸給額は四級俸（年俸一八〇〇円）を下賜された。また、同月、若槻も愛媛県から東京に戻り、大蔵省書記官に命じられ、官等は高等文官六等に昇等され、俸級は七級俸（年俸額が二二〇〇円）を下賜された。こうした祝と若槻の官等と俸級の差は、明治三十九年まで続いた。明治三十九年一月八日、若槻は、西園寺内閣の大蔵省次官に命じられ、俸給額は年俸四〇〇〇円となり、ようやく祝を追い抜くが、同年一月一三日、祝は、総督府民

第11表 祝辰巳と若槻礼次郎との官歴・俸給比較表

年次	祝辰巳	若槻礼次郎
明治25年7月	東大法科大学政治学科卒	東大法科大学法律学科卒
明治25年7月	大蔵省試補・年600円	大蔵省試補・年600円
明治26年11月	大蔵省属・判2級俸・月50円	大蔵省属・判2級俸・月50円
明治27年3月	沖縄県収税長・高7等	愛媛県収税長・高7等
明治29年4月	台湾総督府事務官 高5等・4級俸（年1800円）	大蔵省書記官 高6等・7級俸（年1200円）
明治30年10月	(11月) 高5等・5級俸（年2000円）	6級俸（年1400円）
明治31年12月	4級俸（年2200円）	
明治32年6月		4級俸（年1800円）
明治33年10月	(12月) 高4等・3級俸（年2400円）	高4等・3級俸（年2000円）
明治34年11月	財務局長 高3等・2級俸（年2600円）	
明治35年4月	1級俸（年2800円）	2級俸（年2200円）
明治35年10月		高3等・1級俸（年2500円）
明治36年3月	高2等・年3500円	
明治37年10月		主税局長（年3000円）
明治39年1月	(11月) 民政長官・高1等・年4000円	大蔵省次官・年4000円

出典： 本表に、若槻礼次郎については、秦郁彦『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』（東京大学出版会 1981年 670頁）、祝辰巳については、内閣官報局『官報』及び台湾総督府『府報』により作成したものである。

表中、「判」、「高」は、それぞれ判任官、高等官の略である。

政長官に命じられ、若槻と同じく官等は高等官一等、年俸額は四〇〇〇円となった。ちなみに、祝民政長官は、明治四一年五月二二日、在官のまま病死した。若槻は、明治四四年九月、大蔵省次官を辞任した後、貴族院議員・大蔵大臣・内務大臣、そして総理大臣等を歴任し、昭和二四年一月、自宅で八三歳で生涯を閉じた。

この祝と若槻の官等と官歴が示したように、外地官僚は、官等と俸給において、内地官僚より高く、優遇されていたことがわかる。

一方、内地官僚より高い俸給が支給される総督府官僚は勤務する台湾では、物価と賃金が内地より遙かに安かった。明治二九年二月一四日、大阪毎日新聞記者は、台湾を領有して以来、物価が暴騰した台北において物価と内地人を対象とした家計調査を行った。同調査によれば、台北で一人暮らしが所要する月額は、次の通りである。<sup>(127)</sup>

白米一日五合	一ヶ月	一斗五升	二円四十銭
醤油一日五勺	同	一升五合	四十五銭
味噌一日二十勺	同	六百勺	三十銭
牛鶏及魚肉の内一日四十勺一日平均六銭八厘	一ヶ月	二円四銭	
野菜一日四十勺一銭五厘	一ヶ月	三十六銭	
但し豆腐其の他一切の汁の実乾物等を包む			
卵一日二個四銭	同		一圓三十二銭
漬物一日一銭八厘	同		五十四銭
但しナラ漬沢庵其他一切の者を平均す			

砂糖一日五匁	一ヶ月五十匁	九銭
茶	一ヶ月(茶漬用)半斤	十五銭
鯉節	一ヶ月九〇匁	四十五銭
薪	一ヶ月六百匁	十八銭七厘五毛

以上一人一ヶ月食費合計 八円二十八銭七厘五毛

このように、台北での一年間の食費はおよそ九九円であった。また、この調査によれば、当時、台北において、米の参考価格は、一石一六円(一斗五升が二円四〇銭からの換算額)であった。この調査とほぼ同時期における東京米穀取引所での米の取引価格は、一石一〇円八銭八厘三毛で、市販価格は北海道では一石一八円六銭六厘であった。<sup>(18)</sup> 台湾の米価格は、内地より二石当たり二円八銭安い。

この台湾の米価格が示したように、当時、台湾の物価指数は、内地より遙かに安かったと考えられる。また、昭和一四年、台湾総督府官房企画部が行った家計調査では、内地人労働者一世帯の一箇月の平均総収入は一七〇・七九円、本島人労働者一世帯の一箇月の平均総収入は一三一・五二円であった。<sup>(19)</sup> これによれば、内地人労働者と本島人労働者の年平均総収入はそれぞれ二〇四九・四八円、一四五八・二四円となる。同時期において、台湾総督府で最高収入者は、台湾総督・総務長官・台北帝国大学総長等であったが、このうち、総督と総務長官の年俸額は、それぞれ六六〇〇円、五八〇〇円、台北帝国大学総長は、年俸額が五八〇〇円から六二〇〇円までの間、台湾総督府高等法院長も、年俸額が五一〇〇円から五八〇〇円までの間であった。このほか、総督府技師、各局長、州知事、総督府交通局理事、及び総督府医院医長らの年俸額は、それぞれ四三〇〇円から四九二〇円までの間とされた。ま

た、総督府判任官の俸給は、月四〇円から一四五円までとなり、年間に換算すれば、四八〇円から一七四〇円となる。つまり、総督府高等官らの年俸額は、一般労働者の年総収入の二倍ないし三倍となり、総督府判任官では、最低年俸額の総督府判任文官は、内地人労働者と本島人労働者の年平均総収入より低いことがわかる。

つまり、台湾総督府文官官僚は、俸給において内地官僚より高いばかりではなく、物価が安定していた台湾島内においても、一般労働者より遙かに高い収入が支給されていることがわかる。

## 二 総督府官僚間の交流

### (1) 総督府高等官僚の社交場

愛国婦人会台湾支部は、明治三七年一月、日露戦争の直前、台北・台中・台南に、それぞれ支部を置き活動を開始した。翌年二月、愛国婦人会の三支部は、後藤民政長官の提議により、上記の三支部が併合され、新たに愛国婦人会台湾支部が発足した。会員は、名誉会員、特別会員と通常会員に分けられ、主に官僚の夫人、及び本島名望家の夫人からなる。初期の活動は、主に日露戦争における恤兵寄附金の募集と寄附、「匪徒」討伐に出動された軍人・警察の慰問、災難見舞及び天然痘予防などの社会救済事業であった。同支部が設立された当初、総督府後藤民政長官は同会の顧問に推挙され、後藤民政長官の夫人和子は同支部長に、総督府警務本署長大島の夫人である大島富子は同副支部長に推挙された。<sup>(13)</sup> それ以後、顧問は、民政長官(後の総務長官)、総督夫人または軍司令官夫人より、支部長は、民政長官夫人(後の総務長官夫人)より、副支部長は、警視総長夫人または覆審法院長夫人等より推挙された。台湾支部の評議員は、財務局長夫人、専売局長夫人、土木局長夫人等の総督府高等文官の夫人中より構成

された。このほか、総督府は、総督府官僚を出自させ、同支部の主事を兼任することにより、愛国婦人会台湾支部の活動に参与させた。このうち、総督府の文書課長・台北庁長・財務局税務課長・蕃務本署庶務課長・秘書課長・会計課長・地方部長等は、同支部主事、蕃地部理事、会計監督に就任したことがあった。この愛国婦人会台湾支部のほか、総督府高等官僚の夫人を中心とした台湾婦人慈善会、台湾赤十字会もある。これらの組織は、愛国婦人会台湾支部と同じく、総督府官僚の官等に応じその夫人が会長・理事・支部長に充てられ、慈善音楽会、スポーツ大会、演説会、新年会等を通じ、総督府官僚たちの社交場を提供した。

一方、総督府官僚は、ゴルフを通じ、官僚の間、台湾財界との間に交流を深めていた。近代スポーツの三大球競技とされるテニス・野球・ゴルフは、いつ台湾島内に導入されたのかについては、今まで定説がなさそうである。棟方達也の研究によれば、遅くとも大正五年前、囲碁・将棋・カルタ・ビリヤード等の室内ゲームは、内地民間の間に広がり、ブームとなり、その後、島内に広がった。野球とテニスについて、明らかなのは、大正六年、台北公園内に野球とテニスの試合が行われた記録がある。ゴルフの端緒は、フィリピンから帰台した台湾新聞社長松岡富雄から始まった。かつて下村民政長官の秘書官であった石井光次郎は、その『回想八十八年』に、台湾でのゴルフについて記述がある。石井の回想によれば、フィリピンから帰台した松岡は、下村長官と石井を料亭に招待し、その席上において、下村長官と石井にゴルフクラブと球、それに鋏をうちつけた大きな編上靴をプレゼントし、ゴルフを実演した後、台湾でのゴルフクラブ創立とゴルフ場建設を要望した<sup>(13)</sup>。同年、松岡らは、淡水税関長原鶴次郎、台湾銀行頭取桜井鉄太郎らの協力を得、かつて清国時代の台北練兵場跡であり、陸軍が所有している敷地内にゴルフ場を建設した。大正七年六月一日、台湾淡水においてリンクスオープン記念式典が開催され、そして、翌年一月、ゴルフクラブは、会員募集を開始し、会員大会が開かれた。その会員大会において、台湾ゴルフクラブ

は、名誉会長と会長、委員を選出した。棟方達也の調査によれば、当時、同クラブの役員と二名の会員は、次のとおりである。<sup>18)</sup>

役員（大正八年一月現在）

名誉会長 下村宏（民政長官）

会長 桜井鉄太郎（台湾銀行頭取）

委員 石井光次郎（総督府官房秘書課長、秘書官）・藤野幹（殖産局糖務課長）・田坂千助（殖産局商工課

長兼水産課長）・菊池武芳（財務局主計課長）・三巻俊夫（台湾倉庫会社専務取締役）・安田龍太郎

（台湾銀行淡水所長）・川辺盛秀（台湾銀行秘書課）

会 員（大正八年一月現在）

桜井鉄太郎・藤野幹・姫野安夫（台湾銀行淡水所長）・佐田家年（台湾銀行理事）・安西千賀夫（台

湾銀行監督課勤務）・三巻俊夫・加福豊次（殖産局林務課長）・田坂千助・辰野亀男（財務局会計課

長）・松岡富雄（台湾新聞社長）・永田與（台湾銀行助役）

注：下線は総督府文官官僚であることを示す。

この台湾ゴルフクラブが発足してまもなく、役員の変動があった。桜井会長の内地帰還に伴い、原鶴次郎が同クラブ委員長に推挙された。会員も下村民政長官、石井光次郎等の内地帰還によって、大いに変動した。また、昭和

三年一月、台湾ゴルフクラブは、第四回会員総会において、同クラブを法人化することに決し、総督府に上申する。同年五月、社団法人台湾ゴルフクラブが台北において設立され、役員も交代した。また、会員も初期の二三名から大正一三年には、七五名に増加している。昭和三年七月に出版された台湾通信社長田中一二の『台湾の新人旧人』<sup>136)</sup>には、「天狗揃の台湾ゴルフファー総まくり」として、同クラブのメンバーが収録されている。それによれば、昭和三年現在、「上は総督長官を初めとし下は三井の部長級社員に至るまで、正に百頭を越す」とし、会員は、次の名が挙げられる。

本山文平（総督府警務局長）・大越大蔵（台湾電力会社理事）・井村大吉（台湾日日新報社）・三巻俊夫（台湾倉庫会社専務取締役）・後藤文夫（総督府総務長官）・後宮信太郎（台湾製紙会社・台湾製紙会社社長）・高須時太郎（三井合名会社）・今川淵（総督府専売局庶務課長）・白勢黎吉（総督府交通局鉄道部長）・山瀬肇（台湾銀行）・小山三郎（交通局汽車課長）・妻木栗造（台湾製糖会社社長）・村松一造（貯蓄銀行専務）・横光吉規（総督府殖産局商工課長）・山崎良邦（製腦会社）・バツトラ（英国淡水領事館）・ホツグ（テイト商会）・木下信（交通局総長）・久宗董（台湾銀行理事）・松岡富雄（台湾新聞社長等兼務）・古賀三千人（台湾商工銀行取締役頭取・台湾鉄道会社社長）・坂本素魯哉（彰化銀行専務取締役）・酒井雪介（台北州内務部長）・津久井誠一郎（三井物産支部長）・上林熊雄（三井物産）・三沢亀一（三井物産）・井上孝三（三井物産）・林田新藏（三井物産）・早崎芳雄（三井物産）・菅沼邦彦（三井物産）・平井三代治（三井物産）・戸水昇（総督府交通局監理課長）・深川繁治（総督府交通局通信部長）・海野斐雄（総督府交通局技師）・山中義信（華南銀行）・照屋宏（総督府交通局改良課長事務取扱）・松井実（台湾銀行）・有田勉三郎（華南銀行副頭取）・久米孝藏（勸業銀行支

店長)・梶原善雄(勸業銀行)・唐仁原景俊(高砂麦酒会社重役)・伊藤兼吉(税関長)・杉浦慎吾(製腦会社)・菅八郎(製腦会社)・白石要人(製腦会社)・速水和彦(総督府鉄道部工作課長)・肥後誠一郎(日本香料薬品株式会社取締役)・水谷勝三郎(三十四銀行)・柳原賢太郎(不明)・諏訪礼次郎(大阪汽船会社基隆支店長)・松本吡吉(大阪汽船会社基隆支店)・仁田利助(不明)・竹内虎雄(鈴木商店)・坂本信道(商業銀行重役)・曾我純太郎(商業銀行重役)・土居才吉(華南銀行)・菊川丈夫(華南銀行)・上田熊次郎(不明)・岡崎文雄(不明)・加藤恂四郎(三井合名会社)・岩崎真一郎(三井合名会社)・三沢糾(台北高等学校長)・中屋重治(不明)・慎哲(塩水港製糖社長)・皿谷広次(塩水港組合重役)・森広藏(台湾銀行副頭取)・近藤喜恵門(近藤商会)・稲葉福四郎(倉庫会社)・佐倉侃二(大倉商事)・磯永吉(南洋倉庫)・矢田順一(南洋倉庫)・隣小坊(彰化銀行)・須田二三三(総督府鉄道部庶務課長)

注：下線は、会員が総督府官僚であることを示す。

ここに示されたように、会員一〇〇名余りの内、台湾電力会社理事大藏大越をはじめとする台湾企業界の社長、理事、台湾新聞社長松岡富雄をはじめとする台湾の各新聞社長、華南銀行副頭取有田勉三郎をはじめとする台湾の金融界らの高級幹部と、総督府警務局長本山文平をはじめとする総督府高等官僚がいる。台湾ゴルフクラブは、総督府高等文官と台湾実業界の社交場となっていた。

(2) 体育大会と県人会

このゴルフクラブが台湾企業界、総督府高等文官という台湾の政治・経済・金融支配者たちの交流の場と言える



ならば、短艇競漕、陸上競技、劇場等の体育会と、内地県別、出身校により成立された県人会等は、普通文官と一般人の交流の場であらう。

明治二八年二月一日、総督府は、台北城内にある東瀛書院の改築工事を行った。改修工事が竣工された後、樺山総督は、同書院が淡水川の畔にあることから、また「論語」の「君子之交淡如水」(君子の交り淡きこと水の如し)の意をとり、同施設を淡水館となづけた。それ以来、淡水館は、「総督府文武官吏協同の倶楽部に充てられた。(中略)其の官民共同の公会堂として、あらゆる公私の会合に使用せられしこと幾百回なるを知らない」<sup>15)</sup>ほど、官民の交流の場として使われていたが、明治三九年八月、総督府は、老朽化した淡水館を閉鎖することに決定した。その後、明治四一年一月一日、竣工した鉄道ホテルは、淡水館の代わりに、婦人慈善市、風俗改良会、地方官会議、台北官民合同新年会等の式場として活用された。

一方、明治三六年一月一日、後藤民政長官を会頭、大島警視総長を副会頭とし、柳生一義台湾銀行頭取を理事長とする台湾体育倶楽部が発足した。同年三月、台湾体育倶楽部は、台北武徳会演技場で陸上競技会を行うが、これを契機とし、毎年の四・五月ごろ、台湾体育倶楽部は、陸上競技のほか、馬術、自転車競走等の競技種目まで設けられる総合体育大会を開催するようになった。また、明治四二年から、台湾体育倶楽部は、北部で淡水河の畔において北部短艇競漕大会を、南部で打狗港において南部短艇競漕大会をそれぞれ定期的に行うようになった。

この一般官民が列席できる全島的な総合運動会のほか、各種な校友会と県人会は、内地人官僚、民間人との間に設立されたものである。県別に成立された郷友会には、沖縄県出身の台湾在住者を中心とする沖縄県同郷会、香川県出身者を中心とする香川県人会、福井県出身者と縁故者を中心とする福井県郷友会(明治三七年一月結成)、山口県出身で台北在住者を中心とする台北山口県人会等の内地出身県別の同郷会等が上げられる。出身校別に結成さ

れた校友会には、台北医学専門学校並び台北帝国大学付属医学専門部卒業者を主要の会員とする南溟会(大正一年結成)、台北高等商業学校卒業生を主要の会員とする緑水会、台北帝国大学付属医学専門部卒業生を中心とする景福会、台中師範学校卒業生を中心とする同窓会等がある。このほか、職業別と趣味別に結社された鞍馬会、鉄道部同好会、台湾将棋連盟本部等があった。

こうした民間団体において、在台湾の内地民間人、企業家等はもちろん、総督府文官官僚らも入会していたことが分かった。例えば、昭和十二年一月に編纂された、福井県出身者と縁故者を中心会員とする福井県郷友会会員名簿には、名誉会員と歴代会長として、子爵竹屋春光のほか、台湾総督府官僚豊田勝蔵・小濱浄鉦・林忠夫・寺島小五郎・三村三平・永田正吉・藤田直太郎・今川淵・酒井雪介等の名前がある。このうち、豊田・小濱・寺島・三村・永田・今川・酒井は、現役の総督府高等文官として同会会長に推挙されたのである。また、同会の昭和十二年現在の同会役員と評議員名簿には、現役の総督府文官官僚として、井手薫総督府官房官繕課長・山口透台湾神社宮司・総督府理蕃課勤務の石田貞介・総督府交通局鉄道部勤務の林薫・総督府専売局煙草課勤務の高橋衛等の名が挙げられるその会員のなかには、総督府内務局地方課に勤めている河野恒雄・台北州警務部に勤務している吉田鶴吉・同州文書課に勤めている吉田信義・総督府交通局鉄道部工作課の上坂正一・総督府殖産局農務課の野坂真三と鈴木進一郎及び台北州勸業課の桑名令三等<sup>(8)</sup>がいる。このように、出身別と卒業校別の民間組織は、台湾婦人慈善会、愛国婦人会台湾本部のような組織とは異なるし、総督府内に形成された官等における上下関係と府県庁といった縦割型の官僚社会とも異なり、純粹な横割型の文官官僚間並び文官官僚と民間人との交流団体である。

他方、こうした出身別と卒業校別に結成された民間団体の勢力は、総督府官僚体制ないし台湾統治に影響を及ぼした。これは、通常、よくいわれる学閥と郷閥である。例えば、総督府本府内において、東京帝国大学法科大学出

身の高等官僚により、府内各局の高等官の大半を占められていたことに對し、中央研究所と台北帝国大学理学・農学部は、北海道帝国大学の卒業生がその研究員と教授のポストを大いに占めていた。また、総督府各高等学校長には、高等師範学校出身者が多い。そして総督府中学校長の椅子は、ほぼ高等師範学校と高等商業学校出身者より坐られていた。このほか、鉄道部長に新潟県出身者が就任した間、同部内の職員は、新潟県出身者が多く採用された。地方庁でもその傾向が見られる。もともと鹿児島県出身の西郷菊次郎は、宜蘭庁長に在任していた間に、同庁吏員には鹿児島県と熊本県両県出身者の採用が多かった。<sup>(18)</sup>このようにして、この校友会、県人会は、総督府官僚仲間、そして官僚と民間人との交流を進み、ひいては総督府官僚組織に浸透していった。

### (3) 姻戚と親戚で結ぶ総督府官僚

台湾を統治した五〇年史には、ごく少数なことであるが、同じ時期において、総督府に勤める親戚組または姻戚関係を持っていた官僚、いわゆる身内的な関係を持った官僚組が幾つかあった。たとえば、総督府高等官僚には、樺山資紀総督と橋口文蔵殖産局長、中村財務局長と鈴木宗言総督府覆審法院長、田健治郎総督と新元鹿之助鉄道部長等がいた。

明治二八年五月、樺山総督とともに、台湾に上陸した総督府官僚らに橋口文蔵がいた。橋口は、嘉永六年六月一日に薩摩藩土橋口兼三の長男として生まれた。明治一四年六月、アメリカに留学した橋口は、帰国してまもなく、北海道開拓使御用掛を任じられた。その後、橋口は、農商務省御用掛・北海道事業管理局・北海道庁理事官・北海道技師・北海道農学校長を歴任して、明治二八年三月、連合艦隊司令官に澎湖島行政庁事務官を任じられ、澎湖島に赴任した。明治二八年五月、橋口は、樺山総督一行と台湾島に上陸し、総督府民政局殖産部長心得に任じられた。<sup>(19)</sup>時の台湾総督樺山は、天保八年一月に薩摩藩土橋口與三次の三男、すなわち橋口兼三の弟として生まれた。樺山

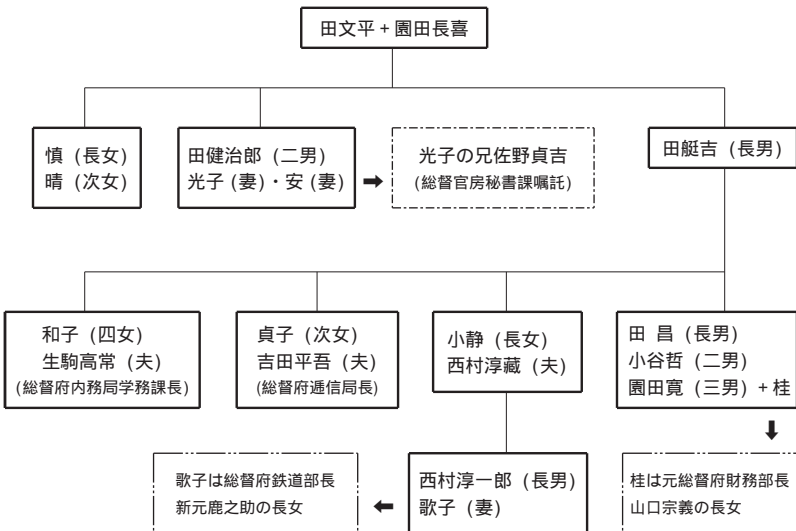
は二六才の時、同藩樺山四郎右衛門の養嗣子になり樺山姓に改姓した。<sup>(14)</sup>つまり、橋口は、樺山総督の長兄である橋口兼三の長男であり、樺山総督と橋口殖産部長は、叔父と甥の関係である。

また、臨時台湾土地調査局長、財務局長として活躍していた中村是公と鈴木宗言総督府覆審法院長は兄弟であった。中村は、慶応三年十一月、現広島県佐伯郡五日市村の酒道家柴野宗八の五男として生まれ、明治二三年二月、山口県玖珂郡愛宕村(現岩国市)の中村弥惣次の養嗣子になり、中村姓となる。<sup>(15)</sup>明治二六年七月、東京帝国大学法科大学卒業生を卒業したのち、大蔵省に入省し、同省試補、秋田県収税長を歴任し、明治二九年、渡台し、総督府事務官・民政局財務部租税課長に命じられた。その後、財務局長事務取扱・臨時台湾土地調査局事務官・総督府参事官等を経て、明治三三年台湾土地調査局次長に命じられた。中村が、台湾土地調査局次長に任じられた同年、実兄である鈴木宗言は、総督府覆審法院長として台湾に赴任した。鈴木は、明治六年、鈴木正言の養嗣子となり、鈴木姓となった。明治二一年七月、東京帝国大学法科大学を卒業した鈴木は、司法試験に合格し、判事補に補された。<sup>(16)</sup>それ以後、判事として、横浜地方裁判所・東京控訴院・名古屋地方裁判所を歴任し、明治三三年二月に渡台した。<sup>(17)</sup>ちなみに台湾は、中村兄弟二人にとっては奇数な運命の場であった。明治四〇年、中村財務局長は、大連へ満鉄副総裁として赴任し、台湾を去った。同じ時期に、鈴木は、大審院判事に命じられ、内地に帰還した。鈴木は、昭和二年二月二五日に胃潰瘍のため、自宅静養中に六五才の生涯を閉じた。その五日後であった三月一日、中村も同じ胃潰瘍のため、入院中の赤十字病院で他界した。<sup>(18)</sup>

大正期では、田総督とその親族がいた。田総督は、大正八年一〇月に最初の台湾文官総督として任じられ、翌月六日、赴任の途に就く。田は、安政二年二月、兵庫県に生まれた。明治七年、熊谷県庶務係官吏に命じられて以来、愛知県庶務課・学務課・地方裁判所・高知県警部・神奈川県警部長・埼玉県警部長を歴任した。日清戦争後、通信

省通信局長の任期のなかにおいて、台湾事務局委員に命じられた。田は、かつて原敬が唱えていた台湾総督の文官制の支持者の一人であった。ちなみに、田も歴代総督中に、唯一大臣経験者として台湾総督に就任した総督である。さて、時の台湾総督府鉄道部長である新元鹿之助は、明治三年、鹿児島県に生まれた。新元鹿之助は、明治二八年東京帝国大学工科大学を卒業してまもなく、逓信省鉄道局から総督府土木局技師に命じられ、渡台した。それ以来、総督府鉄道局工務課長・監督課長・総督府鉄道局花蓮出張所長・総督府阿里山作業所技師を歴任した総督府古参の官僚の一人である。田総督と新元鹿之助二人の接点は、田総督の実兄田艇吉である。次の12表が示したように、田艇吉は、三男四女いる。長女小静と西村淳藏と結婚して生まれた長男西村淳一郎は、新元鉄道部長の長女歌子を嫁入していたため、田総督と新元鉄道部長は姻戚の関係を持っている。このほか、

第12表 田総督と台湾総督府官僚関係図



表注：本表は、呉文星・広瀬順皓・黄紹恒・鍾淑敏・邱純惠編『台湾総督田健治郎日記』（上冊 台湾中央研究院台湾史研究所籌備処 2001年 588頁～589頁）及び国立公文書館所蔵（明治・大正・昭和）「官員録・職員録集成」（MF版 大正11年・12年現在台湾総督府職員録 日本図書センター1990年）を参照し作成したものである。

田総督の兄田艇吉の次女貞子、四女和子の婿は、それぞれ総督府通信局長吉田平吾と総督府内務局学務課長・総督府事務官である生駒高常である。このほか、総督官房秘書課に嘱託として勤務していた佐野貞吉は、田総督の亡妻光子の兄である。佐野は、田総督が総督に就任した際に連れてこられた。

### 三 退官後の総督府官僚

#### (1) 総督府官僚の恩給

明治四三年七月一九日、総督府は、内閣総理大臣宛に次のような上申案を起案した。<sup>16)</sup>

官秘第六二四号 明治 年八月 二日決定 浄書 校合

明治 年 月 日達済

明治 年八月 二日受領

秘丙第二四九号 明治四三年七月一九日立案 文書主任

秘書課長「朱印」 用再回「赤文字」 主任「朱印」

民政長官 委任「赤文字」

総督 委任「赤文字」

文書課長「朱印」

恩給上申按

元台湾総督府財務局長法学博士 小林丑三郎

右者明治四十三年五月五日疾病不堪職退官候末別紙ノ通り恩給請求書差出候二付遂査覆候処官吏恩給法第二条  
二該当候二付同法施行規則二依り在官年数及恩給年額計算書相添及進達候條相当恩給下賜ノ御詮議相成度此段  
上申候也

年 月 日

總督

内閣總理大臣宛

これは、同年五月、依願免官をした総督府財務局長小林丑三郎の退官に対する恩給の上申書である。小林は、慶  
応二年六月、群馬県に生まれた。明治二十七年七月、東京帝国大学法科大学を卒業し、同年、大蔵省に入省し、翌年  
十一月、高等文官試験に合格した後、大蔵省から法制局へ転任し、法制局参事官に命じられた。小林は、明治四〇  
年五月、法制局から台湾総督府財務局長に命じられ、台湾に赴任したのである。しかし、就任してから三年が経つ  
た明治四三年五月五日、慢性胃加答児兼神経衰弱に罹り、職務に耐え難いとの事由で総督府財務局長を辞任し、同  
月二四日、総督宛に恩給請求書を提出し、恩給を請求した。上記の総督府の上申書は、小林の恩給請求書に基づき  
起案されたものである。

さて、同年七月二八日、総督府秘書課は、小林が提出された恩給請求書などに基づき、小林の在官年数及恩給年  
額計算書を作成した。小林は、在官年数が一五年七箇月で、恩給年額が八二五円となる。その恩給は、小林が退官  
した時の年俸額三三〇〇円に二四〇分の六〇との恩給の試算基準で計算したのであった。

小林と同時期に退官した大島民政長官の恩給年額は、一六二八円となる。その恩給は、大島民政長官が退官した時の年俸額五五〇〇円に二四〇分の七一との計算基準である。<sup>(18)</sup>

ここでの大島と小林の恩給年額の計算基準の差異は、必ずしも官等により異なっているわけではない。

おりしも明治二三年六月法律第四三号「官吏恩給法」によれば、文官官僚は、在官満一五年以上で、且つ、六〇歳を超え、在職中に、傷痍または疾病に罹り、廃官廃庁または官庁事務の都合により休職とされ満期をして退官した官僚は、文官恩給を受ける資格がある。恩給年額は、「退官現時ノ俸給ト在官年数ト二依リ之ヲ定ム即チ在官満十五年以上十六年末満ニシテ退官シタル者ノ恩給年額八俸給年額ノ二百四十分ノ六十ト十五年以後満一年毎二百四十分ノ一ヲ加ヘ満四十年ニ至テ止ム但在官四十年以上ノ者ニ給スヘキ恩給八四十年ノ額又八十五年未満ノ者ニ給スヘキ恩給八十五年ノ額ト」し、在官年数に依り、恩給年額基準が異なる。<sup>(19)</sup> 上記の規定によれば、大島と小林は、いずれも一五年以上文官官僚として勤めており、且つ上記恩給資格の項条に該当しているため、恩給を受ける資格があった。しかしながら、上記の規定によれば、大島の在官年数が一九年九箇月で、四年九箇月が加算の年数となっているため、「恩給年額八俸給年額ノ二百四十分ノ六十ト十五年以後満一年毎二百四十分ノ一ヲ加工」た。それゆえ、大島の恩給年額請求は、年俸額五五〇〇円に二四〇分の六四との恩給基準となるはずであった。ここに、大島の恩給基準の七一との基準は、明治三年三月三〇日、政府が公布した「台湾ニ在勤スル官吏ノ恩給及遺族扶助料ニ関スル法」による総督府文武官に対する恩給上の特典である。同法によれば、「台湾ニ在勤スル文官判任以上ノ者ニシテ三箇年以上引続キ在職シタル者ニハ官吏恩給法並官吏遺族扶助法ノ在官年数計算ニ於テ其ノ在職一箇月ニ対シ半箇月ヲ加算ス」(同法第一条)とされ、また、上記の文官らが「台湾ニ於テ風土病又八流行病ニ罹リ官吏恩給法第三条第二号ニ準スヘキ者ニハ恩給及増加恩給ヲ給ス」とし、そして「台湾ニ於テ風土病又



八流行病二罹リ在官中死亡シタルトキ又八之力為退官シタル後其ノ疾病ノ為死去シタルトキハ」第一条ノ在職三箇年未滿ナルトキハ十五箇年在官シタル者ト同視シ其ノ受クヘキ恩給年額ノ三分ノ一」第一条ノ在職三箇年以上ナルトキハ其ノ受クヘキ恩給年額ノ三分ノ二<sup>(19)</sup>となる。つまり、大島は、在官年数の一九年九箇月中、台湾で在勤したのは明治二九年四月から明治四三年七月二七日までの一四年三箇月であつたため、「台湾ニ在勤スル官吏ノ恩給及遺族扶助料ニ関スル法」の適用時期とされ、内地官僚より恩給計算を加算されたのである。これに対し、小林の在官年数は、一五年七箇月であつたが、台湾に在勤した年数は明治四〇年五月四日から明治四三年五月五日まで一日の差で三年となるが、台湾に在勤文官恩給特典の対象にならない。こうした結果、大島の在勤年数は、台湾に在勤した年数である一四年三箇月が恩給特典計算の対象となり、在勤年数は一九年から二六年と計算された。これに応じ、大島の恩給計算基準は、本来の二四〇分の六四から二四〇分の七一となつていた。

いずれにしても、総督府に三年以上勤続し、退官した官僚は、文官恩給の請求と計算基準において特典がつけられていたことが分かつた。

#### (2) 総督府から退官した文官への土地払下特例

退官した総督府官僚は、恩給特典を付与されるほか、総督府からもいろいろな便宜を図ってもらつた。例えば、大正一四年頃の総督府による退官した官僚への土地払下は、その特典の一つであろう。

おりしも第一次世界大戦の好景気で支えられた日本経済は、戦争の終結とともに、戦後恐慌が襲いかかつている。戦争中、海外輸出に依存することで、急成長を遂げた日本経済は、戦後、欧州諸国の経済回復とともに、対外輸出が急減した。そのため、特に対外輸出の支柱産業であつた紡績と製糸等の工場が相次いで倒産し、経済不況に陥つた。こうした深刻な経済の不況が進んでいる中に、大正一三年六月、憲政会総裁加藤高明が首相に推挙され、護憲

三派内閣を組織した。加藤内閣は、こうした悪化している経済状況に鑑み、財政と行政整理緊縮政策を掲げ、経済の回復を図ろうとした。そこで、大正一四年一月二三日に開会された第五〇回議会の衆議院本会議上において、加藤首相は、「議会議閉会後政府八直ニ調査ニ著手致シ、慎重ナル審議ヲ経、政府部内組織ノ改廢、經費ノ節約、事業ノ繰延等ヲ決行致シ、之ニ由ツテ既定計畫ニ対シ、一般特別両會計ヲ通ジ、二億五千六百余万元ヲ減ジ、<sup>(8)</sup> 既設師団の減縮と財政行政整理を決意した。

このうち、この加藤内閣が提唱した行政と財政整理の方針のなかに、加藤内閣は、外地機関である朝鮮総督府、台湾総督府、樺太庁、関東庁、及び南洋庁の官制を改正し、文官官吏の削減をもって経費の節約に努めようとし、台湾総督府、南洋庁、関東庁と樺太庁に府、庁部内に設置された臨時職員定員を改正し、部内に設置された臨時職員数の削減を行った。

このため、加藤内閣は、行政整理により退官させられた外地文官官僚に対し、賜金と帰郷旅費の支給において特別な優遇を与えた。大正一三年二月一日、加藤内閣は、勅令第三〇〇号を以て、朝鮮、台湾、樺太又は千島国等の退官者に対し、「今回ノ行政整理ニ際シ職ヲ離ルル者ノ帰郷旅費ニ付テハ所管大臣大蔵大臣ト協議シテ内国旅費規則第二十一条ノ規定ニ対シ特例ヲ設クルコトヲ得」とし、<sup>(9)</sup> 帰郷旅費上に優遇を与えることになった。続いて、翌年五月一三、加藤内閣は、勅令第一一五号を以て、行政整理により退官した文官官僚、嘱託員、雇員、傭人者に対し、「事業ノ繰延、縮小又ハ整理ニ因リ大正一三年五月解僱セラルル職工ニハ従来ノ例ニ依ラス」<sup>(10)</sup> 「解僱特別手当ヲ支給スルコトヲ得」とし、通常より「特別ノ賜金、または「特別ノ手当」を支給することになった。

台湾総督府について、大正一二年二月二五日、加藤内閣は、勅令第四二七号と四三二号を以て、「台湾総督府官制」と「台湾総督府地方官制」を改正し、従来設置されていた逓信局、鉄道部、土木局、法務部を撤廃し、新

たに交通局を発足させ、さらに台湾総督府港務所を撤廃し、港湾管理業務を総督府の各州に移転したりして、総督府の高等文官と判任文官の定員を大幅に削減し、総督府の財政ないし中央政府の財政を改善しようとした。この官制改正をした結果、台湾総督府は、府内各部局の併合と官制が改正され、台湾総督府には、高等文官が六四人、判任文官が七三人、合わせて七八七人あまりが淘汰されることになった。しかし、このような内外地にわたる大規模な行政整理が進んでいながら、台湾総督府でも、淘汰された総督府文官官僚は、再就職口がなかなか見つからず、退官した官僚の再就職問題が浮上した。

このうち、総督府は、職業紹介所を設け、行政整理中に淘汰された官僚の再就職を斡旋し、退官した総督府官僚の台湾定住を図ろうとした。大正一四年一月、総督府は、退官した総督府文官官僚に対し、「五年以上本島に在住し、尚今後引き続き台湾に永住する相当資力ある者の願出により田畑の適地は十甲歩以内、造林適地は三〇甲以内、但し特別の事情あるものは総督の承認により二倍以内に増加し得べく、出願に就いては便宜を与ふべきに付二月十日迄に出願すべき」と通牒を発し<sup>16)</sup>、退官した官僚に、土地を売渡すことを決定した。周知のように、この政策は、周辺の住民から反対運動により、中止せざるを得なくなった。いずれにしても、台湾総督府の退官官僚は、恩給年金だけではなく、退官後の再就職などにおいても便宜をうけていたことが分かる。

### (3) 総督府官僚の退官後の進路

いうまでもなく、大正一三年頃、行政整理により退官させられた官僚に対して、各種の便宜を与えたことは、台湾総督府の「安撫政策」の一時的な措置であつた。

もともと台湾領有初期において、台湾は、「瘴癘の氣に満ち、且つ醒風惨たる」とされ、「軍人官吏以外の土にて当時渡台したるは、万死を期したる」という所とされるため、台湾に就任した総督府官僚らにとっては、必ずしも

魅力な勤務地ではなかった。そのうえ、統治初期において、台湾では、民間企業と会社が少なく、一旦台湾総督府の職を離れた総督府文官官僚らは、島内での再就職はなかなかできない。このうち、木村匡、服部甲子造らは、内地に帰還せず現地に事業を展開する極めて稀な総督府退官官僚である。

木村匡は、万延元年二月、旧仙台藩士木村景直の二男として生まれた。その後、三菱商業学校の学業を終え、英国へ留学し、帰国後、高等商業学校教授に命じられ、明治二八年六月一三日、台湾総督府官吏として、渡台した<sup>(15)</sup>。渡台した木村は、総督府官房文書課長心得兼經理課長陸軍監督部御用掛・総督秘書官兼文書課長・文書課長・殖産課長・学務課長を経て、明治三三年九月四日、総督府諸学校規則改正取調委員長に任じられ、総督府所属学校学制の改正調査を命じられた<sup>(16)</sup>。ところが、学制改正方針をめぐり、後藤民政長官との意見衝突が激しく、翌年一月二八日、同委員長を免じられ<sup>(16)</sup>、ついに、翌月二八日、休職を命じられた<sup>(16)</sup>。休職してまもなく、三十四銀行の台湾総支配人に推挙された後、京都に帰り、三十四銀行京都支店に勤めたが、すぐに台湾貯蓄銀行常務取締役に推挙され、再び台湾に戻った。明治四五年七月、台湾貯蓄銀行が台湾商工銀行と吸収合併を行い、台湾貯蓄銀行は、台湾商工銀行に併合された。この併合に伴い、木村は、台湾商工銀行頭取に推挙された。その後、大正一四年一月二日、鉄道ホテルで開催された台湾商工銀行取締会上において、引退を表明し、長年にわたる台湾での政界、財界入りとの二段飛び生活を終えた。

木村と同時期に退官した総督府官僚において、かつて総督府事務官に勤めた木下新九郎、同府事務官刑事課長に勤めた服部甲子造、総督府覆審法院判官として勤めた瀧野種孝、総督府高等法院判官川原義太郎、同判官花田元真、井上篤らも、退官後、台湾に滞在した。木下は、台湾日日新報社に就職し、同社の新聞主筆に勤め、服部・瀧野・川原・花田・井上らは、それぞれ弁護士名簿に登録し、弁護士開業をした。つまり、この時期において、総督府官

僚が退官した後、台湾で再就職ができたのは総督府判官と医院医員で、弁護士と医院という独立開業が多かった。この退官後、台湾に再就職がなかなか見つからない明治期に比べれば、大正期からは、台湾治安の回復、風土病撲滅及び内地会社が台湾への進出することに伴い、総督府官僚は、退官後、内地に帰還せず島内に再就職することが多くなった。

総督府官僚を辞め、台湾に再就職した元総督府官僚のなか、総督府技師・総督府医院医長・医学校長等を歴任した高木友枝、総督府事務官・総督府通信局長等を歴任した井村大吉、台南州知事等を経て退官した枝徳二等が挙げられる。このうち、高木は、台湾電力会社社長、井村は、台湾日日新報社長、枝は台南埤圳管理者にそれぞれ就任した。また、台北庁事務官・台北庁庶務課長を辞めた河村徹は、退官後、台湾製腦会社の取締役に就き、そして昭和二年四月、同社の職を辞め、台湾日日新報社常務取締役副社長に就任した。総督府台北監獄長・彰化庁長などを経た小松吉久は、退官後、台湾炭業株式会社社長に推挙された。関東庁内務局殖産課長・台中州知事等を経た日下辰太は、退官後、台湾拓殖会社常務理事に就任した。台中州郡守等を経験した三村三平は、退官後、台湾製腦会社取締役に就任した。総督府殖産局技師相馬半治は、退官後、明治製糖会社社長に就任した。

このうち、台湾総督府の事業会社である台湾電力株式会社と台湾拓殖株式会社への退官した官僚の再就職は多い。周知のように、大正八年八月に設立された台湾電力株式会社は、総督府が所管した島内の発電、送電施設等を出資の資本として成立された会社である。成立された当初、総督府は、総督府殖産局官僚を同社の監理とし、会社の営業、人事権を握っている。このため、台湾電力株式会社の経営陣に、上記の高木社長のほか、基隆港局技師・総督府土木部技師・総督府交通局道路港湾課長を歴任した松本虎太、総督府土木局長角源泉、総督府殖産局長田端幸三郎は、その会社副社長に充てられたことがある。同会社の理事には総督府秘書官兼文書課長野沢外茂吉、台北州知

事野口敏治、総督府税関長川副龍雄、総督府技師大越大藏等の名が挙げられる。また、台湾拓殖株式会社の経営陣には、総督府基隆税関長川副龍雄が同社經理課長に、同社文書課長に基隆市尹桑原政夫、同社土地課長に総督府殖産局技師土肥慶太郎、同社台湾支店長に花蓮港庁長森万吉、同社拓殖課長に総督府殖産局技師山田伯探、同社支配人に総督府文官官僚渡辺與一が就任したことがある。つまり、大正期から内地企業と総督府が出資した企業の増加に伴い、退官した総督府高等官は、その企業の社長、支店長、理事、取締役への就任することが多くなつた。

こつした事務系と技師の総督府高等官は退官後、総督府の事業会社へ天下りしたのに対し、一旦総督府から退官して、自ら起業し、弁護士事務所や私立病院、商会、商店を經營して、または街庄長に推挙され、街庄行政に活躍した総督府官僚も目立つようになつた。このうち、前述の弁護士に登録し、台湾で弁護士活動をした元総督府法院判官瀧野、井上、川原らのほか、大正期においては、例えば、総督府法院判官安田勝次郎・総督府檢察官土屋達太郎・総督府事務官鼓包美・地方理事官津田毅一等が弁護士となり、弁護士事務所を設け、独立開業をしていた。このほか、自ら高山商会を設立し、台湾と内地間の米穀を取り扱つ元阿緞庁長の高山仰・台北に吉田齒科医院を開業した台北病院医員であつた吉田幸夫・台北市内に谷口医院を開業した台北医院内科医長であつた谷口敏等の退官した総督府官僚の名が挙げられる。昭和十二年九月に、台湾新民報社は、同社発刊五周年の記念事業のため『台湾人士鑑』を刊行した。この『台湾人士鑑』に収録された退官した台湾総督府官僚には、元総督府局長、課長クラスに勤めていた高等官僚が一三二名、総督府属、巡查、書記官など元総督府判任官が八三名、合わせて二一五名が<sup>(四)</sup>いる。このうち、四七名の元総督府高等官僚と四〇名の元総督府判任官官僚は、台湾島内各地の街庄長に就任していることが分かつた。

いつまでもなく、この『台湾人士鑑』により、あくまでも新民報社が「台湾の政治経済社会教育実業等に従事せ

る重要な人士<sup>(原)</sup>とされる台湾島内の名人で、退官後、滞台の総督府文官官僚全体を網羅するわけではないものの、退官した総督府官僚の台湾生活とその実態を垣間見ることができよう。

## 小 括

もとより議會、政党等の勢力が存在しない台湾では、総督府官僚は、台湾での立法・行政・教育・衛生・警察・司法などのすべての統治権限を握っていた。このため、総督府官僚制度は、内地文官制度を踏襲し、総督府人事が内地政治、すなわち中央政局に深く影響されていたものの、台湾総督府は、独特な官僚体制が派生した。台湾総督府官僚の人事は、台湾総督・民政長官または総務長官人事が中央政局に深く関わっていた。このほか、台湾総督の就任資格、すなわち明治期における武官総督、大正八年からの文官総督、昭和初期からの武官総督制の復活により、三つの段階に分けられ、中央政局に深く影響されている。このうち、武官総督期、すなわち藩閩内閣時期における藩閩内閣が任命された武官総督期では、総督府官制改正により総督府内の人事変動が示したように、台湾総督府人事、ことに総督府内の局長、課長という高等官人事は、ほぼ府内の高等官から選任され、内地から直接派遣された高等官は少なかった。ところが、大正八年、田健治郎の台湾総督体制の就任を契機とし、すなわち政党系統の文官総督が台湾に施行されて以来、それまで形成された総督府内の独自の昇進体制が崩壊した。台湾総督府では、政党系統の文官総督は、政党内閣の更迭に伴い変動した。このため、文官総督は、台湾に就任するやいなや、内地中央省庁官僚・府県知事を台湾総督府各部署局長・地方州知事・総督府勅任官・奏任官・事務官・参事官・警視に任命し、

総督府高等官人事の大更迭ばかりでなく、内地中央省庁高等官・府県知事らの高等官を直接に台湾総督府高等官に任命するようになった。後期武官総督期において、とくに昭和一七年前、東条内閣が制定した「内外地一元化」方針の施行に伴い、台湾総督府を含む内外地官僚の転任が盛んになった。このうち、内地中央省庁、府県は台湾総督府に官僚を派遣し、台湾総督府官僚は陸海軍軍政司政長官、陸軍軍政官に命じられ、占領地に派遣され、外地官僚間、内地官僚と外地官僚の間に転任または交流が盛んになった。

さらに、台湾総督府官僚は、「天皇の役人」として、内地官僚と同じく官等・俸給・官舎・服制ないし礼式により截然と区切られ、階級が厳格な社会であった。ことに台湾における総督府高等官僚は、本島人はともかく、内地官僚より、俸給・官舎・洋行等に優遇されていた。かれらは、島内巡回、内地からの帰任の際、部下や内地ないし本島の民間人が列を作つての盛大な歓迎を受け、雲上の存在であった。このため、台湾社会では、総督・総務長官等という総督府高等官・判任官・雇員・嘱託員という社会の上層階級として総督府高等官僚社会が形成された。つまり、台湾における政治社会は、内地人対本島人ではなく、支配者対被支配者という構造が形成された。

官制改正に伴い肥大化された台湾総督府は、次第に集団「惰性化」という台湾総督府版「パーキンソン法則」に陥り、台湾社会の唯一な権力機関として、台湾の行政、教育ばかりでなく、産業、金融等を管轄していた。このため、この産業、金融を独占することにより、所管業務の拡張をとめない、総督府の機構と官吏の数も拡大する一方となった。とくに、大正期から総督府は、街庄長さえも委任官待遇、判任官待遇という執務上に必要性が乏しく官僚への格上げ等が目立っている。その結果、総督府は、総督府部局が拡大する一方、統治の末期までに高等官・判任官・嘱託・雇員及び州・庁・郡等の公吏を含む総督府官僚が二万五千人あまりにのぼった。総督府は、官僚の肥大化と集団「惰性化」の怪法則に陥っていた。



注：

- (1) 伊藤博文『秘書類纂台湾資料』、秘書類纂刊行会、一九三五年、一三三九頁。
- (2) 原奎一郎『原敬日記』第一卷、福村出版、一九六五年、一三〇頁、明治二十九年二月二日の条。
- (3) 『官報』第三八二三号、明治二十九年三月三日、四九〇頁。
- (4) 『官報』第一二二二号、明治二〇年七月二十五日、二四二頁～二四五頁。
- (5) 『官報』第三二〇三号、明治十六年一〇月三日、三六八頁。
- (6) 第1表は『旧植民地人事総覧』(台湾編一、明治二十九年一月一日現在)より、第2表は台湾総督府『府報』明治二十九年各号より作成。
- (7) 台湾国史館台湾文献館藏『明治二十九年台湾総督府公文類纂 永久保存追加』〇〇一一九二〇。
- (8) 乃木総督蒞位の訓示。台湾総督府編『詔勅・令旨・諭告・訓達類纂』、台湾成文出版、一九九九年復刻版、二六頁～二七頁。
- (9) 台湾省文献委員会『日批初期官吏失職檔案』、一九七八年、九頁～一五頁。
- (10) 『日批初期官吏失職檔案』、三三頁～一〇〇頁。
- (11) 台湾国史館台湾文献館藏『明治三〇年台湾総督府公文類纂 永久保存甲種』〇〇二二二七。
- (12) 『官報』第四三九七号、明治三二年三月三日、二六頁。
- (13) 鶴見祐輔『後藤新平』、第二卷、勁草書房、一九六五年、七一頁。
- (14) 台湾総督府『府報』及び内閣官報局『官報』明治三一年一月と二月各号。
- (15) 台湾国史館台湾文献館藏『明治三四年台湾総督府公文類纂 甲種永久』〇〇五八〇二二。
- (16) 『府報』第一〇五九号、明治三四年一月一九日、四六頁～四七頁。
- (17) 台湾国史館台湾文献館藏『明治三四年台湾総督府公文類纂 永久追加』〇〇六八〇一〇。

- (18) 『府報』第一〇〇四号、明治三十四年八月一七日、四五頁。
- (19) 台湾国史館台湾文献館藏 『明治三十四年台湾総督府公文類纂』 永久追加 〇〇六八〇 一四。
- (20) 台湾国史館台湾文献館藏 『明治三十四年台湾総督府公文類纂』 甲種永久 〇〇五八〇 二二。
- (21) 台湾国史館台湾文献館藏 『明治三十四年台湾総督府公文類纂』 永久追加 〇〇六八〇 一九。
- (22) 同上。
- (23) 台湾国史館台湾文献館藏 『明治三十四年台湾総督府公文類纂』 永久追加 〇〇六八〇 一九。
- (24) 台湾国史館台湾文献館藏 『明治三十四年台湾総督府公文類纂』 永久追加 〇〇六八〇 二〇。
- (25) 『官報』第五五〇八号、明治三十四年一月一日、二〇九頁〜二一一頁。
- (26) 『府報』第一〇六二号、明治三十四年一月二日、六四頁〜六五頁。
- (27) 台湾国史館台湾文献館藏 『明治三十四年台湾総督府公文類纂』 永久追加 〇〇六八〇 一三。
- (28) 台湾国史館台湾文献館藏 『明治三十四年台湾総督府公文類纂』 永久追加 〇〇六八〇 一五。
- (29) 台湾国史館台湾文献館藏 『明治三十四年台湾総督府公文類纂』 永久追加 〇〇六八〇 二〇。
- (30) 『官報』第三二〇三号、明治三十六年一〇月三十一日、三六八頁。
- (31) 秦郁彦 『戦前期日本官制の制度・組織・人事』(東京大学出版会 一九八一年 四四七頁〜四五五頁) より集計したもの。なお、明治二十一年から明治二十六年までの集計は、試験合格者と東京帝国大学法科大学卒業生の入省採用実数である。
- (32) 『府報』号外、大正九年九月一日、二頁。
- (33) 『府報』第二二五八号、大正九年一月二八日、九〇頁。
- (34) 『府報』号外、昭和三年七月二日、一頁。
- (35) 『府報』第一二四一号、昭和六年五月一〇日、二二頁。
- (36) 『府報』号外、昭和六年五月一七日、二頁。
- (37) 『府報』第一四七六号、昭和七年三月一七日、三六頁。
- (38) 国立公文書館藏 『公文類纂』二A 二二一、「行政簡素化実施ニ関スル件」。

- (39) 同上。
- (40) 国立公文書館蔵『公文類纂』二A 二二一「行政簡素化実施二関スル件」。
- (41) 同上。
- (42) 台湾総督府『官報』号外(二)、昭和十七年二月一日、四頁〜七頁。
- (43) 台湾総督府『官報』第一九二号、昭和十七年一月二日、七六頁。
- (44) 台湾国史館台湾文献館蔵『明治二十九年台湾総督府公文類纂』永久〇〇一九二〇。
- (45) 神塾務『クラークの直弟子札幌農学校第一期生 柳本通義の生涯』、共同文化社、一九九五年、二七頁〜二二七頁。
- (46) 台湾国史館台湾文献館蔵『明治二十九年台湾総督府公文類纂』永久〇〇一九二〇。
- (47) 同上。
- (48) 吳文星『札幌農学校と台湾近代農学の展開 台湾総督府農事試験場を中心として』、中京大学社会科学研究所台湾史料研究部会『台湾の近代と日本』、二〇〇四年。
- (49) 石井満『新渡戸稲造伝』、関谷書店、一九三五年、一九〇頁〜一九八頁。
- (50) 『官報』第三八二三号、明治二十九年三月三日、四九二頁。
- (51) なお、大正一三年一二月、同法令は改正され、総督府部内臨時職員が嘗、林野、河川、灌漑等三八分野に、臨時職員中に技師も三八人に増加された。
- (52) 外務省条約局法規課『外地法制誌』第五卷(日本統治下の五〇年台湾)、文生書院、一九九〇年、一六三頁。
- (53) 台湾国史館台湾文献館蔵『明治二十九年台湾総督府公文類纂』進退二〇二二三三 五四。
- (54) 同上。
- (55) 台湾国史館台湾文献館蔵『明治三十三年台湾総督府公文類纂』進退追加九〇〇五六九 六〇。
- (56) 明治三十九年一月一七日総督府専売局技師鈴木益定の特別賞与に付き、総督府より総理大臣宛の稟議案附理由調書。同前掲台湾国史館台湾文献館蔵『明治三十九年台湾総督府公文類纂』進退二〇二二三三 五四。
- (57) 台湾国史館台湾文献館蔵『明治三十三年台湾総督府公文類纂』追加三七〇〇五六一九。

- (58) 明治三十九年一月一七日総督府専売局技師鈴木益定の特別賞与に付き、総督府より総理大臣宛の稟議案附理由調書。同前掲台湾国史館台湾文献館蔵『明治三十九年台湾総督府公文類纂 進退二〇一二三三 五四』。
- (59) 同上。
- (60) 『台湾日日新報』第二三三三号、明治三十二年二月二三日、二頁。
- (61) 台湾総督府『府報』第三八七号、明治三十一年一月一四日、一六頁〜一七頁。
- (62) 新高堂編輯部『台湾文官普通試験問題集』、新高堂、一九一七年、五頁〜八頁。
- (63) 国史館台湾文献館蔵『明治三十四年台湾総督府公文類纂 進退追加二二〇〇七〇四 九』。
- (64) 『官報』第一六三六号、大正七年一月一八日、二八八頁〜二八九頁。
- (65) 同上。
- (66) 台湾総督府『府報』大正一三年各号。
- (67) 外務省条約局法規課『外地法制誌』第五卷、一八九頁。
- (68) 明治四三年二月、総督府が発した内訓第二〇号「囑託員採用内規」。台湾総督府警保局編『台湾総督府警察沿革誌』、緑蔭書房、一九八六年復刻版、二三九頁〜二四〇頁。
- (69) 台湾国史館台湾文献館所蔵『明治二十九年台湾総督府公文類纂 二〇〇一一六 一七』。
- (70) 興南新聞社『台湾人士鑑』(昭和十八年版)、湘南堂書店、一九八六年復刻版、二二一頁。
- (71) 瀬戸山兼斌『官公吏通義』、台湾法制研究会、一九三四年、七頁〜二〇頁。
- (72) 外務省条約局法規課『外地法制誌』第五卷、一八六頁〜一九〇頁。
- (73) 同上。一八八頁〜一九九頁。
- (74) 鶴見祐輔『後藤新平』第二卷、二四九頁。
- (75) 台湾総督府『府報』第八〇九号、明治三十三年八月三十一日、三〇頁。
- (76) 台湾国史館台湾文献館蔵『明治三十八年台湾総督府公文類纂 四〇一二〇 九七』。なお、中村は、明治三十五年一月二八日、後藤民政長官のあとを受け、臨時台湾土地調査局長に命じられ、そして明治三十七年一月一八日、同府専売局長

兼任を任じられた。

- (76) 興南新聞社『台湾人事鑑』(昭和十八年版)、四四五頁。
- (77) 秦郁彦『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』(東京大学出版会一九八一年、四四七頁〜六四三頁)より集計したものである。
- (78) 興南新聞社『台湾人事鑑』(昭和十八年版)、二八七頁。
- (79) 同上。三二六頁。なお、この時期に総督府高等文官として起用された本島人に、殖産局商政課事務官張水蒼(長村蒼樹)、同局農務課事務官楊基詮(小柳基詮)、新竹州産業部長林德欽(林恭平)、台北州商工水産課長黄介翥、台東庁勸業課長林伯可(小田原伯可)及び専売局煙草課長 林秀旭(松林秀旭)らがいる。
- (80) 台湾總督府『府報』第二四七四号、明治四一年七月二日、二九頁。
- (81) 『台湾協公会報』第八三号 明治三八年八月、二七頁。
- (82) 台湾總督府官房臨時国勢調査部『昭和十年国勢調査結果表』、一九三七年、三三頁。
- (83) 台湾国史館台湾文献館藏『明治二九年台湾總督府公文類纂四ノ乙』〇〇〇五九 一。
- (84) 内閣官報局『法令全書』(第九卷一)、原書房、一九七五年復刻版、二九三頁〜二九四頁。
- (85) 台湾国史館台湾文献館藏『自開府至軍組織中台湾總督府公文類纂 一』〇〇〇二三 一四。
- (86) 同上。
- (87) 台湾總督府『台湾總督府民政事務成績提要』(明治三十二年度分)、成文出版社、一九八五年復刻版、二二頁。
- (88) 同上。
- (89) 台湾總督府『府報』第三三三三号、明治三二年七月二〇日、七一頁。
- (90) 『官報』第四七一八号、明治三二年三月二八日、四九二頁。
- (91) 『旧植民地人事総覧』(台湾編一)、日本図書センター、一九九七年復刻版、一八二頁〜二四三頁。
- (92) 台湾總督府『府報』第一三三七五号、明治三六年七月一四日、二三頁。
- (93) 台湾總督府警保局編『台湾總督府警察沿革誌』V、緑陰書房、一九八六年復刻版、四四九頁。

- (94) 大正元年一〇月五日勅令第三〇号「懲戒又ハ懲罰ノ免除ニ関スル件」。内閣印刷局『大正年間法令全書』第一卷（二）、原書房、一九八四年復刻版、三八頁。
- (95) 台湾総督府『台湾総督府事務成績提要』（明治三十二年度分）、二〇頁。
- (96) 台湾総督府警保局編『台湾総督府警察沿革誌』V、四二六頁。
- (97) 総督府が所属官僚の懲戒辞令案を『府報』に掲載することを決定して以来、同府所属普通文官の懲戒辞令の『府報』掲載の端緒は、明治三十五年四月一七日、『府報』第一〇四一号である。同号によれば、総督府文官普通懲戒委員会は、同月九日、昨年一月二三日、新宮庄郵便電信局より電報送信の為呼出を受けたる応対を約三〇分遅延し、その遅延責任を逃れるため同局が附近土匪襲来と虚偽報告事件に対し、同局長土器屋佐吉に免官処分を決議したとの辞令であった。また、同日に、総督府が台北庁新庄支庁警察官吏派出所詰警部補大村政次郎の無許可外出事件に対し、一箇月間月俸三分の一減俸処分と懲戒辞令を掲載した。
- (98) 台湾総督府『台湾総督府事務成績提要』（明治三十六年度分）、三六頁。
- (99) 台湾総督府『府報』明治三十六年度分による集計である。詳細は、次の通り。
- 明治三十六年二月一三日『府報』一二九二号、二九頁。  
 総督秘書官大津麟平、彰化庁長須田綱鑑及び総督府属川中子安次郎が職務上不都合により譴責  
 明治三十六年三月一四日『府報』第一三〇五号、二四頁。  
 台湾公学校訓導吳育仁が職務不都合により譴責  
 明治三十六年七月一四日『府報』第一三七五号、二三頁。  
 鳳山庁属小林金一郎が過去免官された経歴の詐称により免官  
 明治三十六年八月二五日『府報』第一三九三号、三六頁。  
 台南庁長山形條人が職務怠慢により譴責  
 明治三十六年九月一日『府報』第一三九四号、一頁。

台北庁属木村松之助が職務不都合により譴責

明治三六年九月八日『府報』第一三九六号、八頁。

台北庁長菊池未太郎と府属が職務怠慢により譴責

台東庁長相良長綱が監督不行届により譴責

明治三六年九月二三日『府報』第一四〇五号、五二頁、五三頁。

蕃署寮庁警部補松沢龍光、澎湖庁属田中鋼次郎、監獄監吏松井安藏が職務怠慢により譴責

澎湖庁和田博が無許可帰省により九箇月月俸三分の一減俸

斗六庁警部池辺正実が平素不注意により譴責

蕃署寮警部補松本太郎が監督不行届により譴責

監獄監吏水間良輔が監督不行届により一箇月月俸一〇分の一減俸

監獄監吏福田台記が職務怠慢により六箇月月俸四分の一減俸

監獄吏武川銓之助が監督不行届により譴責

明治三六年一〇月三日『府報』第一三二三号、六二頁、六三頁。

深坑庁警部永田綱明が職務怠慢により譴責

深坑庁警部補荒尾豊太郎が監督不行届により三箇月月俸一〇分の一減俸

鳳山庁警部補平峰武二が官物保管不注意により四箇月月俸四分の一減俸

明治三六年一月一八日『府報』第一四三三号、九三頁。

桃仔園庁属近藤謙太が職務義務違反により免官

台北庁技手片山政次が職務怠慢により二箇月月俸五分の一減俸

蕃署寮庁長石橋亨が職務怠慢により譴責

明治三六年一月九日『府報』第一四四二号、二二頁

三等郵便局長大津一郎が職務怠慢により譴責

- (100) 台湾総督府警保局編『台湾総督府警察沿革誌』V、四七五頁。
- (101) 同上。四二八頁〜四二九頁。
- (102) 村崎長昶「五十年前の色彩」。緒方武蔵『始政五十年台湾草創史』所収 台湾南天書局、一九九五年復刻、二三〇頁〜二三一頁。
- (103) 村崎長昶「五十年前の色彩」。同前掲緒方武蔵『始政五十年台湾草創史』所収、二二八頁。
- (104) 中辻喜次郎「南船北馬の回顧」。同前掲緒方武蔵『始政五十年台湾草創史』所収、二〇八頁。
- (105) 橋口兼清『橋口文蔵遺事録』、非売品、明治三十九年六月、一六七頁。
- (106) 台湾国史館台湾文獻館藏『自開府至軍組織中台湾総督府公文類纂 二七』〇〇〇三八 二一〇。
- (107) 台湾総督府『府報』第二二二二号、明治四〇年六月二八日、四八頁〜四九頁。
- (108) 鶴見祐輔『後藤新平』第二卷、勁草書房、一九六五年、一七〇頁。
- (109) 第一三回帝國議會衆議院台湾事業公債法案審査特別委員会速記録(第四号)。同前掲『帝國議會衆議院委員会速記録』(第一三回議會 明治三二年)に収録、東京大学出版会、一九八〇年、二〇六頁〜二〇七頁。
- (110) 台湾総督府『台湾総督府民政部事務成績提要』(明治三十三年度分)、八四頁。
- (111) 台湾経世新報社『台湾大年表』、緑陰書房、一九九二年復刻、六七頁。
- (112) 辰野・伊東・野村は、それぞれ明治二二年、明治二五年、明治二八年の東京帝国大学工科大学建築学科の卒業生である。このうち、辰野は、卒業した後、イギリスに留学し、帰国後、西洋と日本の建築理論を生かし、自ら辰野式建築様式を創設し、日本銀行京都支店舎、福岡日本生命九州支社舎、東京駅、大阪中央公会堂等を設計した。野村は、明治四二年現在総督府土木局営繕課長に就いている。野村は、その後、建築家荒木栄一、福田東吾と総督府博物館、総督官邸の設計等に参与した有名な近代建築設計家である。
- (113) 長野宇平治は、慶応三年新潟県に生まれ、明治二六年、東京帝国大学工科大学建築学科卒、明治四二年現在、日本銀行技師、同行北海道小樽支店勤務。著名な建築設計家として日本銀行本店等設計に参与した。
- (114) 森山松之助は、明治三〇年、東大工科大学建築学科卒、総督府鉄道部庁舎・専売局庁舎・台北庁舎・台中庁舎・台南庁



舎・及び新宿御苑台湾閣等の設計者である。

(115) 台湾経世新報社『台湾大年表』、八七頁。

(116) 林進発『台湾統治史』、民衆公論社、一九三五年、一八六頁。

(117) 内閣官報局『官報』第三九四二号、明治二九年八月一日、一六七頁。

(118) この総督府文官服制は、その後、幾つかの改正がなされた。例えば、明治三八年八月、総督府は、日露戦争中、文官制服用の絨価格が高騰したため、適宜の地質に、夏服の生地は白い生地から鼠色に改正された。さらに、明治四三年二月、文官の佩劔が長劔から短劔となった。

(119) 台湾総督府『台湾総督府民政部事務成績提要』(明治三十二年度分)、一八頁～一九頁。

(120) 台湾総督府『府報』第五一〇号、明治三二年四月三〇日、四八頁～四九頁。

(121) 台湾総督府警保局『台湾総督府警察沿革誌』V、九八二頁。

(122) 台湾教育会『台湾教育沿革誌』、青史社、一九八二年復刻版、二五頁。

(123) 大浜徹也『乃木希典』、雄山閣、一九六七年、七八頁。

(124) 台湾国史館台湾文献館蔵『明治三二台湾総督府公文類纂 追加四』〇三二八～三三。

(125) 明治二九年三月三〇日勅令第一〇〇号『台湾総督府職員加俸支給規則』。『官報』第三八二三号・明治二九年三月三一日、四九八頁。

(126) 『府報』第三二七号、明治三二年六月三〇日、九五頁。なお、かかる台湾総督府の在勤文官官僚を対象とした加俸制度は、朝鮮、大連旅順租界、樺太及び南洋諸島などの外地拡大に伴い、改正を繰り返したうえ、外地在勤文官の加俸基準の上昇傾向が窺える。例えば、明治四三年三月、外地が台湾総督府から関東都督府、韓国統監府、樺太庁へ拡張したのに伴い、政府は、同加俸令を改正し、加俸対象が上記の外地機関に拡大しながら、韓国「統監」、台湾総督、関東都督及樺太庁長官ノ加俸八本俸ノ十分ノ五トシ其ノ他ノ高等官ノ加俸八本俸ノ十分ノ五以内、判任官八十分ノ八以内」(明治四三年三月二八日勅令第一三三七号「台湾滿韓及樺太在勤文官 加俸令」(内閣官報局『官報』号外、明治四三年三月二八日、四六頁)となった。

- (127) 井出季和太『興味の台湾史話』、南天書局、一九九七年復刻版、一三二頁～一三三頁。
- (128) 内閣官報局『官報』第四〇六五号、明治三〇年一月二〇日、一七〇頁。
- (129) 多田吉三『明治家計調査集』(青史社、一九九二年、五〇七頁)によると、四斗五升が八円四錢であった。
- (130) 台湾総督府官房企画部『家計調査集成』一九、青史社、二〇〇〇年復刻版、六六頁。
- (131) 昭和八年、愛国婦人会台湾支部は、愛国婦人会台湾本部に改称された。本章は、研究上の便宜で台湾支部と略す。なお、日本愛国婦人会は、もともと奥村五百子の提唱より、明治三四年三月、東京で発足した。成立当初、仮事務所が東京日本体育会に置かれ、初代会長は公爵岩倉具定夫人久子であった。
- (132) 愛国婦人会台湾本部『愛国婦人会台湾本部沿革誌』、非売品、一九四一年、七三七頁。
- (133) 詳細は、棟方達也『日本統治期台湾のゴルフに関する研究一 台湾におけるゴルフの草創』(弘前学院大学『一般教育学会誌』第一六号、一九九六年四月、一七頁～二九頁)及び同氏『日本統治期台湾のゴルフに関する研究二 台湾ゴルフ倶楽部の組織化』(弘前学院大学・弘前学院短期大学『紀要』第三三号、一九九七年三月、一七頁～二三頁)を参考されたい。
- (134) 石井光次郎『回想八十八年』、カルチャー出版社、一九七六年、二〇二頁。
- (135) 棟方達也『日本統治期台湾のゴルフに関する研究二 台湾ゴルフ倶楽部の組織化』。弘前学院大学・弘前学院短期大学『紀要』第三三号、一九九七年三月、一七頁～一八頁。
- (136) 田中一二『台湾の新人旧人』、台湾成文出版社、一九九九年復刻版、一九〇頁～二〇三頁。
- (137) 『淡水館の由来』。井出季和太『興味の台湾史話』、台湾南天書局、一九九七年復刻版、二〇七頁。
- (138) 福井県郷友会編『福井県郷友会員名簿』(昭和十二年一月現在)、非売品、昭和十二年六月。
- (139) 中辻喜次郎『渡台難航』。内藤菱崖『台湾四十年回顧』、非売品、一九三六年、一一九頁。
- (140) 橋口兼清『橋口文藏遺事録』、一三三頁～一三六頁。
- (141) 同上。七頁～一一頁。
- (142) 青柳達雄『満鉄総裁中村是公と漱石』、勉誠社、一九九六年、七頁～一一頁。

- (143) 同上。一八頁。
- (144) 同上。一八頁と三五九頁。
- (145) 台湾国史館台湾文献館蔵『明治四三年台湾総督府公文類纂 三』〇一六二〇—二二一。
- (146) 台湾国史館台湾文献館蔵『明治四三年台湾総督府公文類纂 五』〇一六二二—五。
- (147) 明治三三年六月二〇日法律第四三三号「官吏恩給法」。同前掲内閣官報局『官報』第二〇九二号、明治三三年六月二二日、二二三頁。
- (148) 大島は、東大を出た後、明治三三年七月、衆議院書記官に命じられてから、明治四三年七月、退官するまで、在官年数の通算が一九年九箇月であつた。
- (149) 明治三三年三月三〇日法律第七五号「台湾ニ在勤スル官吏ノ恩給及遺族扶助料法」。『官報』第五〇二二号、明治三三年三月三一日、四六五頁。
- (150) 大正一四年一月二三日第五〇回衆議院本会議上加藤國務大臣の演説。『帝国議會衆議院議事速記録』(第五〇回議會 大正一三年) 東京大学出版会、一九八二年、二三頁。
- (151) 『台湾時報』大正一四年三月(六五号)、三頁。
- (152) 内閣印刷局『大正年間法令全書』(大正一三年 一)、原書房、一九九五年、二一九頁。
- (153) 内閣印刷局『大正年間法令全書』(大正一四年 一)、原書房、一九九五年、八三頁。
- (154) 緒方武蔵『始政五十年台湾草創史』、八五頁。
- (155) 猪野三郎『大衆人事録』(昭和三年版)、日本図書センター、一九八九年復刻版、キ 五頁。
- (156) 台湾総督府『府報』第八一五号、明治三三年九月一日、二〇頁。
- (157) 戸水汪『台湾みやげ』、非売品、一九〇五年、七二頁。
- (158) 台湾総督府『府報』第八九六号、明治三四年一月三一日、五五頁。
- (159) 台湾総督府『府報』第九一三号、明治三四年三月二日、四頁。
- (160) 三十四銀行の前身の一つは、大阪中立銀行であつた。明治二八年、大阪中立銀行は、総督府の台湾設置とともに、総督

府の国金庫取扱機関として、基隆、台北と台南各地に出張所を置いた。明治三十三年、大阪中立銀行が第三十四銀行に併合されるにつれ、その台湾支店も三十四銀行の支店となり、木村は、この台湾各支店の初代支配人に推挙された。

(161) 台湾新民報社『台湾人士鑑』（昭和二二年版）、湘南堂書店、一九八六年復刻版。

(162) 同上。再版の辞。